

第4期御船町地域福祉計画
御船町自殺対策推進計画
第3期御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画

令和6年3月
御船町
御船町社会福祉協議会

はじめに

御船町は、2020年度から2027年度までを計画期間とする「第6期御船町総合計画」を策定し、「みんながわくわくする御船町」を町の将来像として掲げ、オールみふねのまちづくりを進めています。なお、平成28年熊本地震を経験した町として策定した「御船町震災復興計画」は、2024年3月に計画期間の満了を迎え、復興のフェーズはさらなる展開を進める「創造的復興」へと移っています。

また、この間に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が発生しました。人と人、人と地域が互いに交流を自粛せざるを得ない状況が長く続き、私たちを取り巻く環境は大きく変容しました。

このような状況を踏まえ、町では、福祉に関する総合的な計画となる「第4期御船町地域福祉計画」を策定しました。また、社会福祉協議会が策定する「第3期御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地域福祉の理念と具体的な行動計画を両輪で進めていくこととしています。加えて、今回も前期と同様に「御船町自殺対策基本計画」を併記するとともに、新たに「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しています。

地域福祉計画は、高齢者、子ども、障がい者に関する対象者毎の個別計画の上位計画として、福祉施策の理念と方向性を示したものであり、地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するための具体的な活動・行動の計画です。この2つの計画を推進するためには、行政と社会福祉協議会が連携することはもちろん、町民の皆様や福祉関係団体の皆様とこれまで以上に連携する必要があります。町民の皆様が安心して生活できるまちづくりを進めてまいりますので、本計画への御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり御審議いただいた策定委員の皆様をはじめ、アンケート等で貴重な御意見をいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6（2024）年3月

御船町長

御船町社会福祉協議会会長

藤木 正幸

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 地域福祉とは	3
3. 自助、互助、共助、公助の視点	3
4. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	4
5. 計画の位置づけ	5
6. 計画の期間	6
7. 計画の策定体制	6
8. 御船町の地域福祉における SDGs	7
第2章 御船町の地域福祉を取り巻く現状と課題	8
1. 統計データからみる御船町の現状	8
2. アンケート調査の結果	19
3. 第3期地域福祉計画の実施状況	44
4. 第2期地域福祉活動計画の実施状況	46
5. 計画策定に向けての課題の整理	50
第3章 計画の基本的な考え方	53
1. 基本理念	53
2. 基本目標	54
3. 施策の体系	55
4. 地域共生社会の実現に向けて（重層的支援体制整備事業の推進）	57
5. 成年後見制度の利用促進に向けて（御船町成年後見制度利用促進基本計画） ...	59

第4章 施策の展開	63
基本目標1 “お互いさま”で支え合う地域づくり	63
基本目標2 適切な相談・福祉サービスにつながる仕組みづくり	72
基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり	77
基本目標4 生きることの包括的な支援体制づくり（自殺対策推進計画）	83
第5章 計画の推進	96
1. 関係機関等との連携・協働	96
2. 計画の進行管理	97
資料編	98
1. 福祉に関連する機関、施設、事業所	98
2. 御船町地域福祉計画策定委員会設置要綱	106
3. 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	108
4. 御船町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員等名簿	109
5. 用語解説	110

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

人口減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルの多様化、災害や感染症リスクの高まりなど、地域福祉を取り巻く環境が変化する中、地域福祉を支える担い手が減少し、人と人とのつながりが希薄化するなど、地域で支え合う力が低下してきています。このような個人や世帯を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化（8050問題、ダブルケア、社会的孤立など）してきており、これまでの高齢者、障がい者、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとの公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

このような中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を推進しており、その実現に向けては、福祉の領域だけではなく、まちづくりや産業、防犯・防災、環境、教育等との連携が不可欠とされています。

御船町及び御船町社会福祉協議会では、平成31年3月に「第3期御船町地域福祉計画・御船町自殺対策推進計画・第2期御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地域で支え合い、全ての人がいきいき輝き、安心して暮らせるまちづくりを目指し、町民、関係団体、行政等の連携により地域福祉の推進を図ってきました。

本計画が、令和5年度で終了することから、引き続き地域社会の現状や課題、国・県の動向を踏まえ、「第4期御船町地域福祉計画・御船町自殺対策推進計画・第3期御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

「地域共生社会」の実現に向けた国の主な動向		
平成 28 年 7 月	「我が事・丸ごと」地域共生 社会実現本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていく ・地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める
平成 29 年 6 月	社会福祉法の一部改正 「地域包括ケアシステムの強化のための 介護保険法等の一部を改正する法律」 （平成 30 年 4 月施行）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村地域福祉計画策定が努力義務化 ・福祉の各分野における「上位計画」として位置付け
平成 29 年 12 月	「社会福祉法に基づく市町村 における包括的な支援体制の 整備に関する指針」の策定・ 公表及び関連通知の発出	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」が示される
令和 2 年 6 月	「地域共生社会の実現のため の社会福祉法等の一部を改正 する法律」の公布 （令和 3 年 4 月施行）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることを明記 ・福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設等
令和 3 年 3 月	「地域共生社会の実現に向け た地域福祉の推進について」 の改正	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の改正

2. 地域福祉とは

地域福祉とは、「福祉や保健などの多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組み」と捉えることができます。行政や事業者だけではなく、地域住民もその課題解決に向けて自発的に取り組み、それぞれが役割を果たしながら、地域全体で力を合わせることで誰もが安心して暮らせる地域が、地域福祉の充実した姿です。

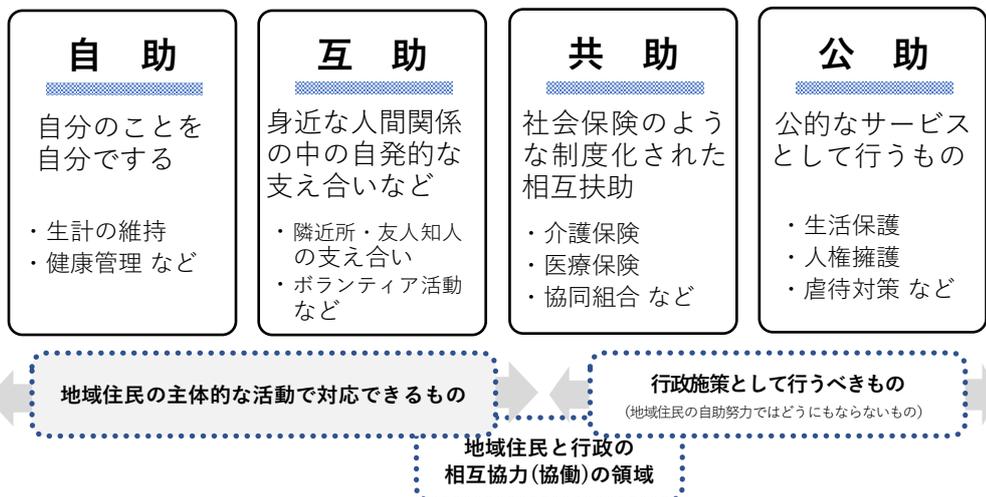
また、介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮等といったそれぞれの分野における専門性は互いに活用しながら、それぞれの関係者・関係機関のネットワークの中で、介護や障がいの有無等に関わらず、従来の支える側・支えられる側という関係性から「支え合う」関係性へと発展した「地域共生社会」の実現に向けた取り組みも推進していく必要があります。

3. 自助、互助、共助、公助の視点

「御船町地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取組を示すこととなります。具体的には、住民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、役場などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くこととなります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住む全ての人たちにとって住みやすいところとなるためには、まずは、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係の中で、お互い様の気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）が大切になります。同時に、社会保険制度などの相互扶助（共助）は家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘される中、その重要度がますます高まっています。また、社会の変化を背景に生じるリスク・ニーズに対し、対象者を定めて準備される公的なサービス（公助）が分野別に支援を行っています。

本町の介護分野の地域包括ケアシステムにおいても、この4つの「助」により各主体の役割分担を明確にし、取組を推進しています。



4. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

公的なサービスの提供だけでは対応できない問題や困りごとは、福祉領域だけでなく、医療、就労、教育などの生活全般に関する問題が複合的に絡み合っている場合も多いため、地域、ボランティア、団体、事業所、行政等が連携し、包括的・総合的に支援していく必要があります。

このような「地域共生社会」の実現のために、具体的な取り組みを示したのが「地域福祉計画・地域福祉活動計画」です。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき市町村が策定する行政計画です。そのため、「地域福祉計画」は、こうした規定に基づき、地域福祉を推進していくための理念や福祉ビジョンを定めつつ、その実現のための基盤や体制づくりなど総合的な方向性を示します。

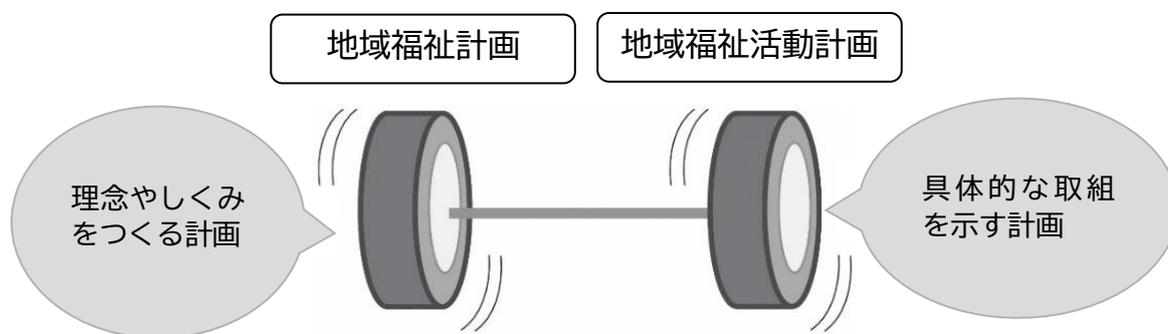
一方、「地域福祉活動計画」は、民間組織である社会福祉協議会が策定する活動計画です。

社会福祉法第 109 条において、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされています。

そのため、「地域福祉活動計画」は、市町村が策定した「地域福祉計画」の理念やビジョンを踏まえつつ、社会福祉協議会が地域住民や関係機関等と連携し、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示します。

今回策定する「御船町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、法律に定められた地方自治体の責任を果たすため、地域住民、行政、社会福祉協議会、関係機関や事業所が連携し、地域の課題を解決していくために取り組む内容を示します。

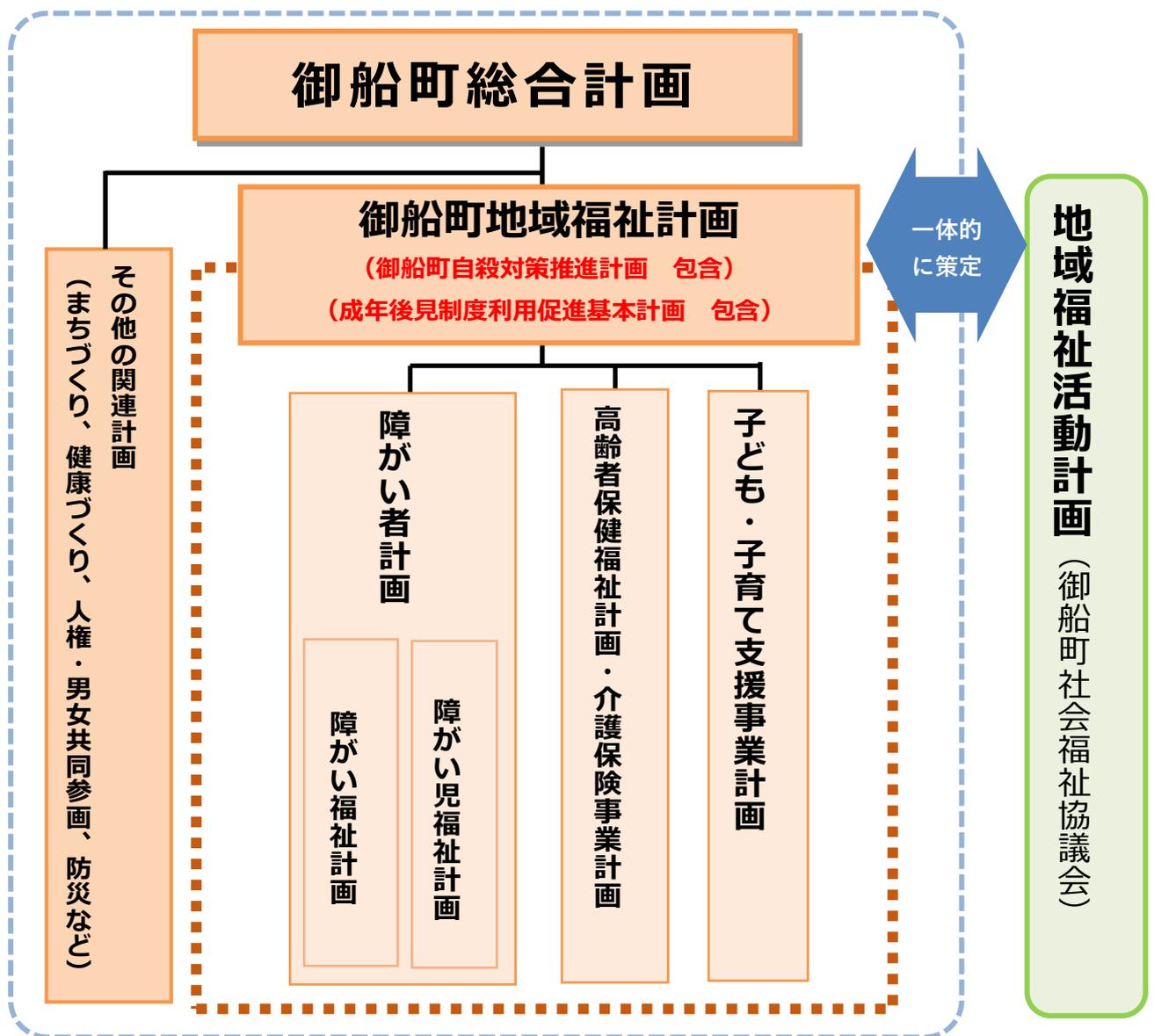
なお、「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」の両方の内容を盛り込んだ一体型とすることとします。



5. 計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、各種個別計画とは基本的な理念を共有するなどし、調和が図られた内容とします。各計画において、既に施策や取組が体系的に実践されていることや、社会福祉法等において計画に盛り込むべき事項として規定された内容を踏まえて、本計画に具体的に掲げる取組等は、地域福祉の推進に資する要素を含むものととどめます。各種個別計画と重なる部分については、その全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなします。

また、本計画の「第4章 4 生きることの包括的な支援体制づくり」を自殺対策基本法第13条第2項に規定される「市町村自殺対策計画」として位置付け、本計画と一体的に策定するものとします。



6. 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や制度改正等を踏まえ、計画期間内であっても、必要に応じて中間評価・見直しを行うこととします。

7. 計画の策定体制

(1) 住民アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、住民の意識や今後のまちづくりに向けた意向などを把握することを目的に、18歳以上の1,500人を対象とした「アンケート調査」を令和5年11月から12月に実施しました。

(2) 民生委員等アンケート調査の実施

地域での福祉課題や今後の地域福祉推進に向けた意向を把握することを目的に、民生委員・児童委員ならびに地域福祉支援に関わっている関係団体の方たちを対象とした「アンケート調査」を令和5年11月に実施しました。

(3) ワークショップの実施

民生委員・児童委員などに参加いただき、地域の課題や地域づくりの役割分担などの意見交換を令和5年11月に実施しました。

(4) 御船町地域福祉計画策定委員会の実施

本計画の策定にあたっては、関係機関・団体代表者、住民代表者等で構成される「御船町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」を令和5年9月から令和6年3月にかけて計3回開催し、計画について検討・意見聴取を行いました。

(5) パブリックコメントの実施

計画案を御船町及び御船町社会福祉協議会それぞれのホームページ並びに窓口で公表し、令和6年2月に計画内容全般に関する意見募集を行いました。

注)「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記については可能な限り平仮名で表記しています。ただし、法令等に基づく用語や施設の固有名詞等については「害」の字を使用しているため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

8. 御船町の地域福祉における SDGs

SDGs（エスディージーズ、持続可能な開発目標）とは、2015（平成 27）年 9 月に国連で採択されたもので、「誰一人取り残さない（leave no one behind）を理念に、17 の目標と 169 のターゲットを設定しています。

それぞれの国や地域の人々は、17 の目標を意識し、目の前にある課題や資源に向かい合い、行動を起こし、地域の問題を解決しながら、SDGs の掲げる世界目標を実現していくことが求められます。

本町においても総合計画において、SDGs（持続可能な開発目標）に基づき、地球上の「誰一人として取り残さない」住民全ての人にやさしい御船町を目指しています。

また、持続可能な未来のために定められた SDGs の 17 の目標を、町の取組に浸透させることを目的として、各主要施策と SDGs の 17 の目標との関連性を記載しています。

本計画においても、地域共生社会は持続可能な社会をつくるという点で SDGs と共通するという視点を取り入れ、地域福祉の取組を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 御船町の地域福祉を取り巻く現状と課題

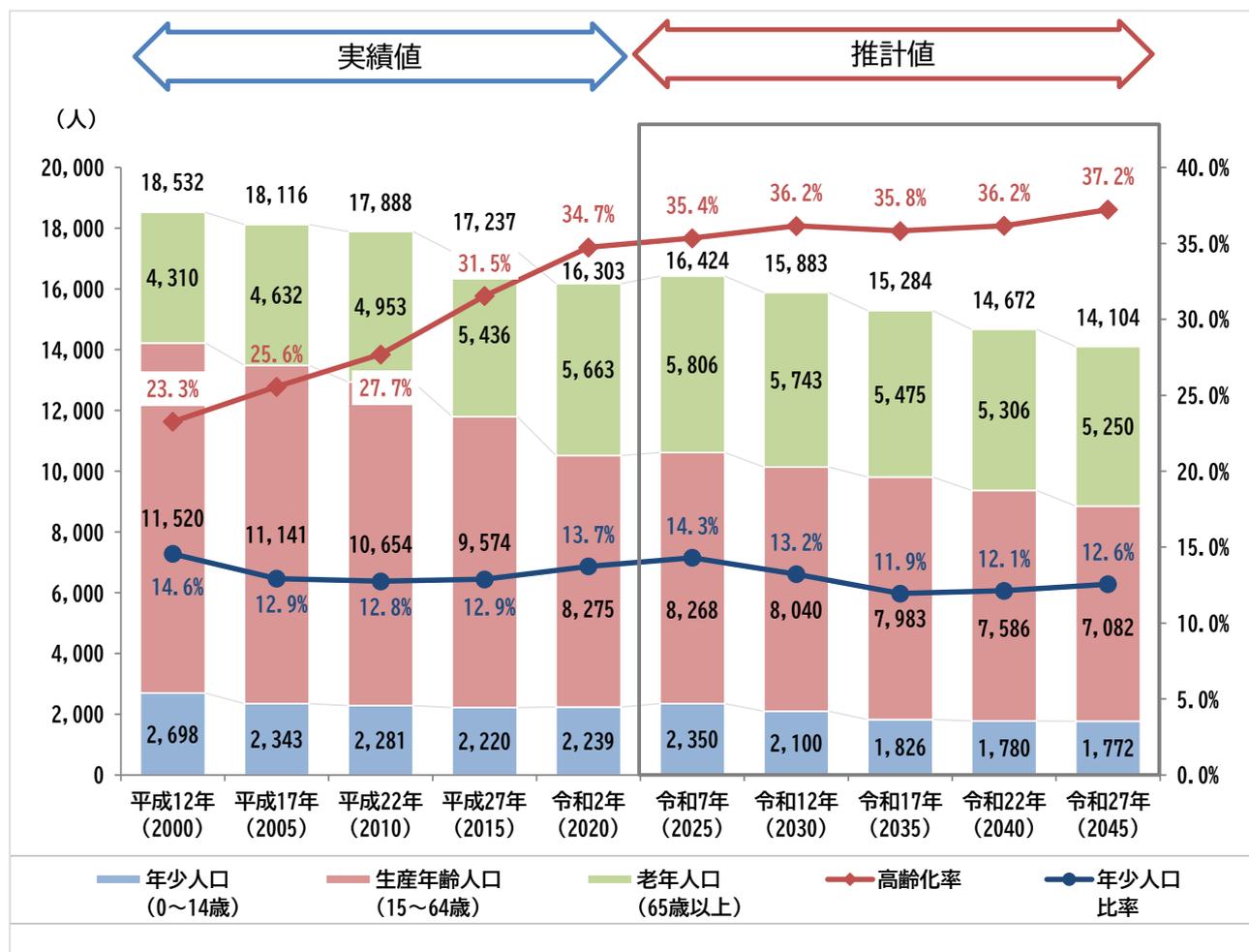
1. 統計データからみる御船町の現状

(1) 人口の状況

国勢調査における最新値である令和2年時点の御船町の総人口は16,303人となり、平成12年と比較すると2,229人減少していますが、令和5年12月末日時点の人口は17,235人と近年微増の傾向にあります。ただし、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による人口推計では、徐々に減少する予測となっています。老年人口も令和7年をピークに減少に転じ人口減少が加速化することが予測されています。

高齢化率は年々上昇しており、令和7年以降は高齢化率が4割近くなり、以後ほぼ横ばいで推移すると見込まれます。

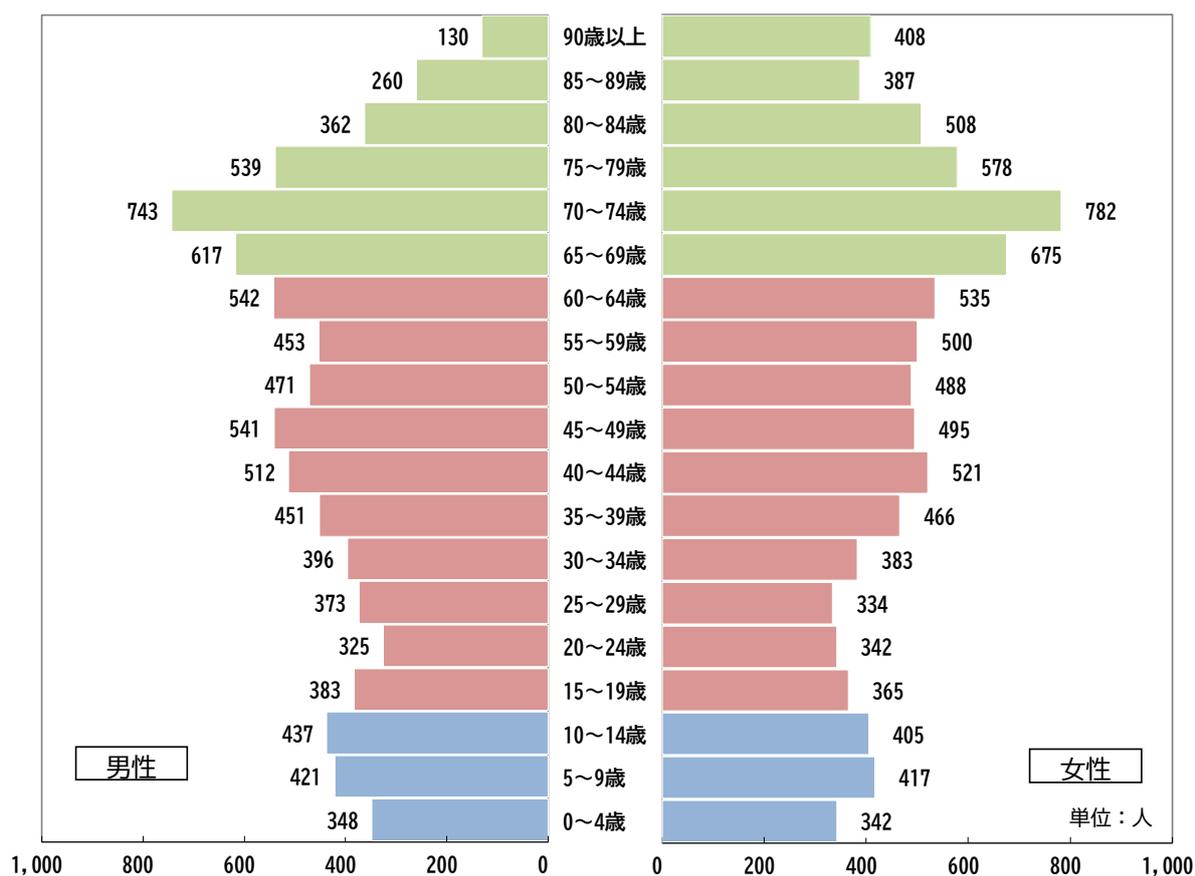
■年齢3区分別人口の推移と将来推計



出典：平成7年～令和2年は「国勢調査」総務省、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」より

人口を年齢階層別にみると、70歳～74歳の層が最も多くなっており、65歳～69歳の層も多いことから、今後5年間で、さらに高齢化が進み、70歳以上の高齢者が増加することが見込まれます。

■人口ピラミッド 令和5年12月31日 現在



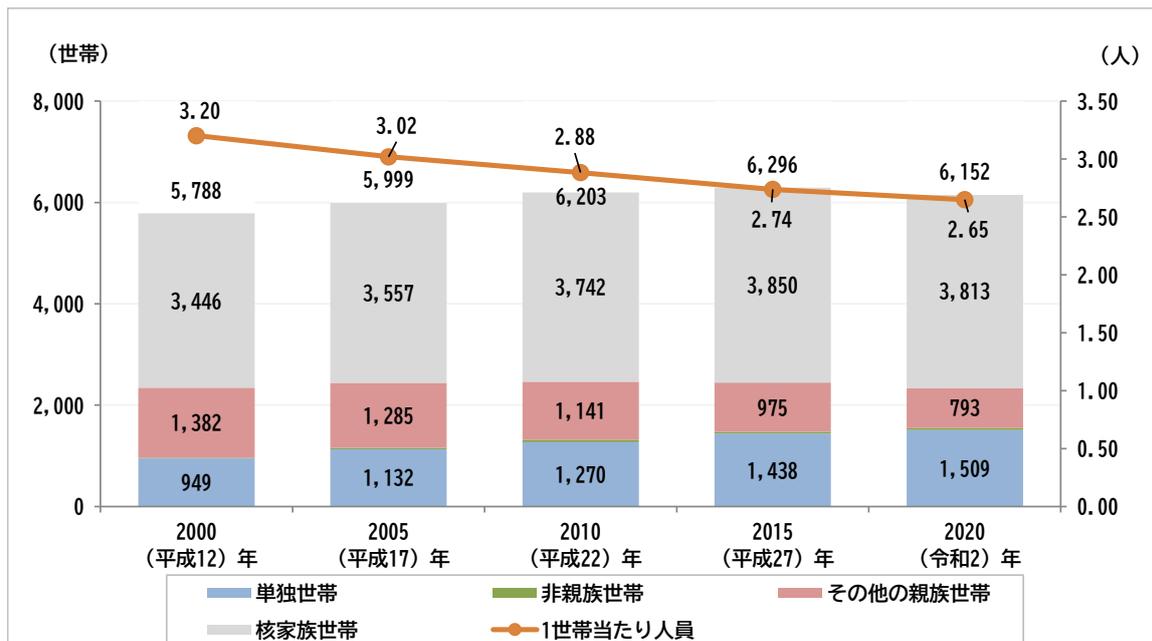
出典：御船町住民基本台帳

(2) 世帯の状況

令和2年の世帯数は6,152世帯と前回調査より減少しています。一方、平成12年以降の1世帯当たりの人員数をみると一貫して減少しています。

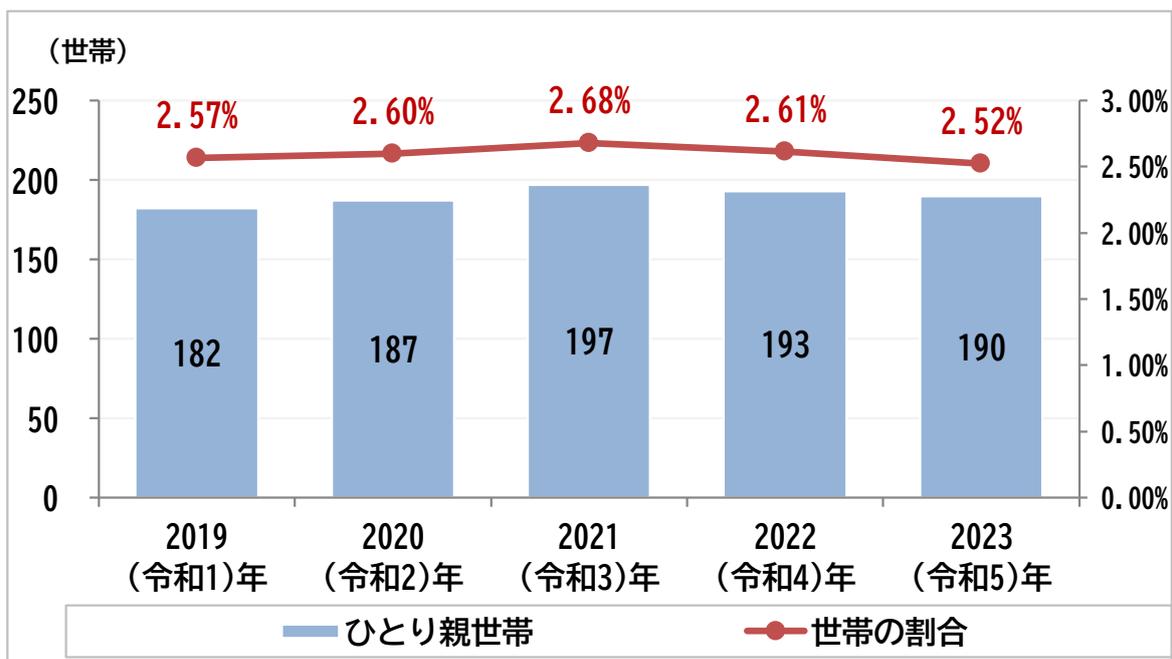
ひとり親世帯数の推移をみると、増加傾向にあり、令和5年には190世帯となっています。

■家族類型別世帯数及び1世帯当たり人員の推移



出典：国勢調査

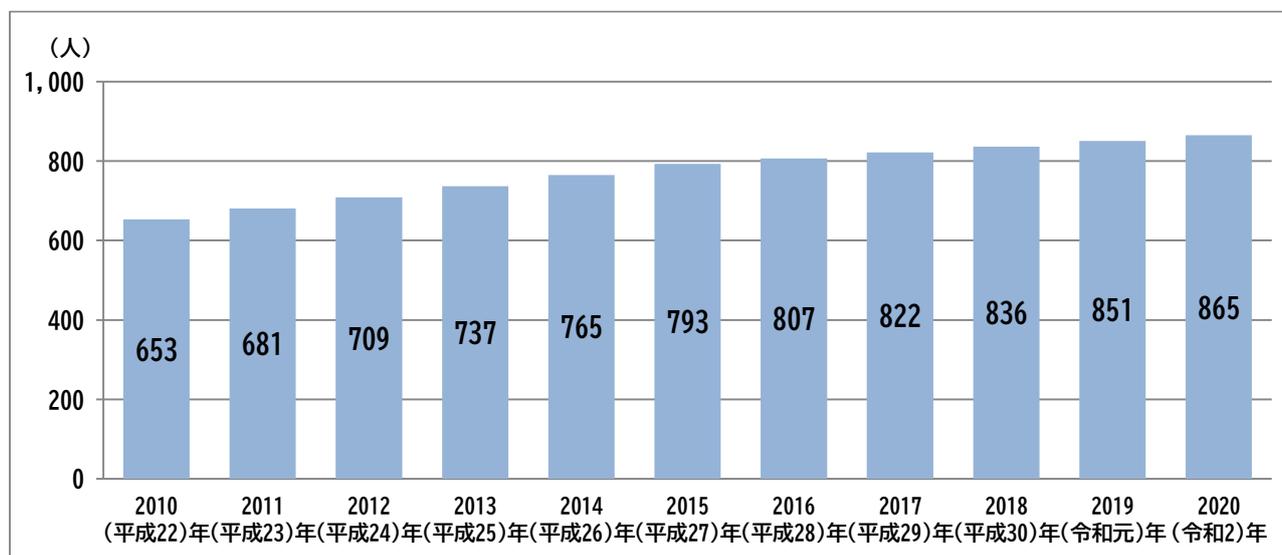
■ひとり親世帯数の推移



出典：御船町こども未来課（各年8月現在）

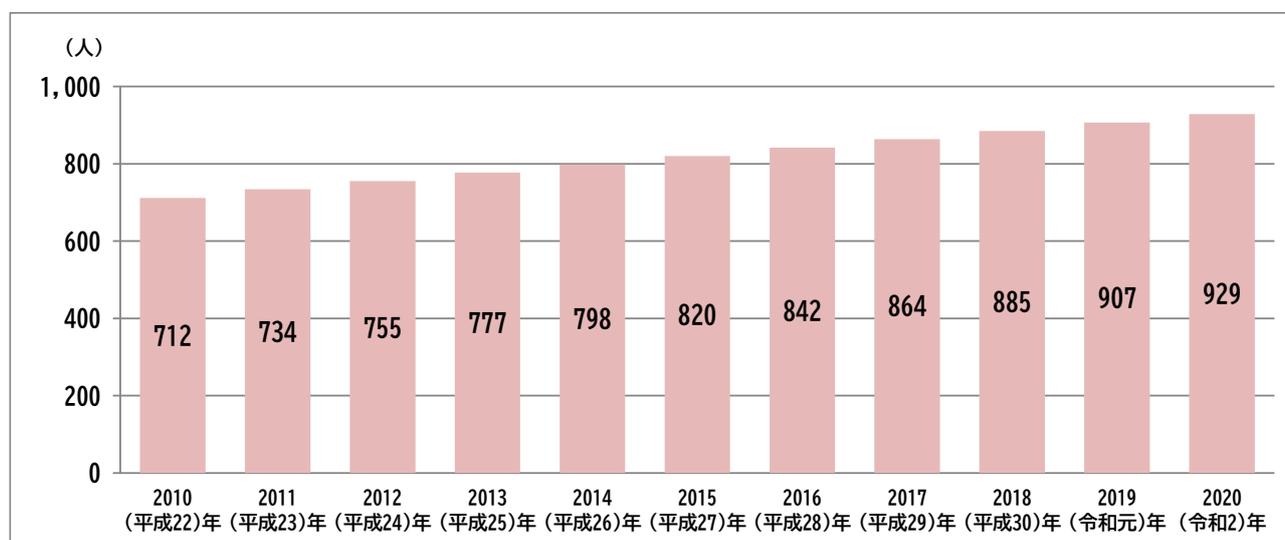
高齢単身者世帯数及び高齢夫婦世帯数はともに、年々増加しており、令和5年では高齢単身者世帯が865世帯、高齢夫婦世帯が929世帯となっています。

■ 高齢単身者世帯数の推移



出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和5年12月取得）

■ 高齢夫婦世帯数の推移

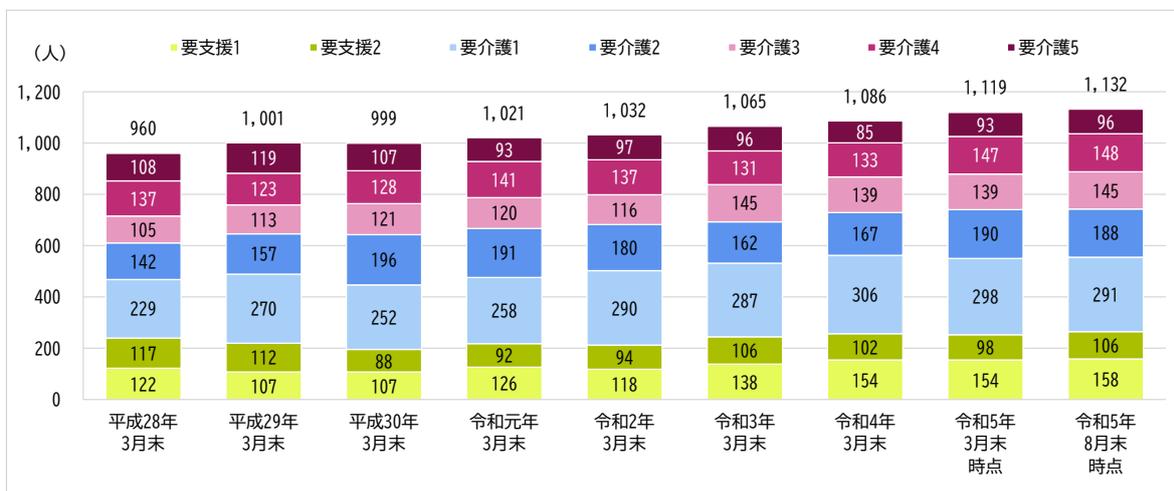


出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和5年12月取得）

(3) 要支援・要介護認定者の状況

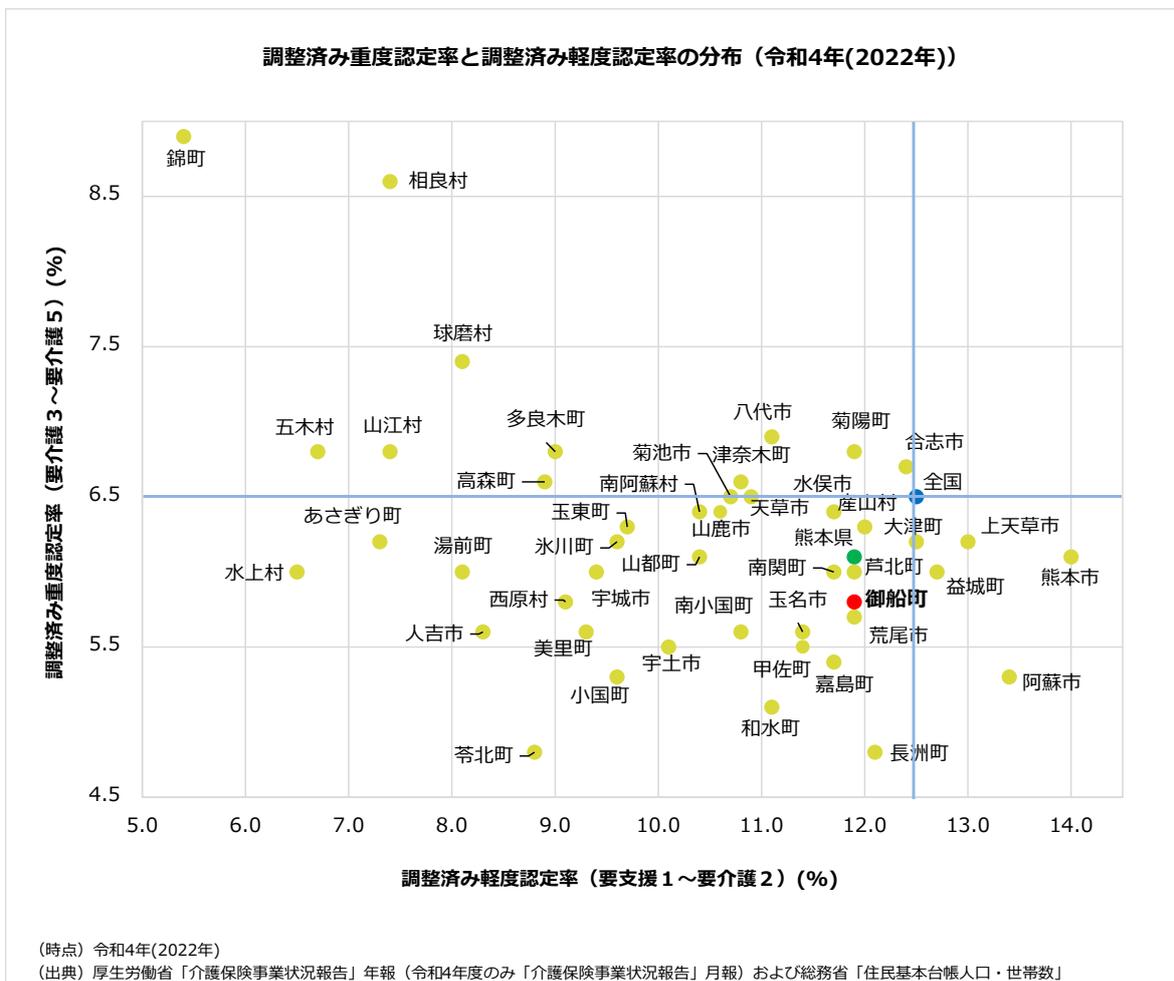
要介護度別認定者数の推移をみると、高齢化率の上昇を背景に増加傾向にあります。

■要介護度別認定者数の推移



出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和5年12月取得）

■県内市町村別調整済み要介護認定率

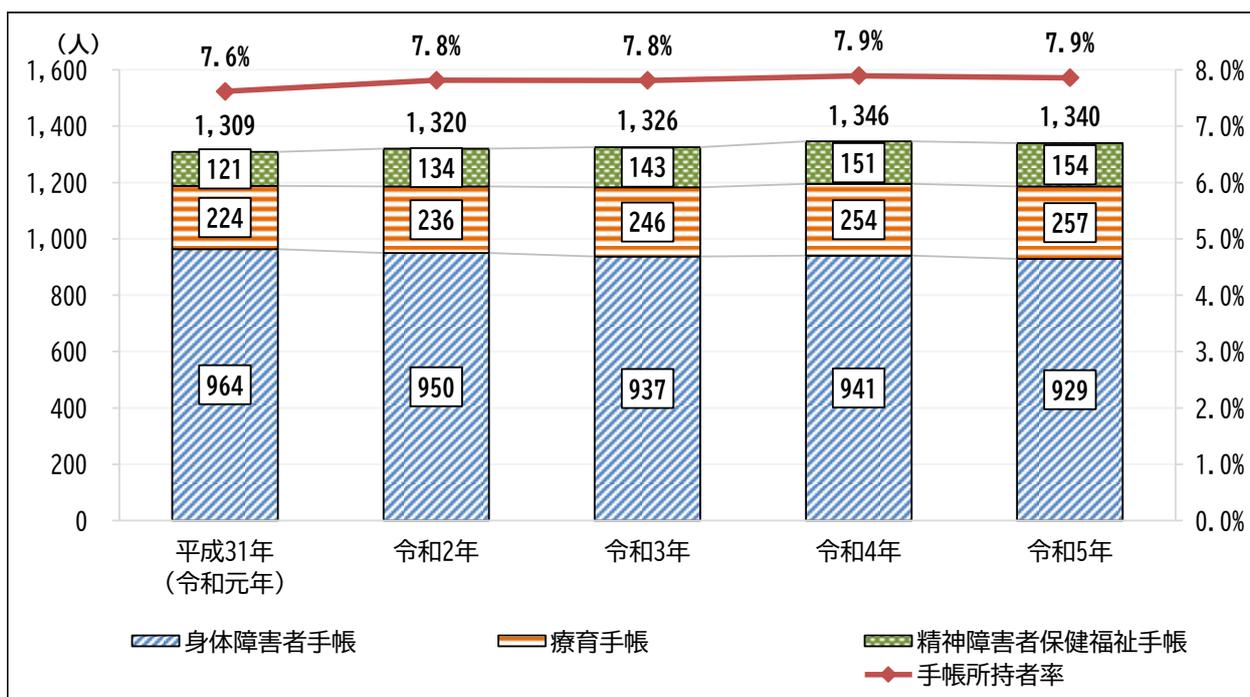


出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和5年12月取得）

(4) 障がい者・児の状況

本町の平成31年（令和元年）以降の障害者手帳所持者数は、ほぼ横ばい傾向となっており、令和5年では1,340人となっています。手帳種別では、身体障害者手帳所持者数が減少する中で、療育手帳所持者数・精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移

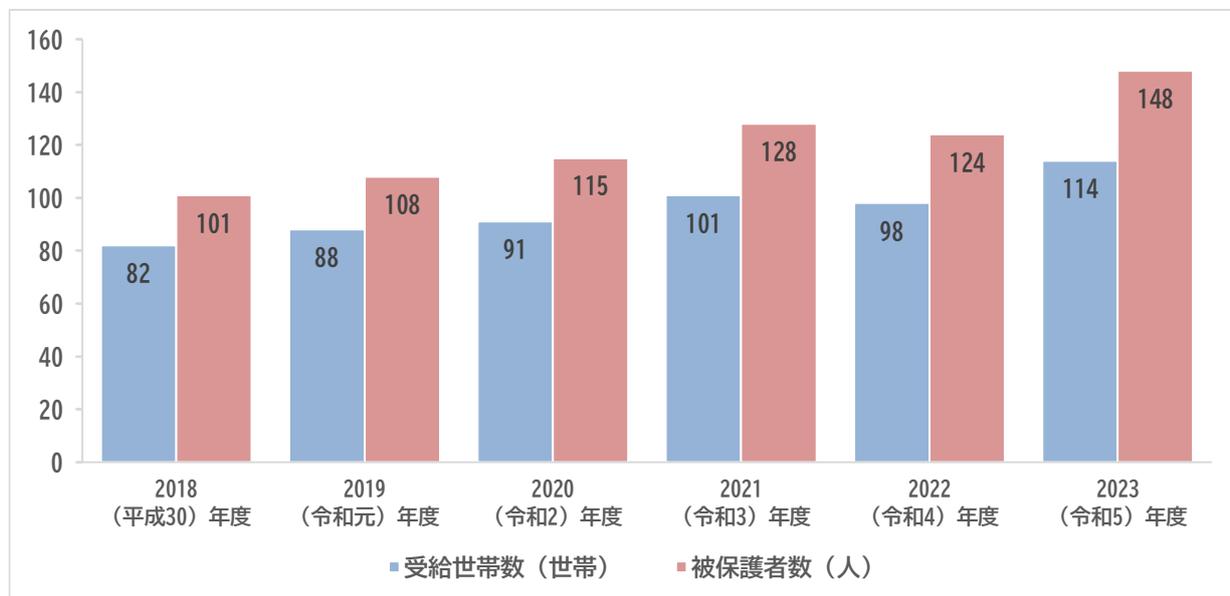


出典：御船町福祉課（各年4月1日現在）

(5) 経済的支援が必要な人の状況

①生活保護受給世帯数及び実人数の推移

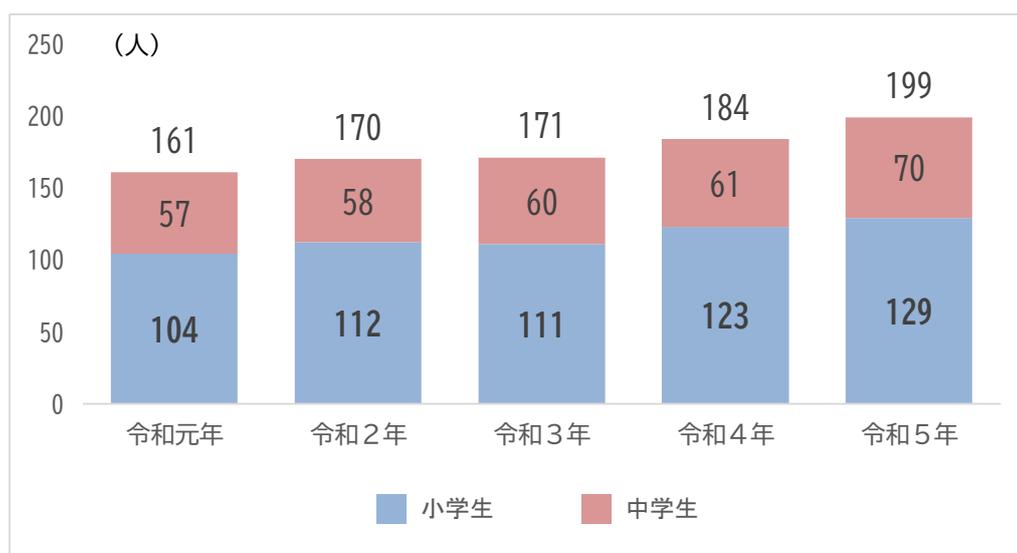
平成30年以降の生活保護受給世帯数及び実人数は増加傾向となっており、令和5年11月末では、114世帯、148人となっています。



出典：御船町福祉課（各年度末現在、R5 は 11 月末日現在）

②就学援助認定者数の推移

令和元年以降の就学援助認定者数は増加傾向となっており、令和5年12月末現在では小学生が129人、中学生が70人となっています。



出典：御船町福祉課（各年度末現在、R5 は 12 月末日現在）

③生活困窮者自立相談支援事業の相談内容内訳ごとの推移

社会福祉協議会にて実施している生活困窮者自立相談支援事業の相談内容を見ると、全ての年度において「収入生活費のこと」が最も多くなっており、特に令和2、3年度は多くなっています。

令和2、3年度の相談件数は、「家賃やローンの支払いのこと」、「仕事探し、就職について」も増加するなど全体的に多くなっており、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のまん延防止対策による経済活動への影響が考えられます。

内 容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
病気や健康、障害のこと	20	20	28	25	11
住まいについて	11	15	12	5	6
収入生活費のこと	32	78	86	45	56
家賃やローンの支払いのこと	6	14	12	4	5
税金や公共料金の支払いについて	3	2	2	6	0
債務について	9	8	9	7	17
仕事探し、就職について	8	11	16	9	9
仕事上の不安やトラブル	0	1	1	2	0
地域との関係について	0	1	0	0	1
家族との関係について	4	7	9	6	4
子育てのこと	2	2	1	2	0
介護のこと	2	2	3	5	4
ひきこもり・不登校	3	4	3	2	2
DV・虐待	0	1	0	4	0
食べるものがない	0	1	1	1	0
その他	4	3	6	5	8
計	104	170	189	128	123

出典：御船町社会福祉協議会（各年度末現在、R5度は12月31日時点）

④くらしの相談窓口の新規相談件数の推移

くらしの相談窓口は、社会福祉協議会に設置している総合相談窓口です。

相談は既存事業や制度につなぎ、多機関との連携による伴走支援を行っています。

くらしの相談窓口での新規相談件数	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	170	181	153	166

出典：御船町社会福祉協議会（各年度末現在、R5度は12月31日時点）

(6) 御船町における自殺の状況

①自殺者数の推移

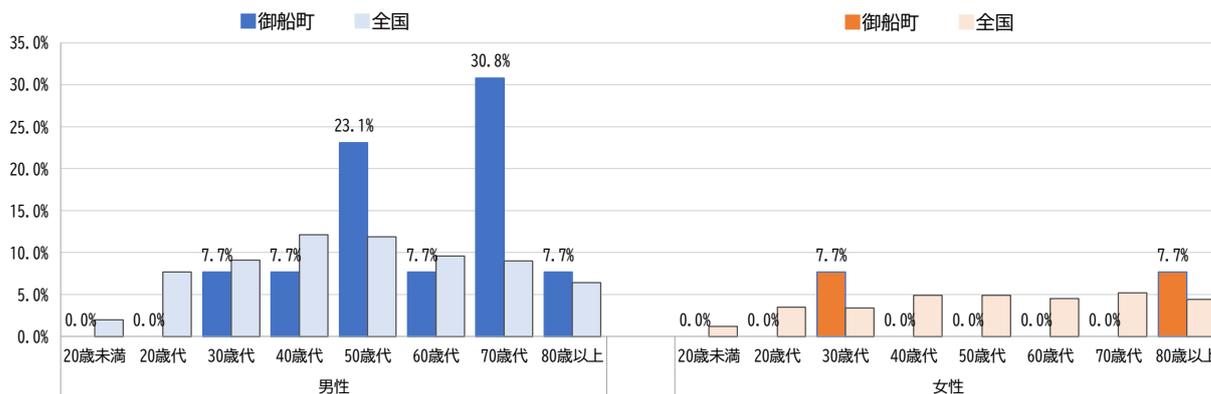
本町の平成 21 年～令和 4 年における自殺者数は、合計で 59 人、平均で 4.2 人となっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

②性・年代別の自殺者割合 (平成 29～令和 3 年集計)

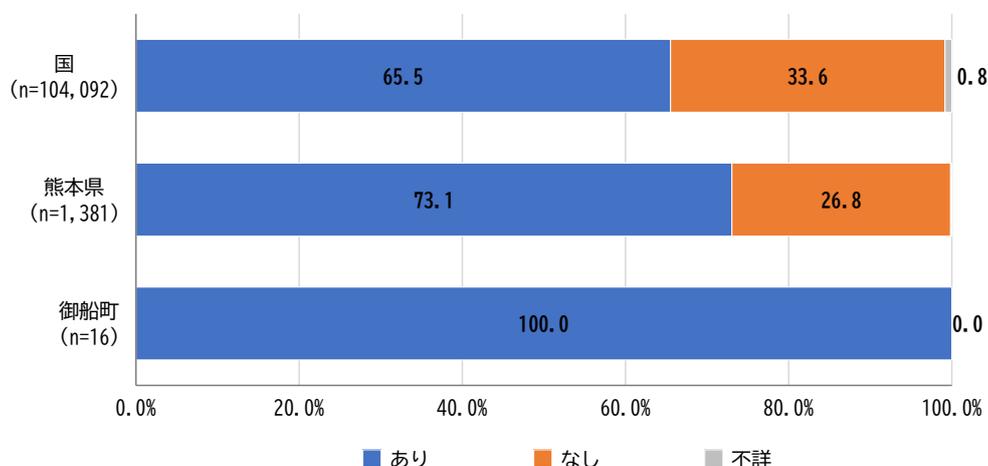
自殺者の性別の自殺者割合をみると、全ての年代において女性より男性が多くなっています。性・年代別の自殺者割合をみると、男性では 50 歳代と 70 歳代の割合が全国に比べて高くなっており、女性では 30 歳代と 80 歳以上の割合が全国に比べ高くなっています。



資料：地域自殺実態プロフィール 2022 年版

③同居人の有無別自殺者の割合（令和元年～令和4年集計）

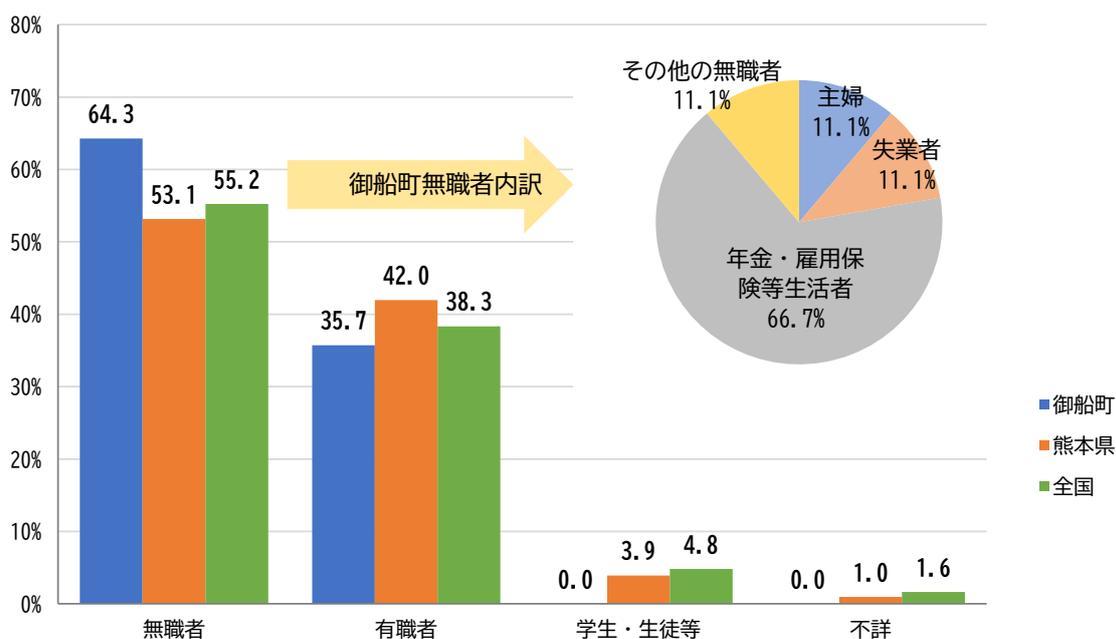
令和元年～令和4年における同居人の有無別自殺者の状況を見ると、全て「同居人あり」となっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

④就労の有無別自殺者の割合（令和元年～令和4年集計）

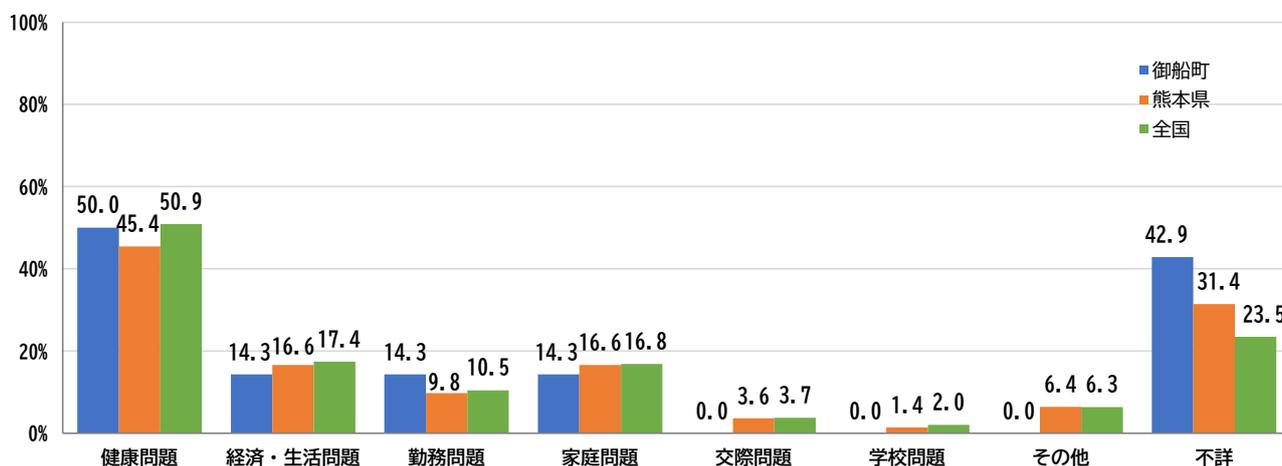
令和元年～令和4年における自殺者の職業別の状況を見ると、無職者の割合が64.3%と最も高くなっています。その内訳をみると「年金・雇用保険等生活者」の割合が66.7%と多い状況です。また、「有職者」、「学生・生徒等」の割合は、全国や熊本県より低くなっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

⑤原因・動機別自殺者の割合（令和元年～令和4年集計）

令和元年～令和4年の自殺者の原因・動機の状況をみると、「健康問題」の割合が50.0%で最も高く、次いで「経済・生活問題」「勤務問題」、「家庭問題」が並んでいます。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2. アンケート調査の結果

(1) 住民アンケート調査

① 調査の概要

目的	日常生活や地域福祉に関する考えを伺い、今後の地域福祉行政に反映するための基礎資料とすることを目的として実施
調査時期	令和5年11月～12月
調査対象者	町内在住の18歳以上の方より無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
配布数	1,500件
有効回収数・有効回答率	574件(38.3%)

② 調査結果の概要

上記①の結果から主なものを抜粋して掲載します。

ア 現在の幸福度等について	…P20
イ 福祉への関心度等について	…P25
ウ 地域での暮らし・交流について	…P28
エ 地域活動やボランティアへの参加状況について	…P32
オ 安全・安心な暮らしについて	…P34
カ こころの健康について	…P36

ア 現在の幸福度等について

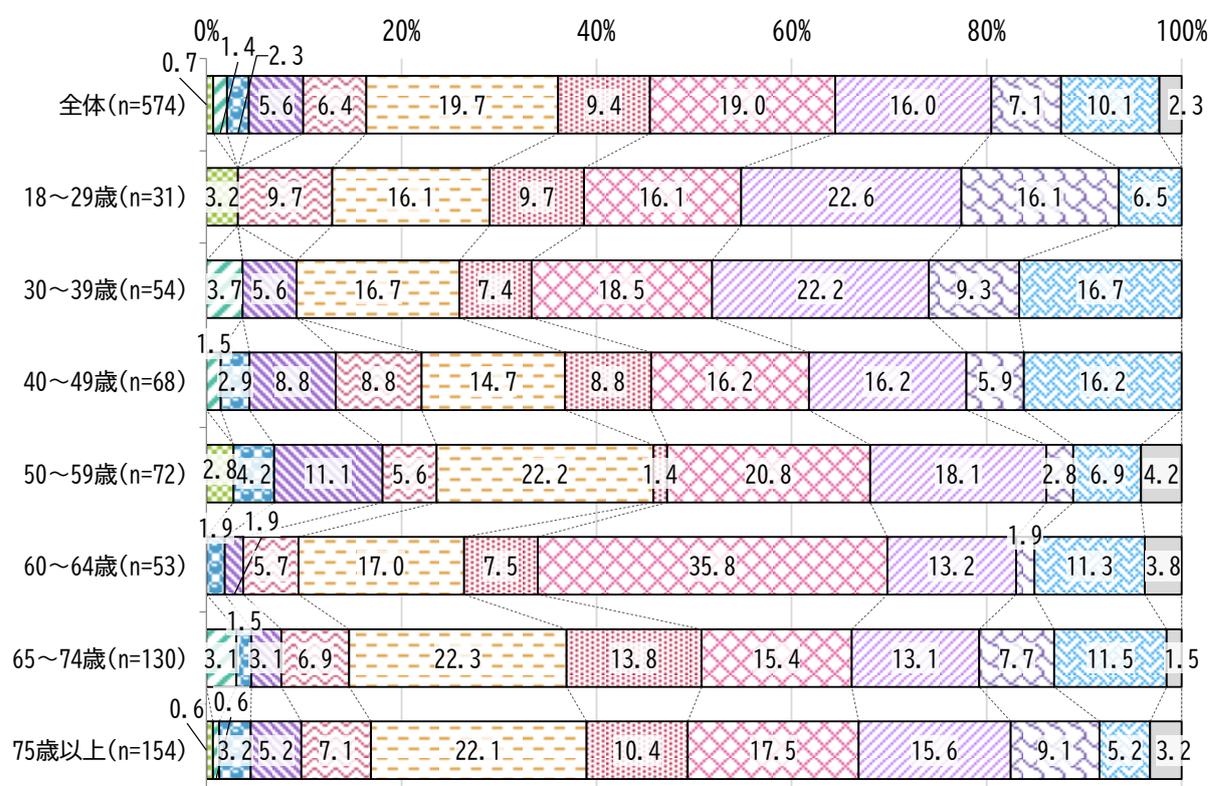
【現在、どの程度幸せですか】

（「とても不幸せ（0点）」から「とても幸せ（10点）」の間で選択）

◇「5点」が19.7%と最も高く、次いで、「7点」の19.0%、「8点」の16.0%となっています。

◇0点～4点の比較的幸せだと感じていない群の割合が、40歳～50歳代で多くなっています。

【年代別】



0点 1点 2点 3点 4点 5点 6点 7点 8点 9点 10点 無回答

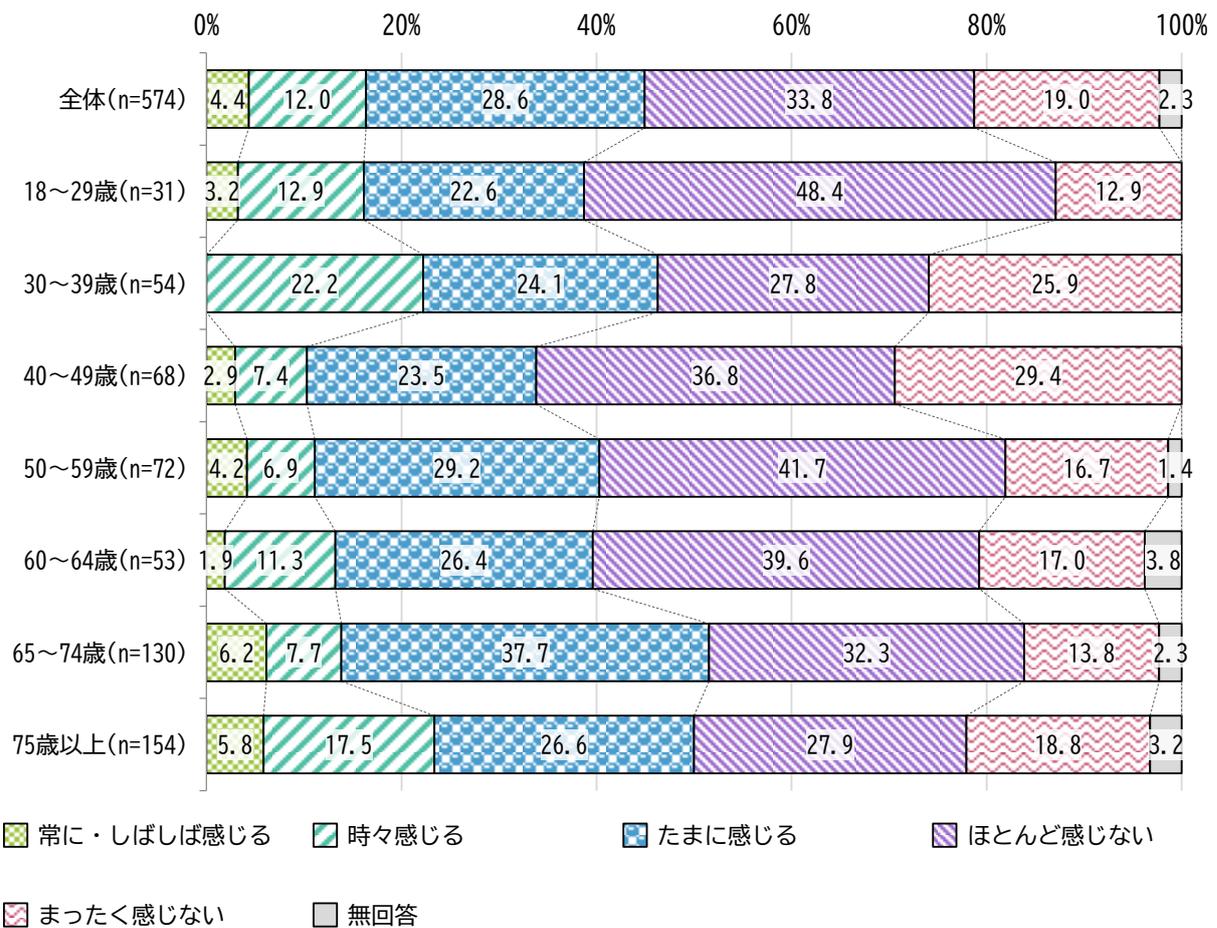
【どの程度、孤独だと感じることがありますか】

◇全体では「ほとんど感じない」が 33.8%と最も高く、次いで、「たまに感じる」の 28.6%、「まったく感じない」の 19.0%となっています。

◇「常に・しばしば感じる」「時々感じる」人の割合は、全体の 16.4%となっています。

◇孤独を感じている（常に～たまに感じる）群の割合が全体平均より高いのは、30 歳代及び 65 歳以上となっています。

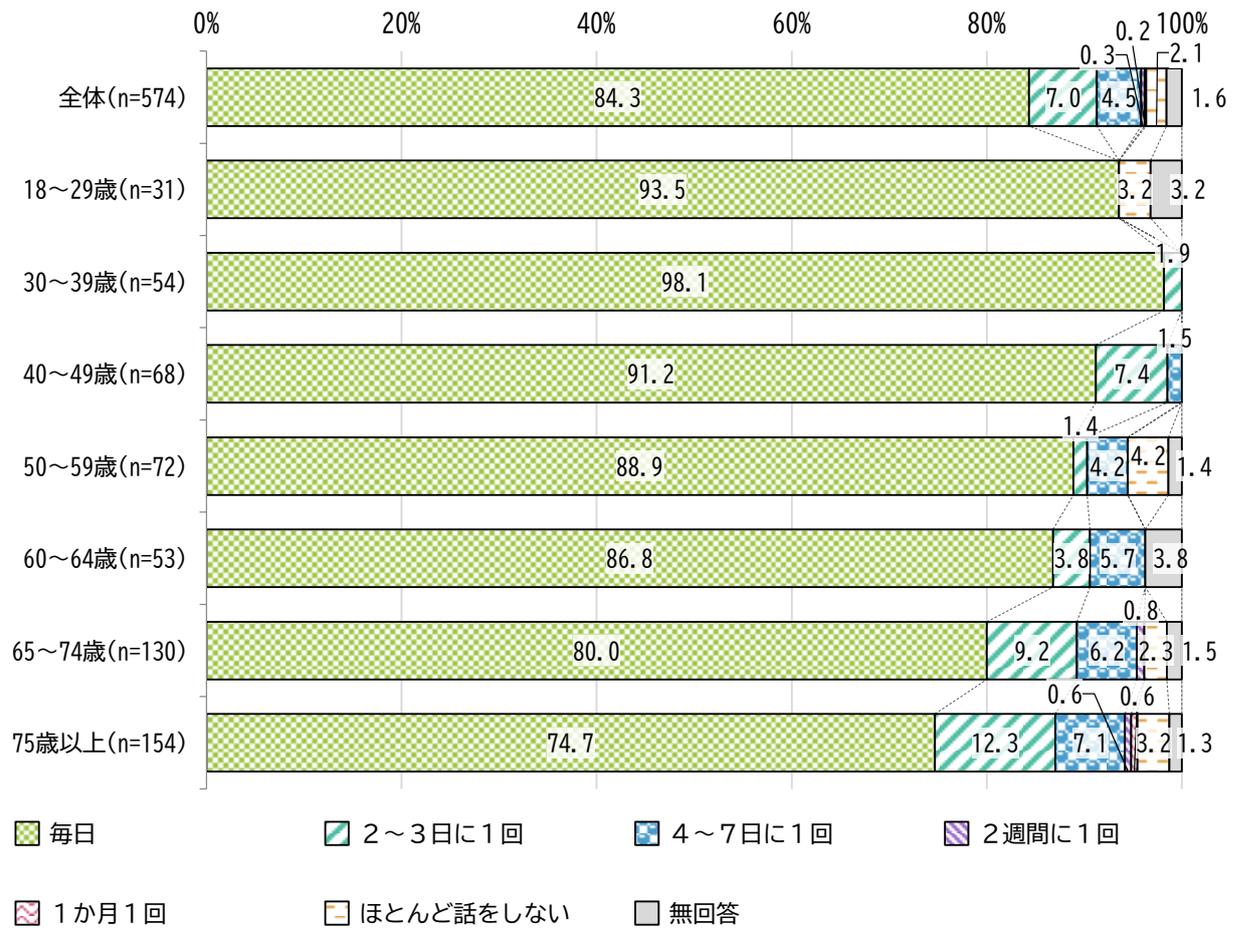
【年代別】



【普段どの程度、人と会話や世間話をしますか】

◇「毎日」が 84.3%と最も高く、次いで、「2～3日に1回」の 7.0%、「4～7日に1回」の 4.5%となっています。なお、「2週間に1回」以下も 2.6%存在します。

【年代別】



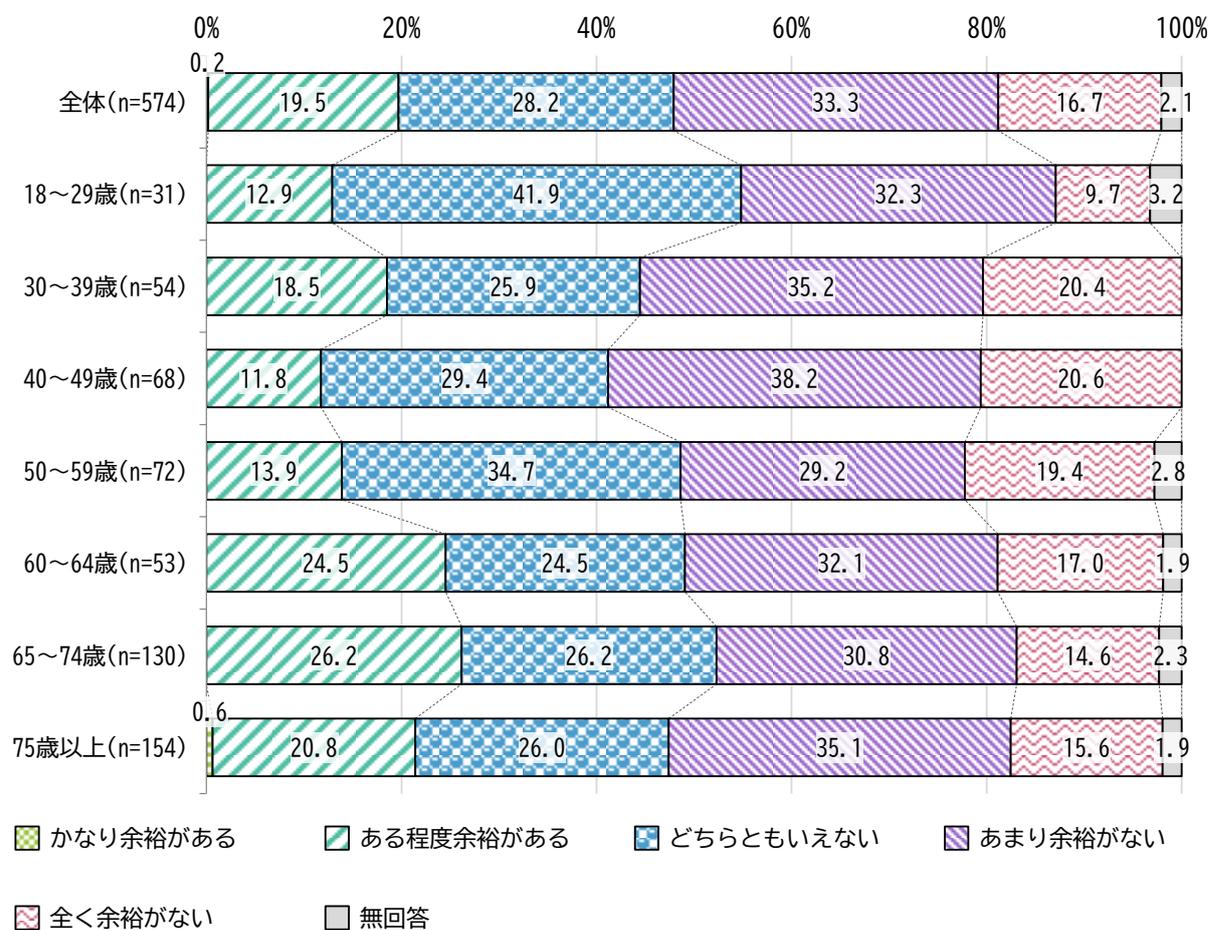
【家庭の家計の余裕について】

◇「あまり余裕がない」が33.3%と最も高く、次いで、「どちらともいえない」の28.2%、「ある程度余裕がある」の19.5%となっています。

◇家計に余裕がある（かなり・ある程度）群が19.7%、家計に余裕がない（あまり・全く）群が50.0%となり、家計に余裕がないと感じている家庭が多い状況です。

◇年代別では、「あまり余裕がない」「全く余裕がない」と答えた割合は40歳代が最も多くなっています。

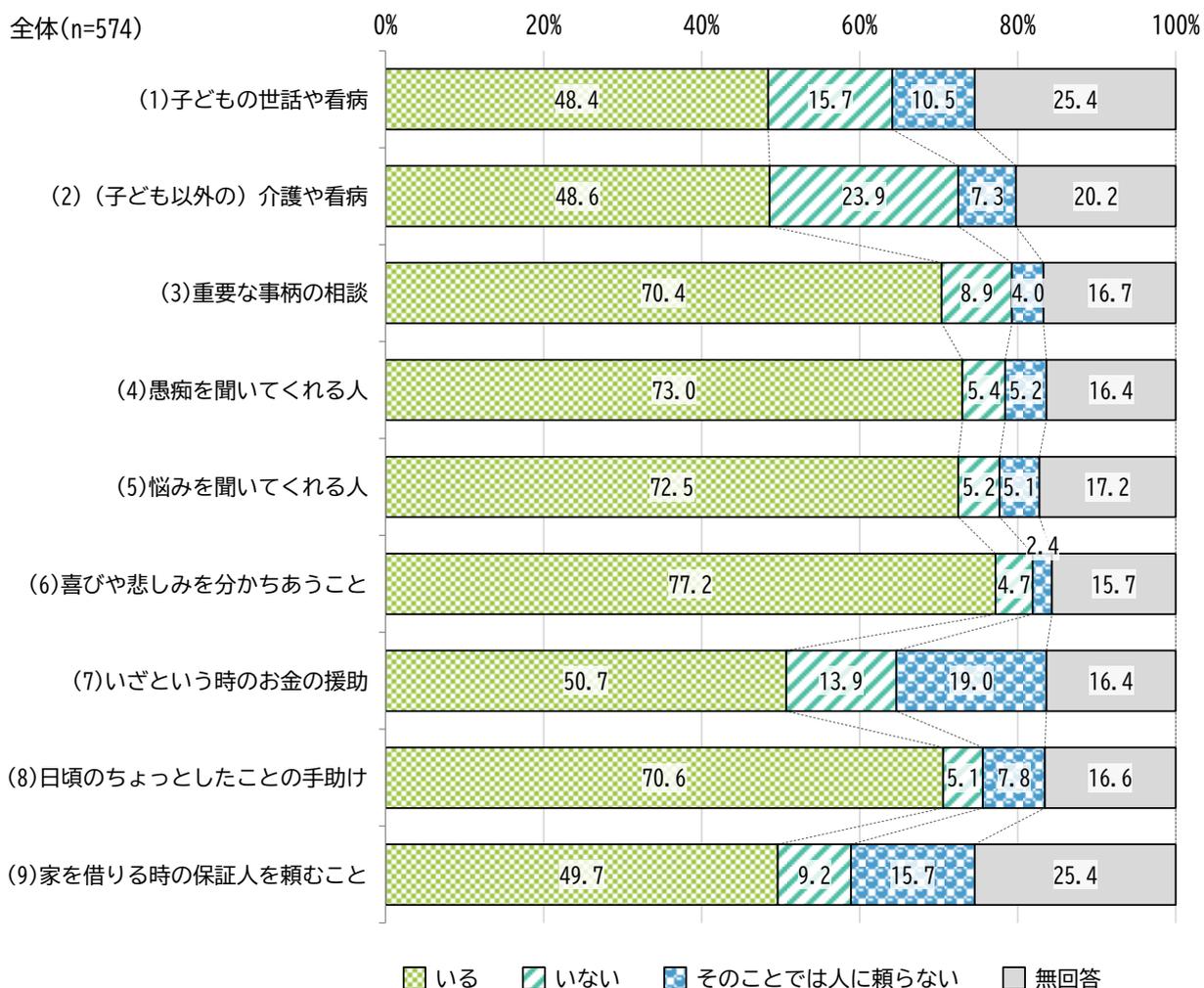
【年代別】



【次の(1)～(9)のことで、頼れる人がいますか】

◇「いる」と回答した割合についてみると、「喜びや悲しみを分かちあうこと」が77.2%と最も高く、次いで、「愚痴を聞いてくれる人」の73.0%、「悩みを聞いてくれる人」の72.5%となっています。

◇「いない」と回答した割合についてみると、「(子ども以外の)介護や看病」が23.9%と最も高く、次いで、「子どもの世話や看病」の15.7%、「いざという時のお金の援助」の13.9%となっています。



調査結果にみる現状・課題

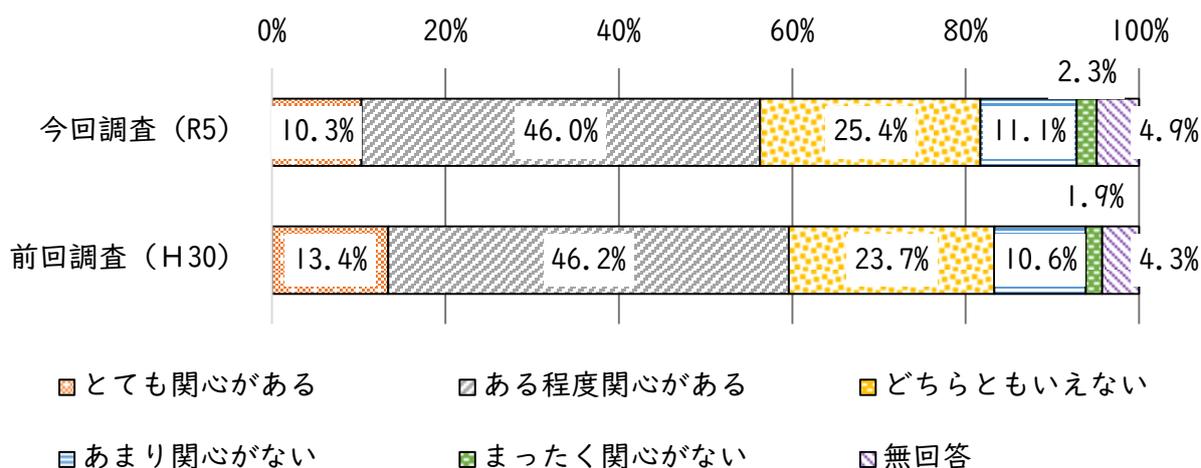
- 30～40歳代で幸福度が低くなっています。30歳代では「孤独だ」と感じている割合も高く、40歳代では家計に悩む人が多い状況です。仕事や子育てに忙しい世代で悩む人が多いことがうかがえます。
- 退職後の世代においても、孤独を感じやすいことがうかがえます。地域や人とのつながりなど、生きがいづくりが必要です。
- 介護や子どもの世話について頼る人がいないと回答した人が多く、介護保険制度をはじめとした各種福祉サービスを周知徹底することが必要です。

イ 福祉への関心度等について

【地域福祉への関心について】

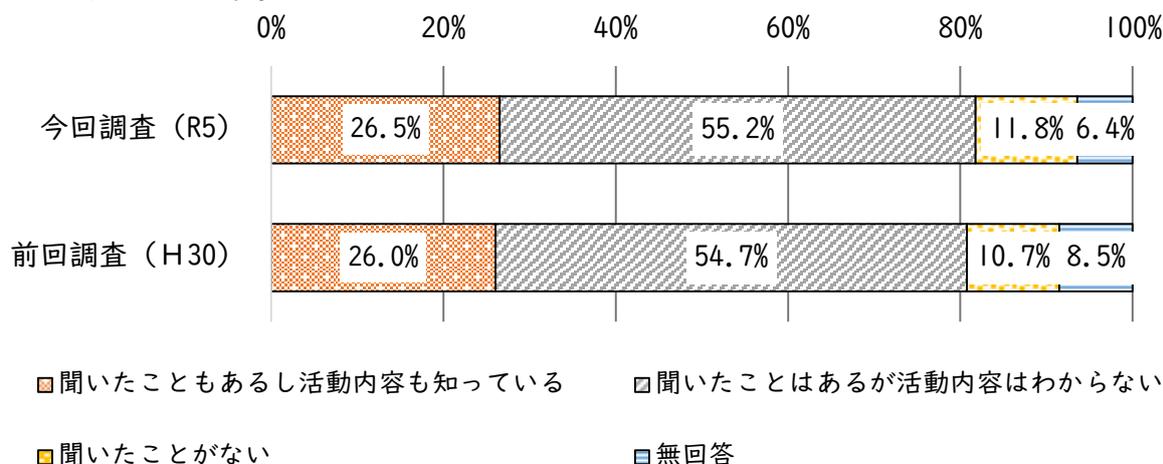
◇『関心がある』（「とても関心がある」と「ある程度関心がある」の合計）が 56.3%、『関心がない』（「あまり関心がない」と「まったく関心がない」の合計）が 13.4%となっています。

◇前回調査と比較すると、『関心がある』（「とても関心がある」と「ある程度関心がある」の合計）人の割合が 3.3 ポイント減少しています。



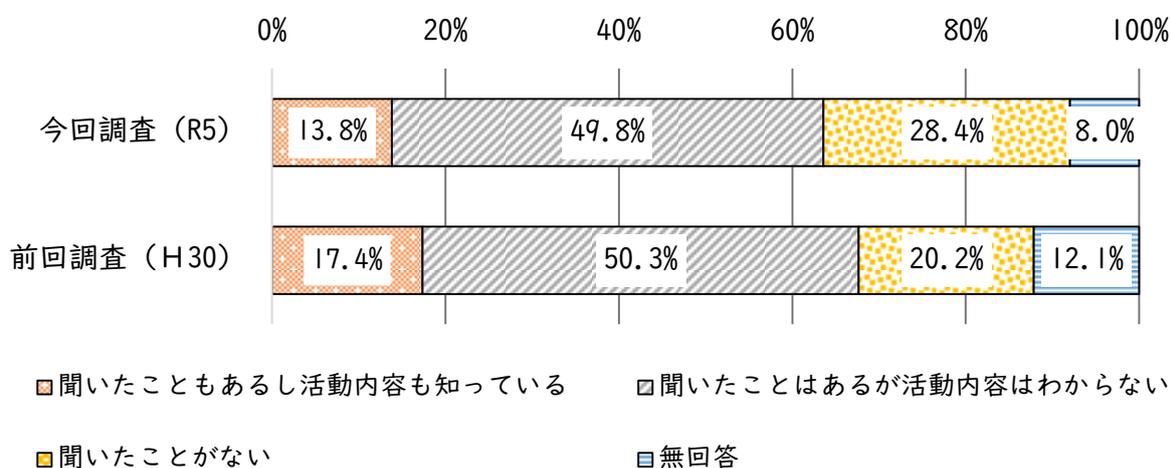
【社会福祉協議会の認知度】

◇社会福祉協議会の活動については、「聞いたこともあるし活動も知っている」が 26.5%、「聞いたことはあるが活動内容はわからない」が 55.2%、「聞いたことがない」が 11.8%となっています。



【福祉協力員の認知度について】

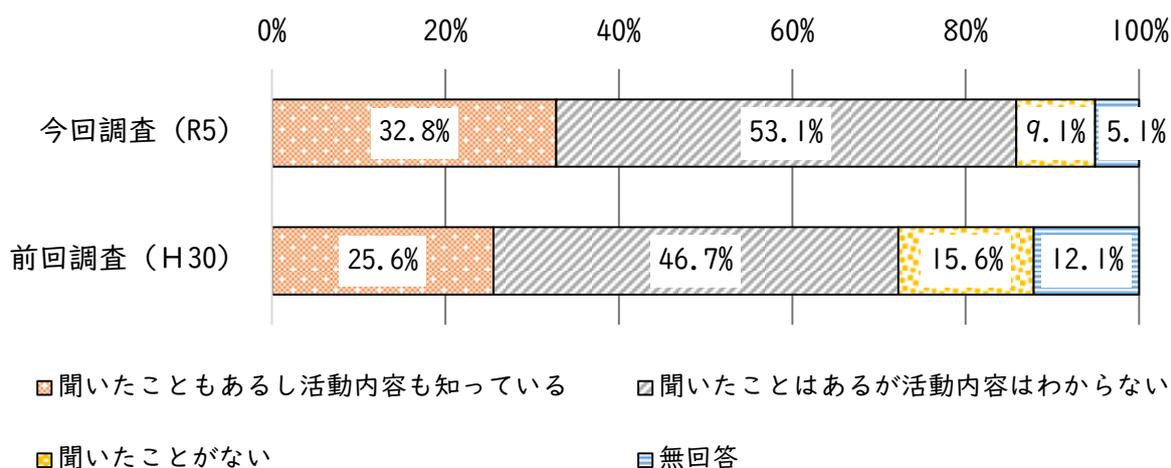
◇福祉協力員の活動については、「聞いたこともあるし活動も知っている」が 13.8%、「聞いたことはあるが活動内容はわからない」が 49.8%、「聞いたことがない」が 28.4%となっています。



【民生委員・児童委員の活動の認知度について】

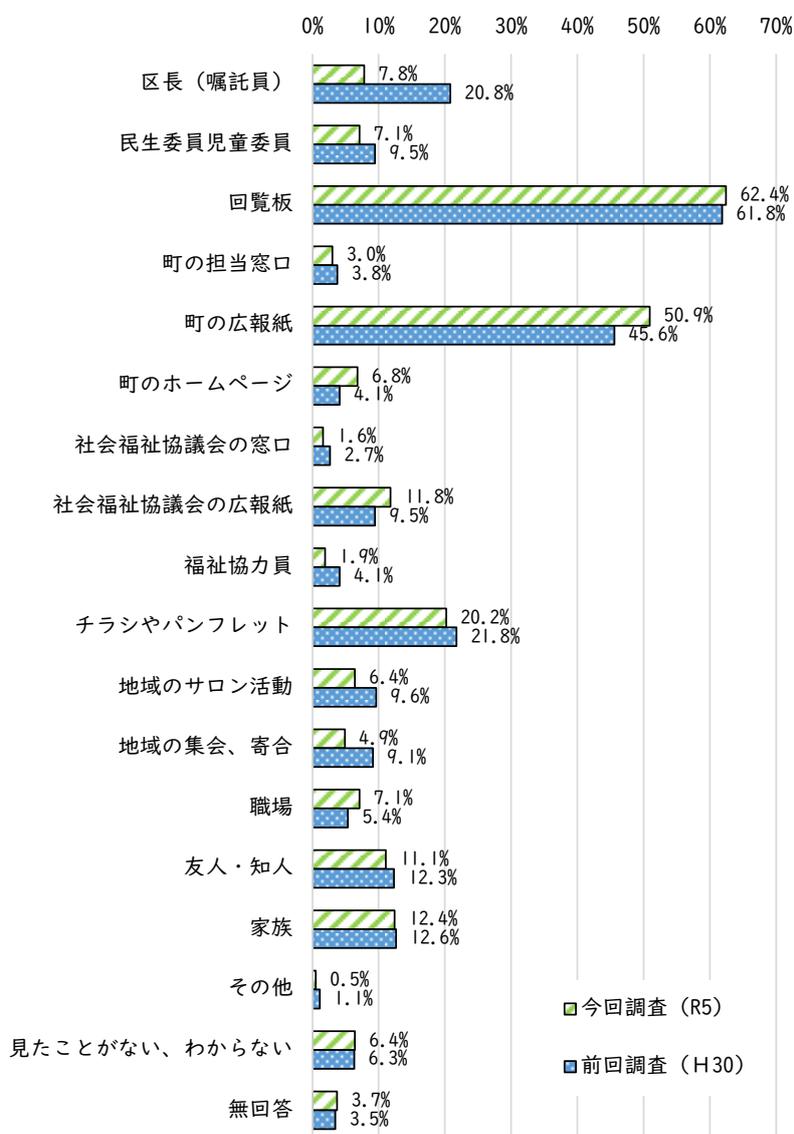
◇民生委員・児童委員が行う活動については、「聞いたこともあるし活動も知っている」が 32.8%、「聞いたことはあるが活動内容はわからない」が 53.1%、「聞いたことがない」が 9.1%となっています。

◇前回調査に比べ、認知度は大きく上昇しています。



【必要なサービスの情報の入手方法】

- ◇「町の広報紙」や「町のホームページ」と回答した人が前回調査時より増加しています。
- ◇「区長」や「民生委員児童委員」と回答した人は前回調査時より減少しています。
- ◇「見たことがない」「わからない」と回答した人が6.4%います。



調査結果にみる現状・課題

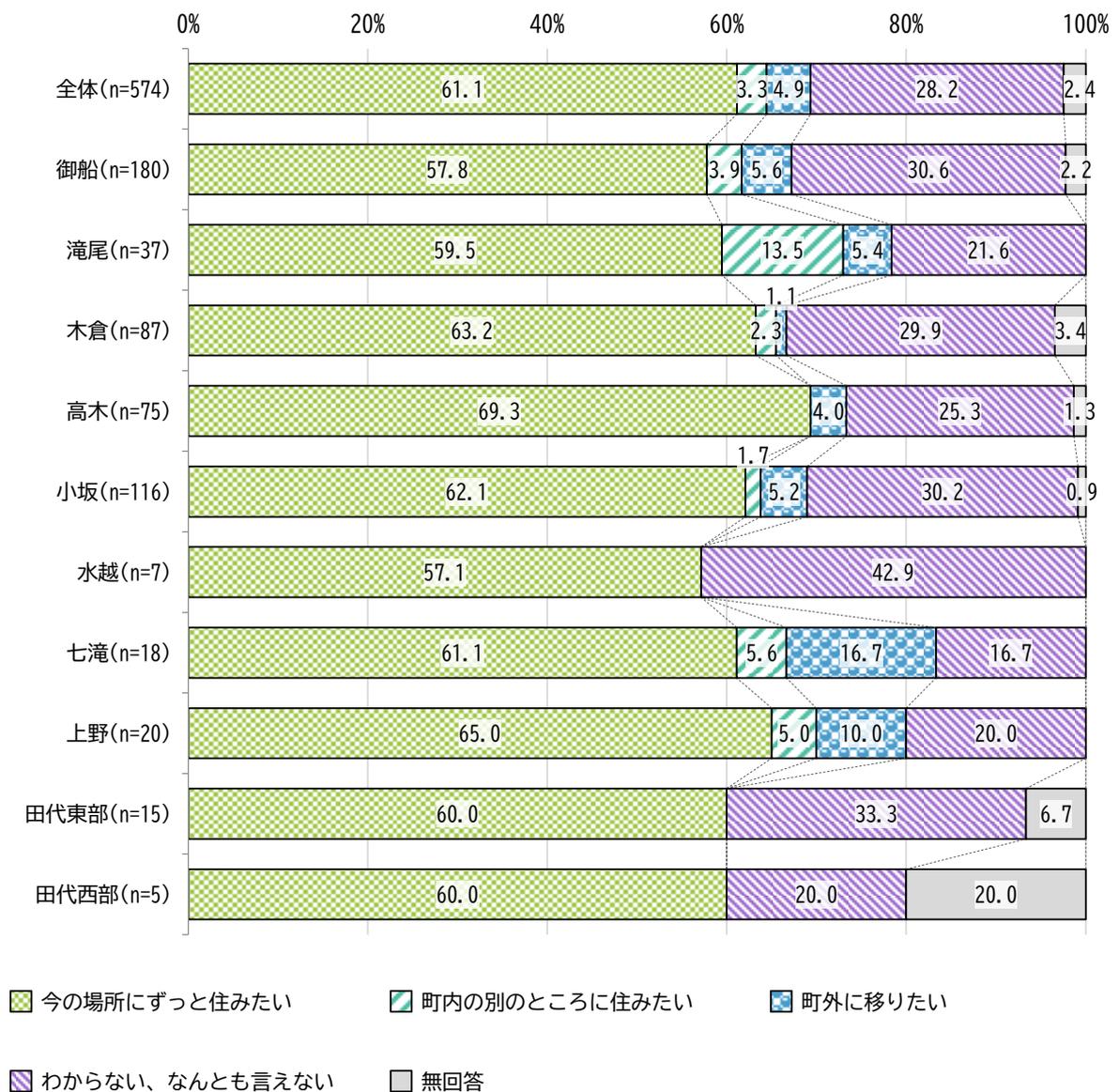
- 地域福祉の中心的な担い手と期待される社会福祉協議会や福祉協力員、民生委員・児童委員の活動内容の認知度がやや低い状況です。活動内容の周知を図り理解を深めていくことにより、地域との協力・連携の体制づくりを推進することが必要です。
- 必要な情報の入手方法から、人と人との直接的なつながりが減少していることがうかがえます。
- 福祉に関する情報について、「見たことがない・わからない」と回答した人も存在することから、必要な人に必要な情報が行き届くよう、年代や地域性に配慮した情報の発信が求められています。

ウ 地域での暮らし・交流について

【今の場所に住み続けたいと思いますか】

◇「今の場所にずっと住みたい」が 61.1%と最も高く、次いで、「わからない、なんとも言えない」の 28.2%、「町外に移りたい」の 4.9%となっています。

【校区別】

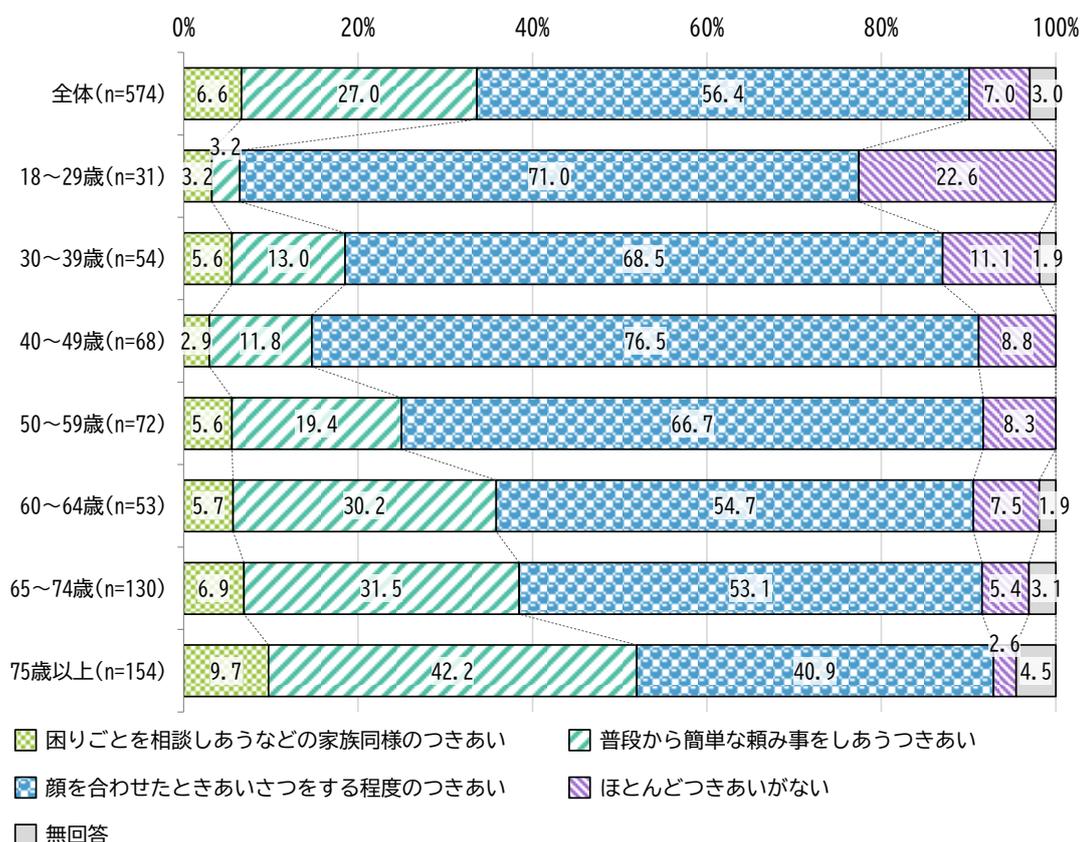
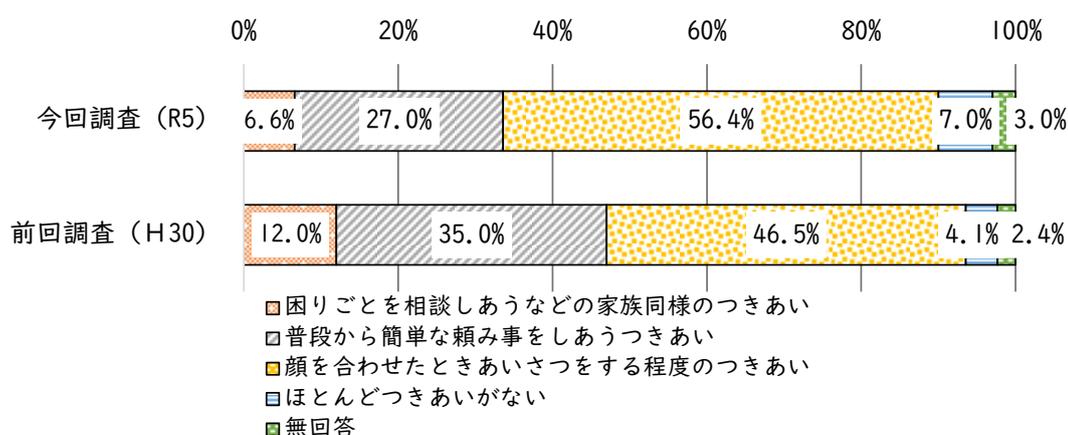


【近所とのつきあいの程度について】

◇近所の人とのつきあいについては、「顔を合わせたときあいさつをする程度のつきあい」が56.4%と最も高く、次いで、「普段から簡単な頼み事をしあうつきあい」の27.0%、「ほとんどつきあいがない」の7.0%となっています。

◇前回調査と比較すると、『親しくしている』（「困りごとを相談しあうなどの家族同様のつきあい」と「普段から簡単な頼み事をしあうつきあい」の合計）と回答した割合は、13.3ポイント減少しています。

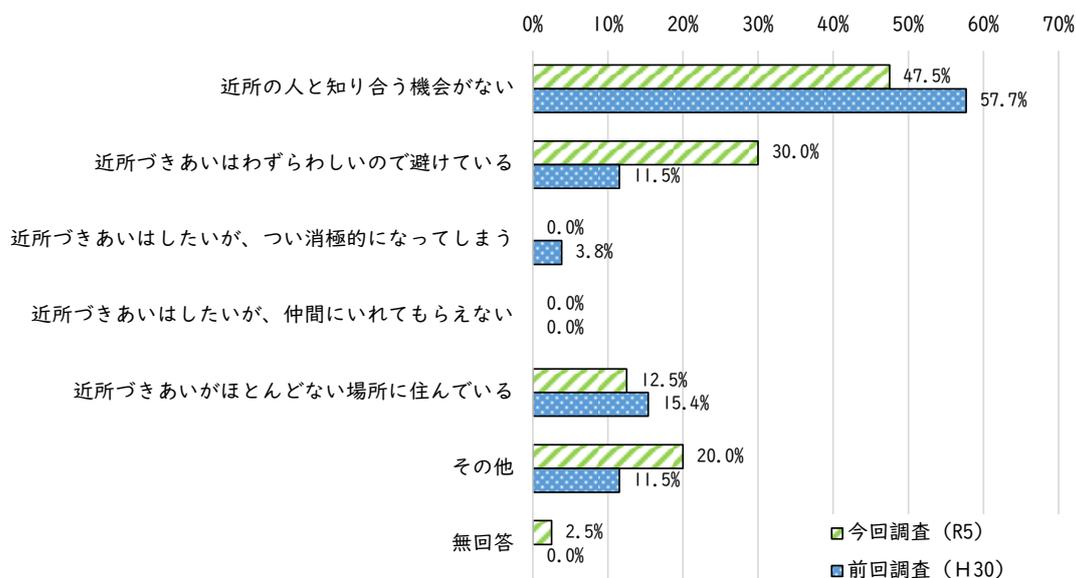
◇『親しくしている』（「困りごとを相談しあうなどの家族同様のつきあい」と「普段から簡単な頼み事をしあうつきあい」の合計）と回答した割合は、年齢が高くなるにつれ高くなっており、75歳以上では5割を超えています。



【「ほとんど付き合いがない」と回答した理由】

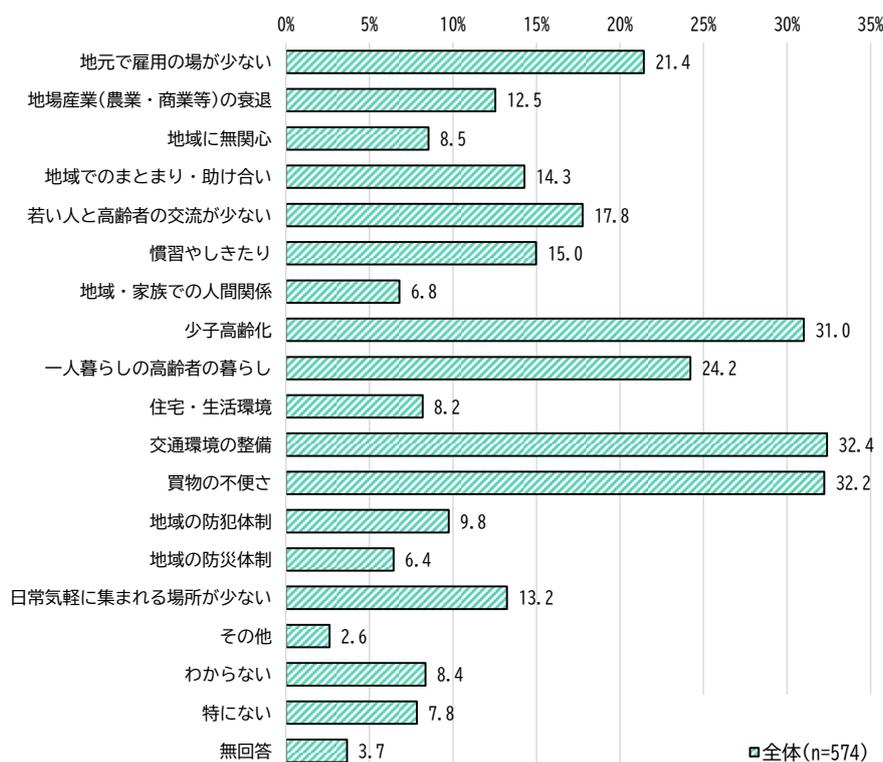
◇「近所の人と知り合う機会がない」が47.5%と最も高く、次いで「近所づきあいはわずらわしいので避けている」が30.0%となっています。

◇前回調査と比較すると、「近所の人と知り合う機会がない」が10.2ポイント減少した一方、「近所づきあいはわずらわしいので避けている」が18.5ポイント増加しています。



【お住まいの地域の課題について】

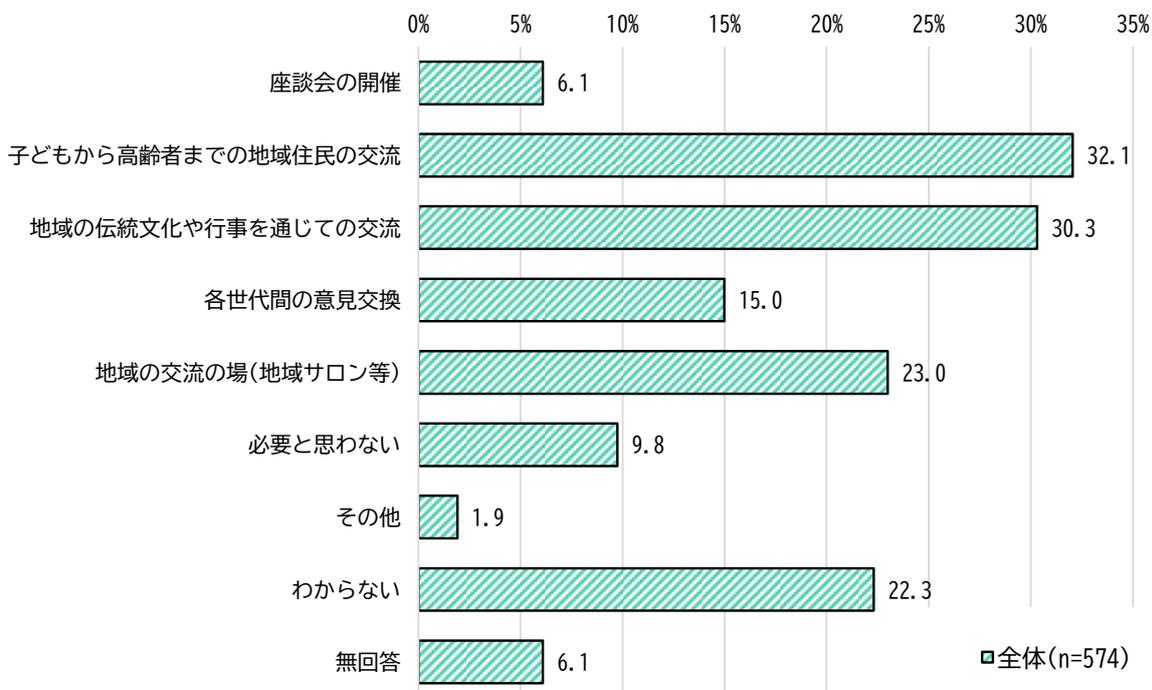
◇「交通環境の整備」が32.4%と最も高く、次いで、「買物の不便さ」の32.2%、「少子高齢化」の31.0%となっています。



【住民間のつながりを高めるために必要だと思う取組】

◇「子どもから高齢者までの地域住民の交流」が 32.1%と最も高く、次いで、「地域の伝統文化や行事を通じての交流」の 30.3%、「地域の交流の場(地域サロン等)」の 23.0%となっています。

【全体】



調査結果にみる現状・課題

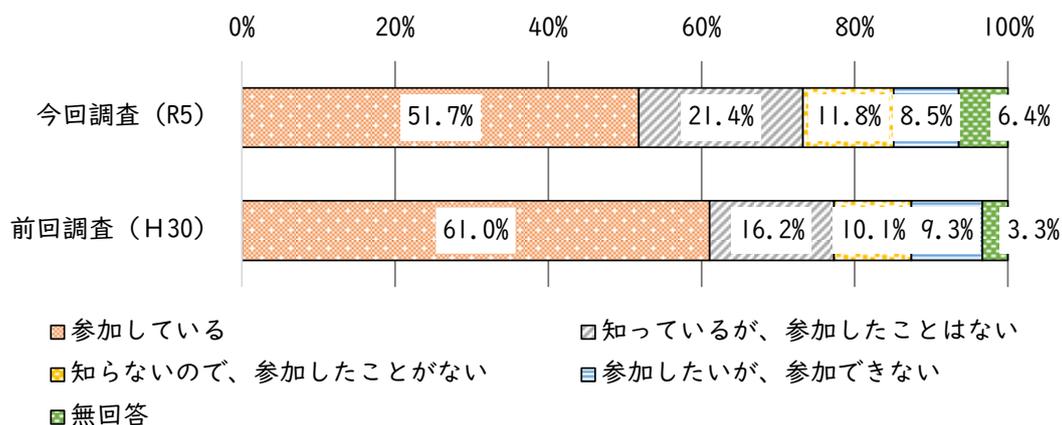
- 「今の場所に住み続けたい」と回答した割合が高いものの、「わからない」と回答した割合も3割近くを占めており、住民の生活満足度を高めていく必要があります。
- 親しい近所付き合いをしている割合（特に若い世代）が低くなっていることから、地域福祉の必要性や自分ごととして捉える機会づくりが必要となっています。
- 近所づきあいを「わずらわしいので避けている」と回答した割合が高く、支え合い・助け合いの機運を高めていくことが重要です。
- 地域行事やサロンなど、多世代が交流できる場づくりが重要となっています。

エ 地域活動やボランティアへの参加について

【地域の行事・活動などへの参加経験】

◇「参加している」が51.7%、「知っているが、参加したことはない」が21.4%、「知らない
ので、参加したことがない」が11.8%、「参加したいが、参加できない」が8.5%となっ
ています。

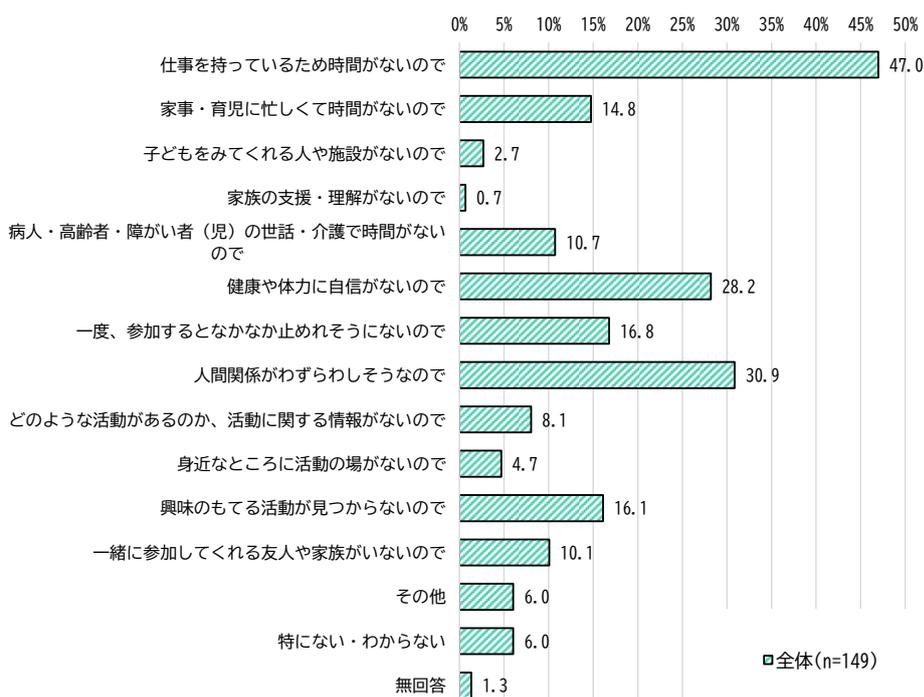
◇前回調査と比較すると、「参加している」人の割合は、9.3ポイント減少しています。



【地域の行事・活動への参加の依頼があった場合】

◇「内容によっては参加したい」が59.2%と最も高く、次いで、「(たぶん)参加しない」の
18.1%、「積極的に参加したい」の10.5%、「わからない」の7.8%となっています。

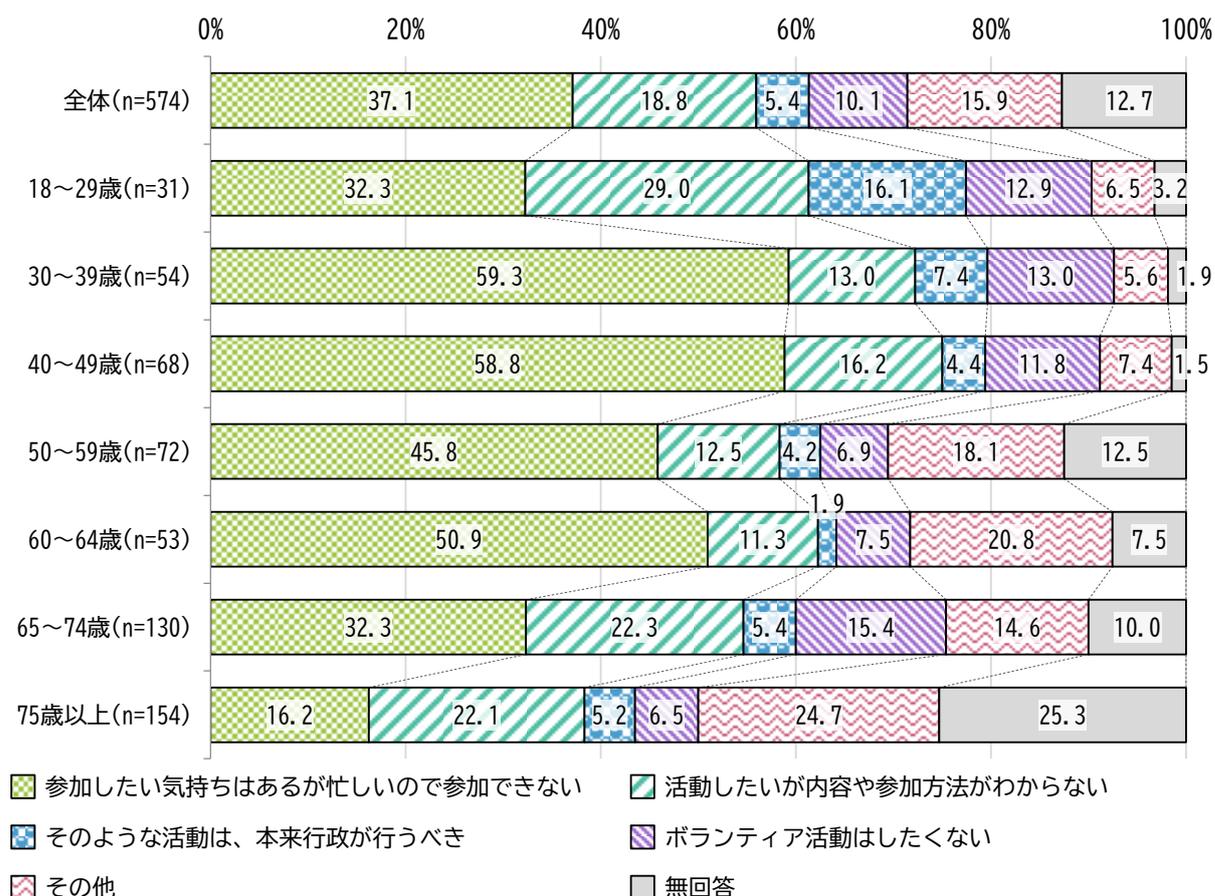
◇「(たぶん)参加しない」「わからない」と答えた方に理由を聞いたところ、「仕事を持っ
ているため時間がないので」が47.0%と最も高く、次いで、「人間関係がわずらわしそ
うなので」の30.9%、「健康や体力に自信がないので」の28.2%となりました。



【ボランティア活動に対する考え】

◇「参加したい気持ちはあるが忙しいので参加できない」が 37.1%と最も高く、次いで、「活動したいが内容や参加方法がわからない」が 18.8%と高くなっています。

◇年齢別にみると、30～64 歳では「参加したい気持ちはあるが忙しいので参加できない」が約5～6割と高くなっています。また、18～29 歳及び 65 歳以上では、「活動したいが内容や参加方法がわからない」が2割を超え、他の年代に比べ高くなっています。



調査結果にみる現状・課題

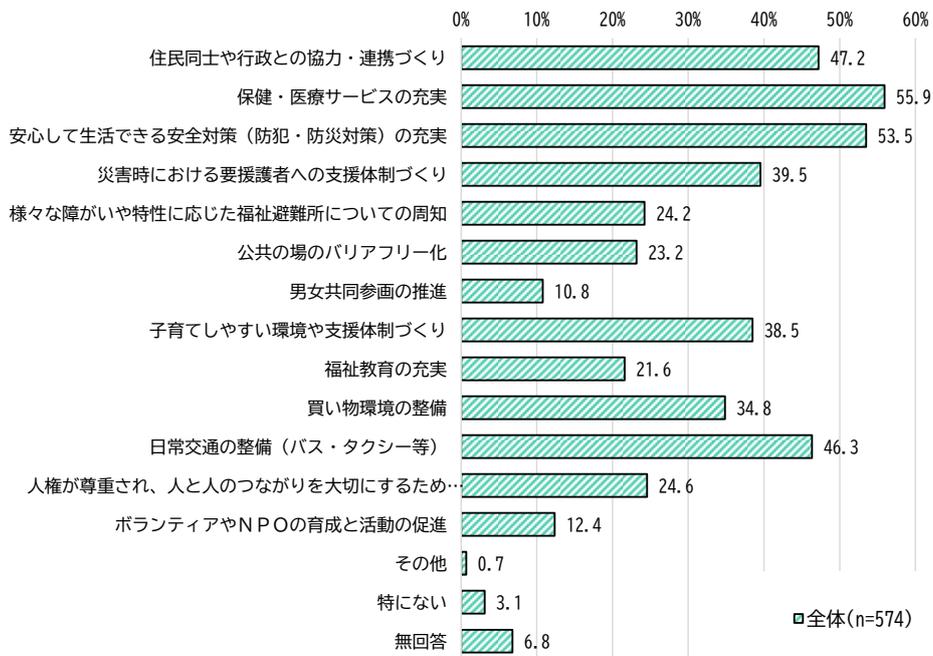
○町の行事や地域の活動等への参加をしたことがある人の割合は5割程度となり、今後については「機会があれば参加したい」とする割合も高くなっていることから、参加につなげていくため、日時や気軽に参加できる内容にするなど工夫が必要となっています。

○潜在的なボランティア活動への参加意向を引き出すために、ボランティアに関する参加方法や内容のわかりやすい広報に加え、研修機会、相談窓口などの充実が求められています。

オ 安全・安心な暮らしについて

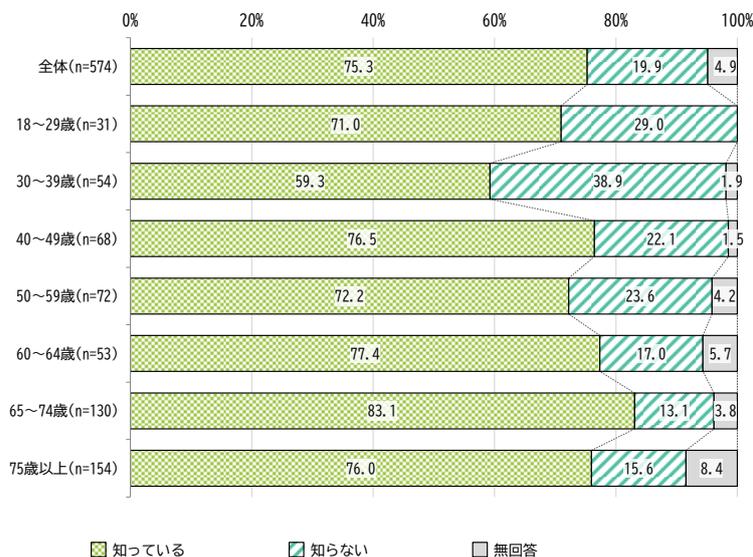
【安全・安心に生活するために必要な施策について】

◇「保健・医療サービスの充実」が 55.9%と最も高く、次いで、「安心して生活できる安全対策（防犯・防災対策）の充実」が 53.5%、「住民同士や行政との協力・連携づくり」が 47.2%、「日常交通の整備（バス・タクシー等）」が 46.3%となっています。



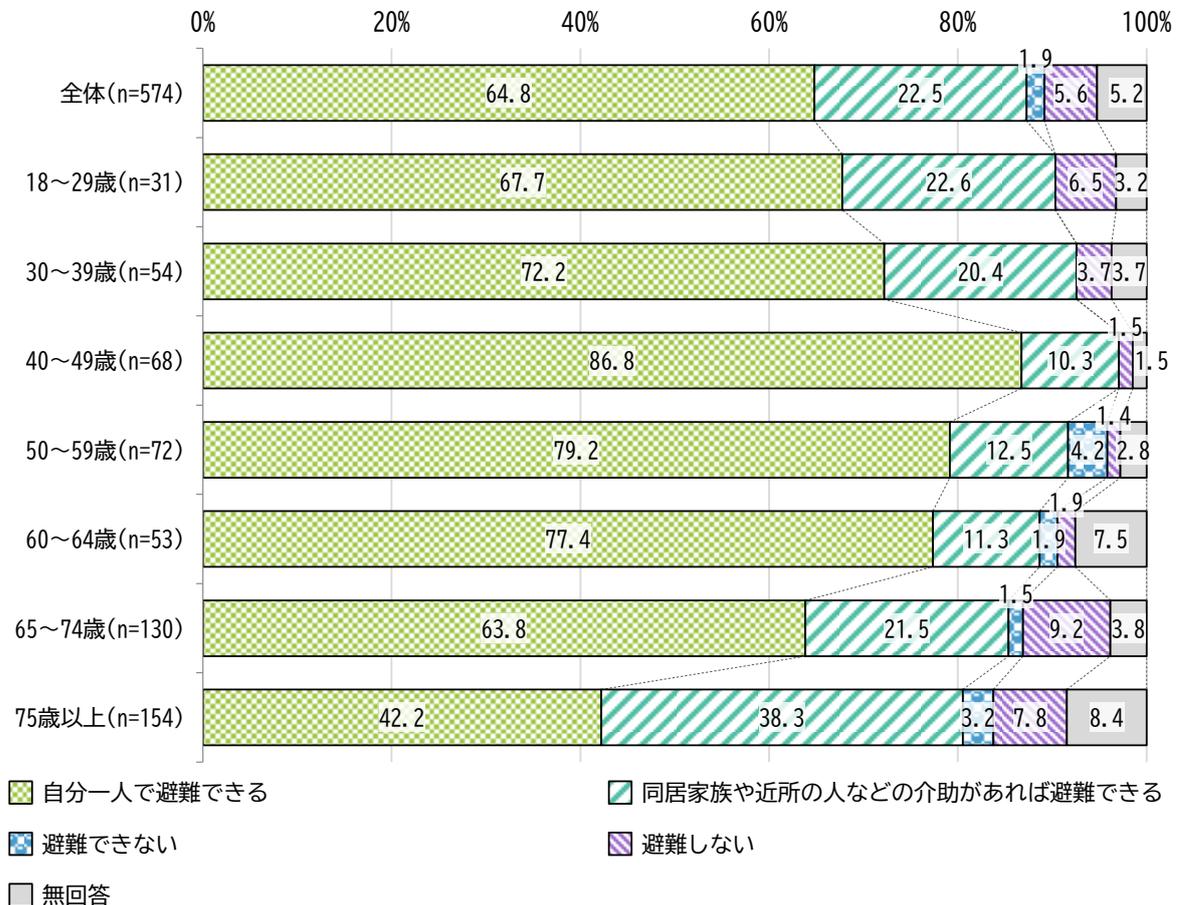
【災害時の避難場所の認知度】

◇災害時の避難場所の認知については、「知っている」が 75.3%、「知らない」が 19.9%となっています。また、年齢区分別でみると、30～39歳の「知らない」の割合が 38.9%と他の年代より高くなっています。



【災害時の避難方法について】

◇災害時の避難については、「自分一人で避難できる」が64.8%、「同居家族や近所の人などの介助があれば避難できる」が22.5%、「避難できない」が1.9%、「避難しない」が5.6%となっています。



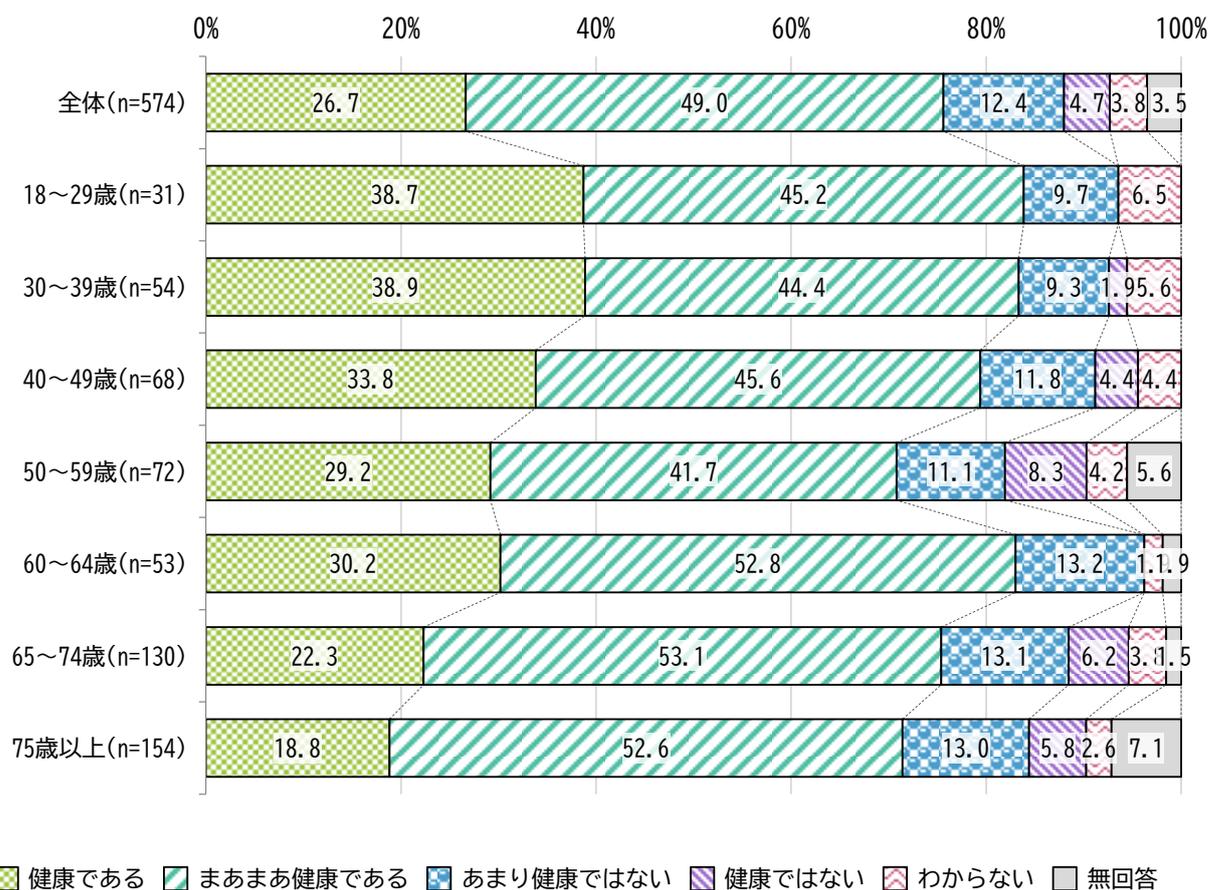
調査結果にみる現状・課題

- 近年多発する災害に備えた防災対策の充実に加えて、少子高齢化の実情から、保健・医療のサービスや日常交通の整備についても重要性が高まっています。
- 地域・近所での協力体制づくりや災害時の情報伝達方法の確立などが必要となっています。
- 避難場所を知らない人が2割近くいることから、災害を自分ごととして考えられる啓発や意識向上が求められています。
- 一人では避難できない方が一定割合存在します。地域・行政・福祉事業者等が協力し、避難体制づくりに取り組んでいくことが重要です。

カ こころの健康について

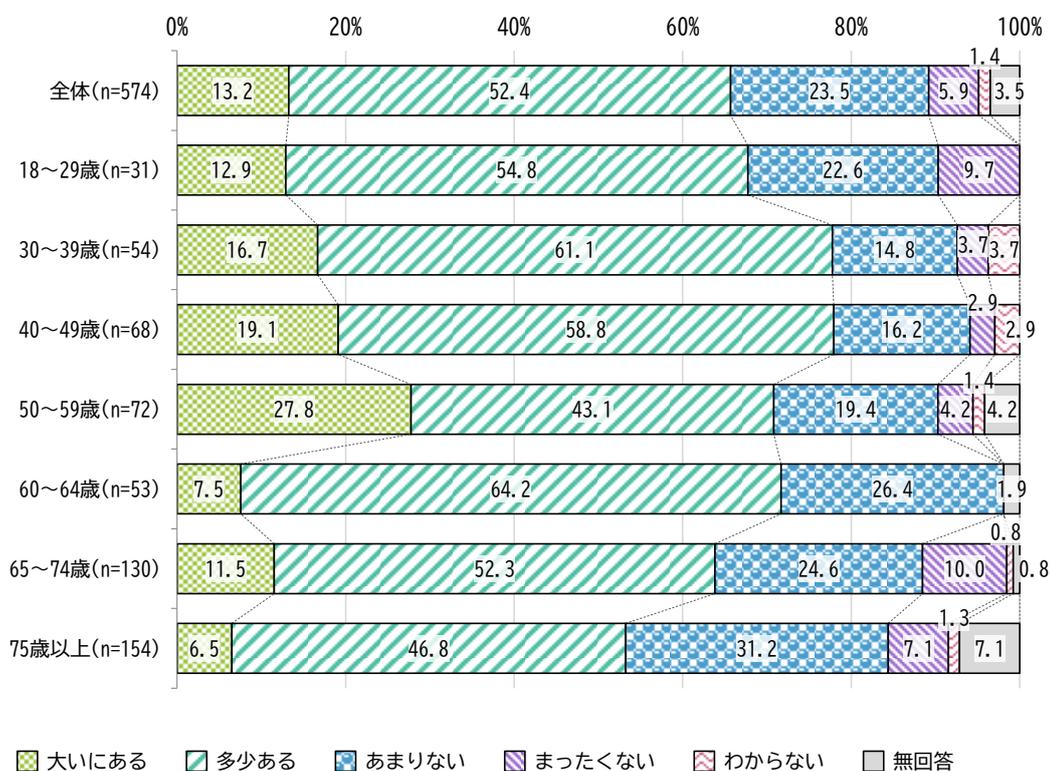
【こころの健康状態について】

◇「まあまあ健康である」が49.0%と最も高く、次いで、「健康である」の26.7%、「あまり健康ではない」の12.4%となっています。



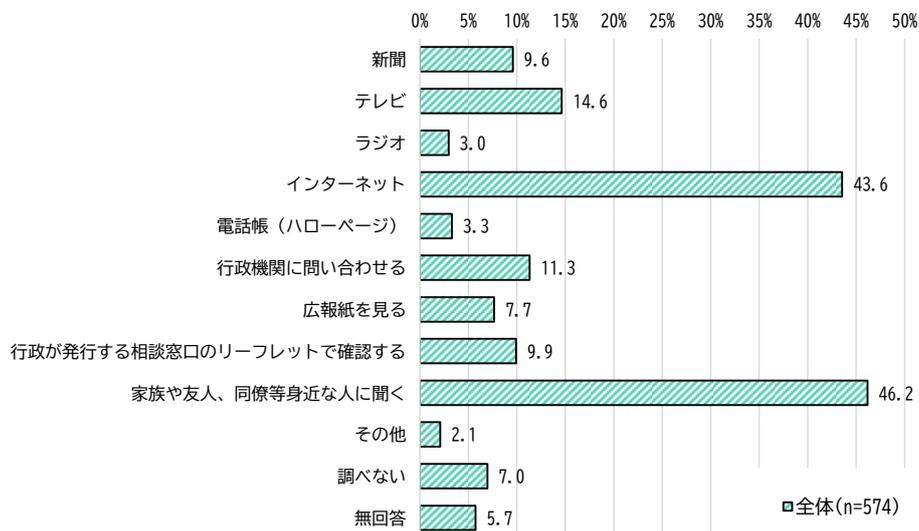
【ここ1か月間の不満、悩み、苦労、ストレスなど】

- ◇ 「多少ある」が 52.4%と最も高く、次いで、「あまりない」の 23.5%、「大いにある」の 13.2%となっています。
- ◇ 「大いにある」と答えた年代は、50代で特に高くなっています。



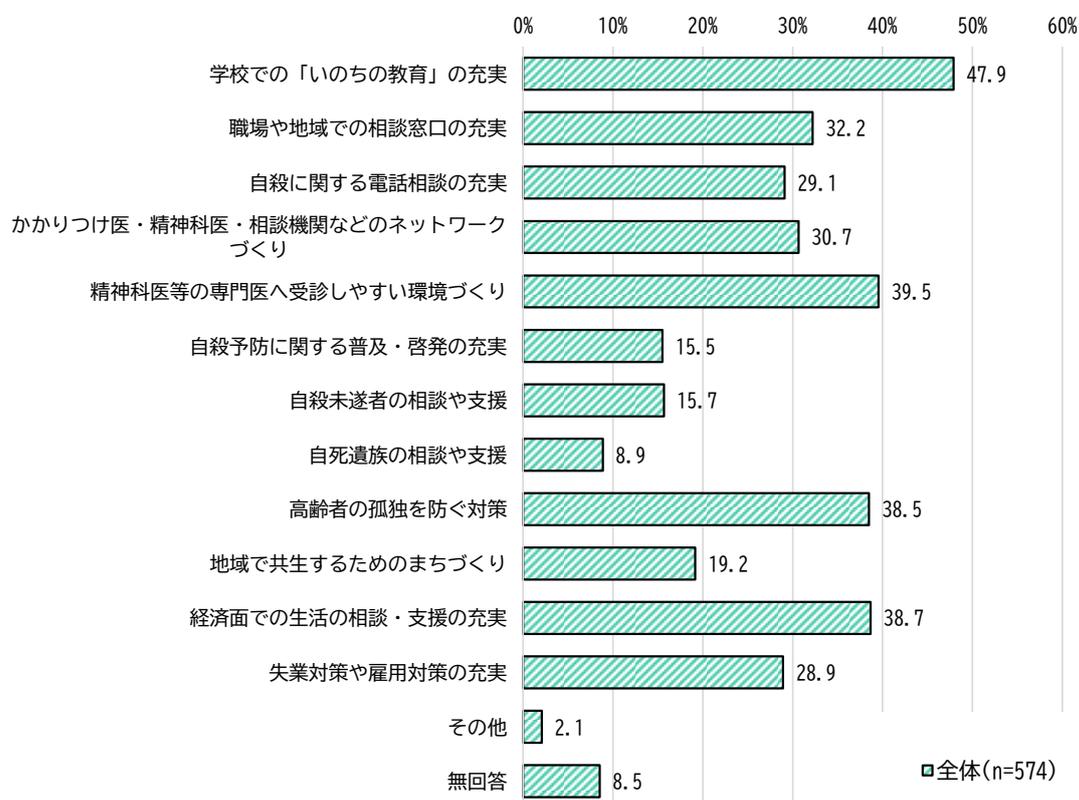
【こころの悩みの相談先について】

- ◇ 「家族や友人、同僚等身近な人に聞く」が 46.2%と最も高く、次いで、「インターネット」の 43.6%、「テレビ」の 14.6%となっています。



【今後、必要と思われる自殺対策】

◇「学校での「いのちの教育」の充実」が 47.9%と最も高く、次いで、「精神科医等の専門医へ受診しやすい環境づくり」の 39.5%、「経済面での生活の相談・支援の充実」の 38.7%となっています。



調査結果にみる現状・課題

- 幅広い世代において自殺やこころの健康などについての正しい知識を持ち、理解することが必要となっています。
- 知人以外の相談先として「インターネット」以外の割合が低いことから、いのちの電話など各種窓口を周知することが重要です。
- 一人で悩みを抱え込むことがないよう、悩みを抱える方が気軽に相談できる場づくりや、相談先にアクセスしやすいような窓口の周知、また、孤立を防ぐ居場所づくりが必要となっています。

(2) 民生委員・児童委員アンケート調査

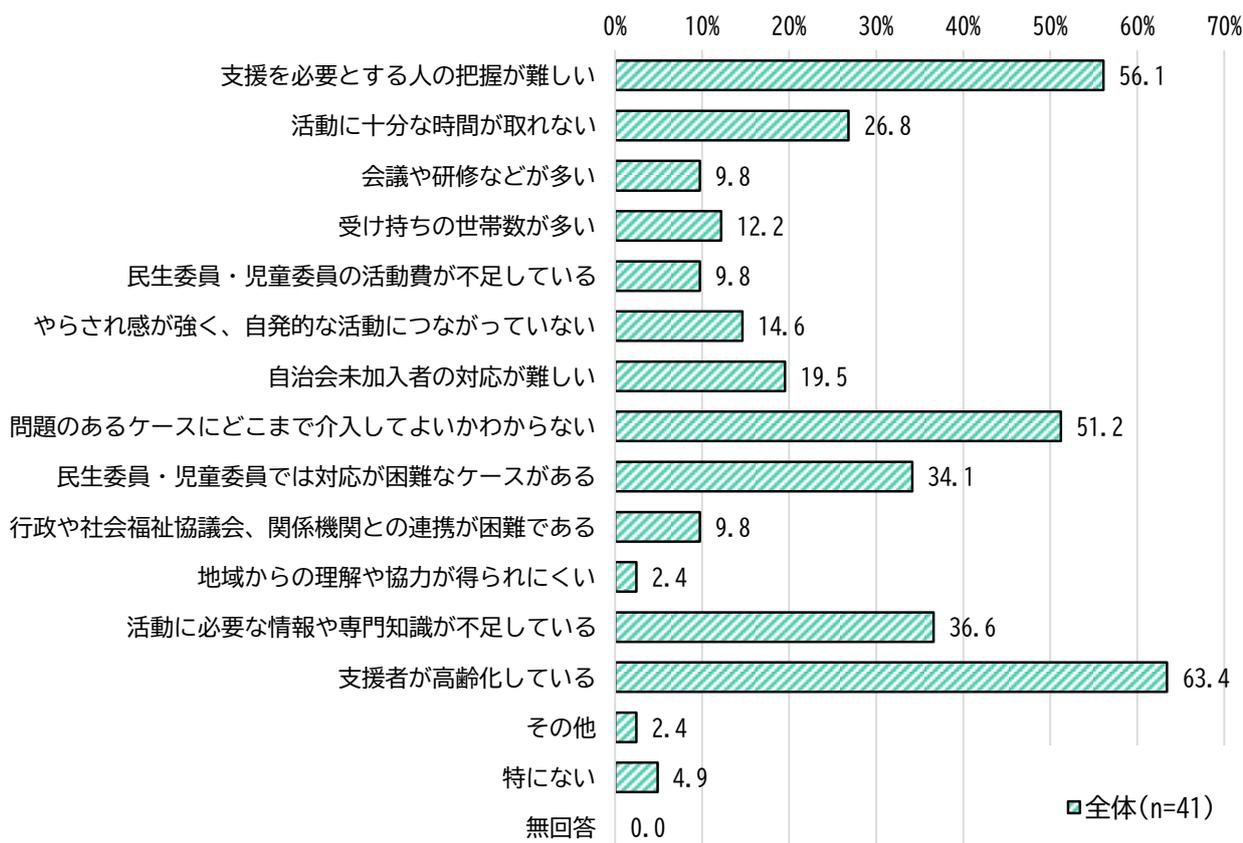
① 調査の概要

調査時期	令和5年11月
調査対象者	御船町内の民生委員・児童委員
調査方法	直接配布・郵送回収
配布数	50件
有効回収数・有効回答率	合計41件(82.0%)

② 調査結果の概要

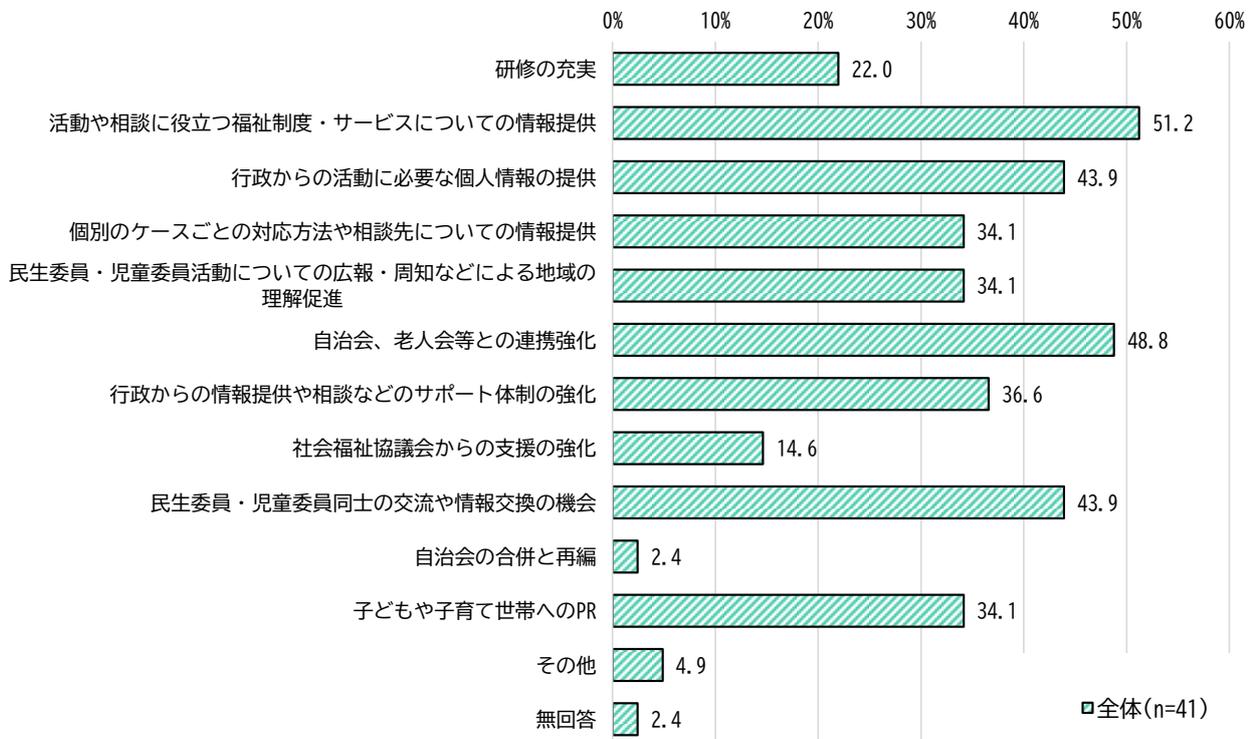
【民生委員・児童委員の活動を行う上で困っていること】

◇「支援者が高齢化している」が63.4%と最も高く、次いで「支援を必要とする人の把握が難しい」が56.1%、「問題のあるケースにどこまで介入してよいかわからない」が51.2%となっています。



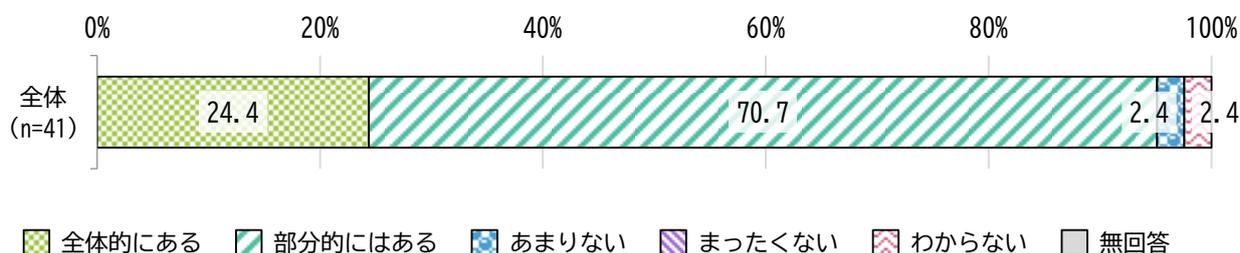
【民生委員・児童委員の活動を行いやすくするために必要なことや支援してほしいこと】

◇「活動や相談に役立つ福祉制度・サービスについての情報提供」が 51.2%と最も高く、次いで「自治会、老人会等との連携強化」が 48.8%、「行政からの活動に必要な個人情報の提供」と「民生委員・児童委員同士の交流や情報交換の機会」がともに 43.9%となっています。



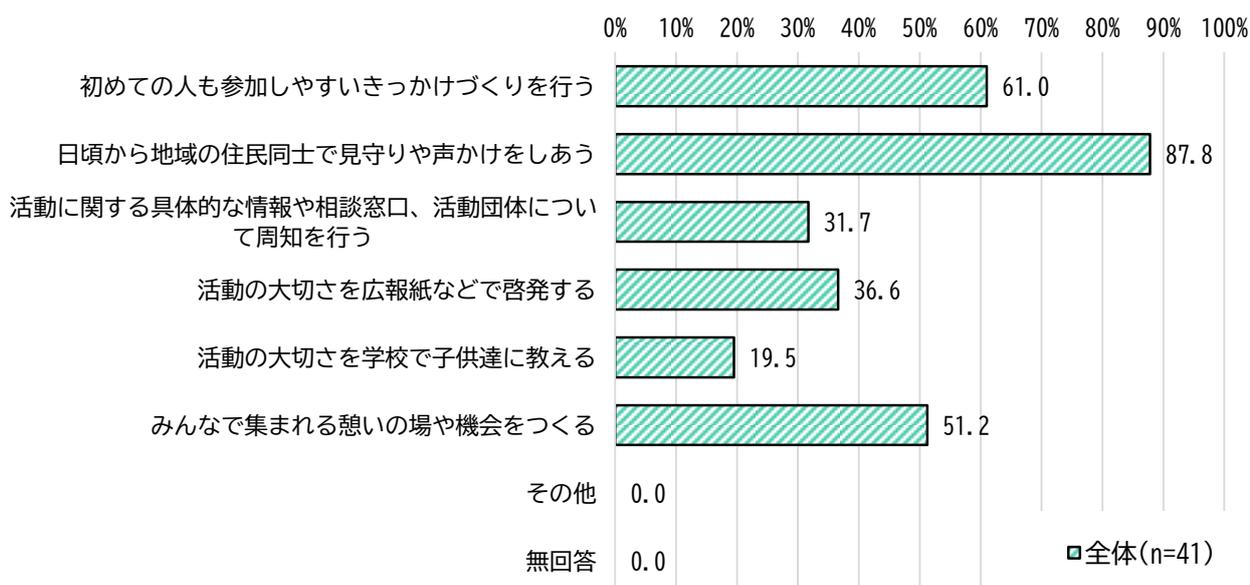
【担当の地域での助け合う気風について】

◇「部分的にはある」が70.7%と最も高く、次いで「全体的にある」が24.4%、となっています。



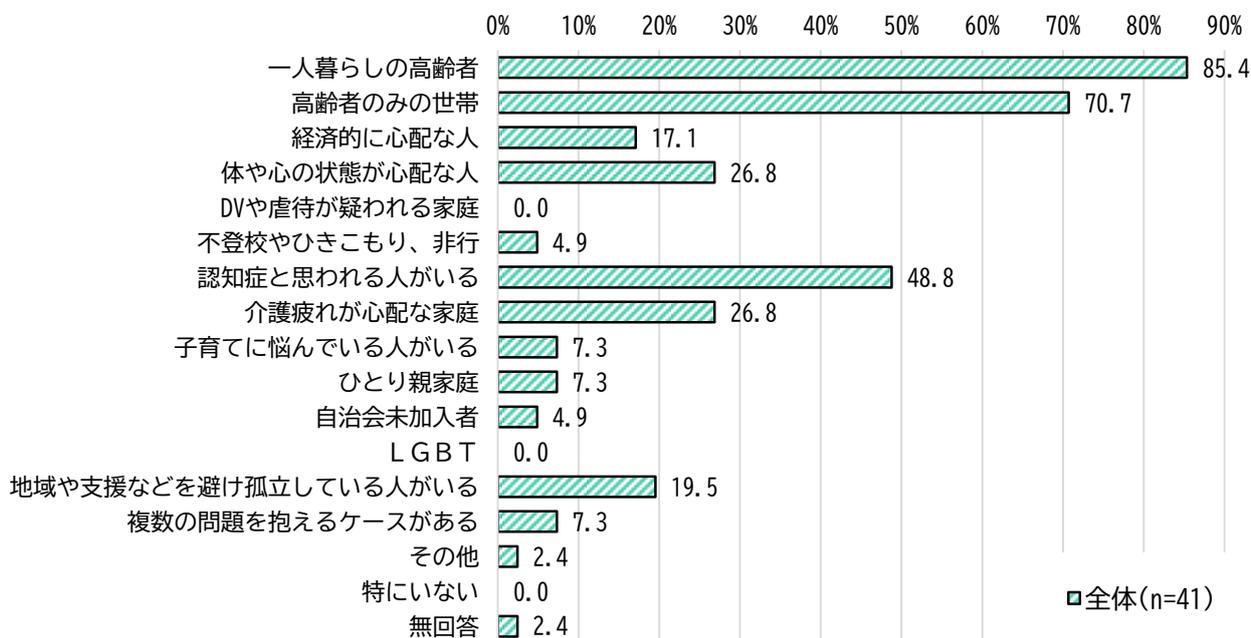
【地域の助け合いを活発にするために重要なこと】

◇「日頃から地域の住民同士で見守りや声かけをしあう」が87.8%と最も高く、次いで「初めての人も参加しやすいきっかけづくりを行う」が61.0%、「みんなで集まれる憩いの場や機会をつくる」が51.2%となっています。



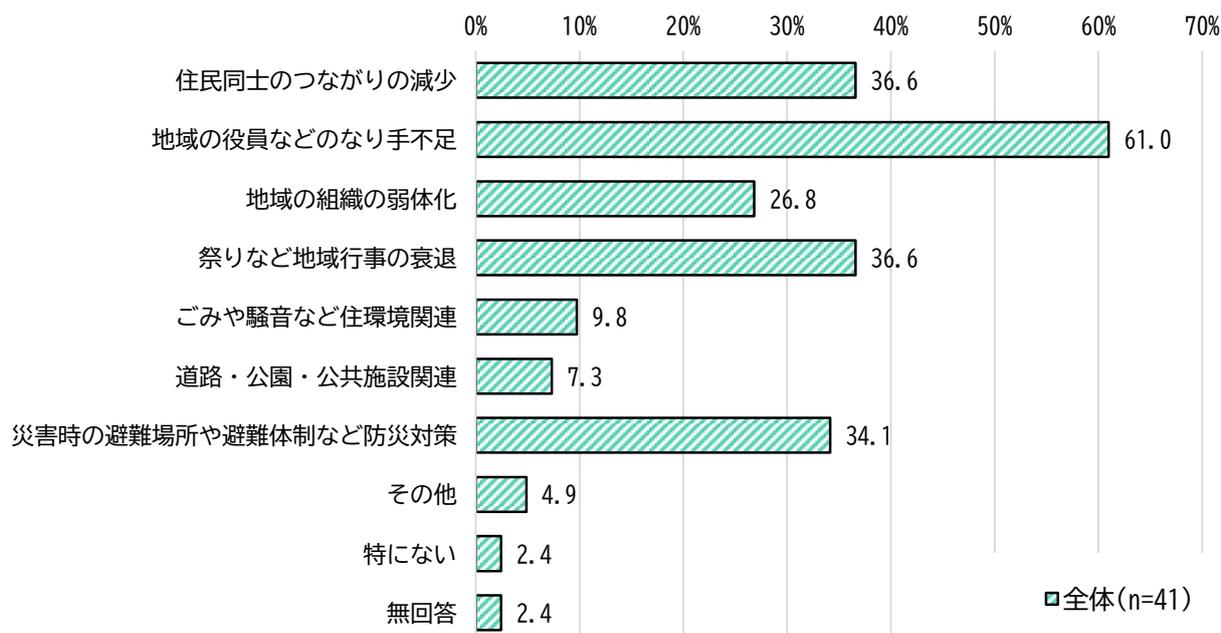
【地域で、気になる人や特に見守りが必要な人がいるか】

◇「一人暮らしの高齢者」が 85.4%と最も高く、次いで「高齢者のみの世帯」が 70.7%、「認知症と思われる人がいる」が 48.8%となっています。



【地域で、気になることや問題だと感じることもあるか】

◇「地域の役員などのなり手不足」が 61.0%と最も高く、次いで「住民同士のつながりの減少」、「祭りなど地域行事の衰退」が 36.6%となっています。



(3) ワークショップの実施について

① ワークショップの概要

実施時期	令和5年11月10日
対象者	御船町民生委員・児童委員
実施方法	校区別にグループとなり、担当区域における地域課題についてグループ内で意見交換した後、全体で共有

② ワークショップの結果

グループ(校区)名	出された主な課題
御船(A)	<p>【高齢者】【災害・防災】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人暮らしの増加や老老介護 ・安全な避難場所の確保と話し合いの実施 ・若い担い手が少ない一方、若い世帯の転入者の増加
御船(B)	<p>【地域活動参加者の減少】【交通・移動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買物、病院、サロン活動等への移動手段の確保 ・地域活動への参加者の高齢化、固定化 ・新たな住宅地の住民と元々住んでいる住民とコミュニケーション
滝尾・水越	<p>【交通・移動】【災害・防災】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスの便数が少ない、買物・通院 ・避難場所への移動が大変 ・災害時の全戸見廻り、災害マップの作成
木倉	<p>【高齢者】【地域活動参加者の減少】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化(家族介護、80歳以上、サロン参加者の減少など) ・若い人の地域行事への参加が少ない ・アパートや新興住宅が増えた
高木	<p>【交通・移動】【高齢者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い物弱者になった方などを近所の方が協力して支えている ・サロンなど地域活動への参加が減少 ・学校側が地域との交流に積極的なので子ども達を身近に感じる
小坂	<p>【高齢者】【災害・防災】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者夫婦世帯が増えている ・車の運転ができなくなった時が心配(コミュニティバスに期待) ・御船川、緑川にはさまれて、洪水の時避難できない
七滝・上野	<p>【高齢者】【交通・移動】【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人暮らしの増加。子どもの減少(伝統行事が実施できない等) ・買物など近所の方が乗り合わせるなど協力している ・有害鳥獣の増加、荒廃地の増加
田代	<p>【担い手・後継者不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高年の方が元気なイメージがある一方、役員等が担い手不足 ・独居、又は夫婦2人の高齢者の増加 ・高齢者は、自力での移動が困難

3. 第3期地域福祉計画の実施状況

(1) 評価方法

第3期地域福祉計画に定める6つの基本目標と各施策について、所管課による実施状況の点検を行いました。

■評価基準

個別の取組・事業について5段階評価（A～E）

	評価
A	当初のイメージどおりかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上
B	当初のイメージどおりにほぼ推進ができ、達成率に直すと80～100%未満
C	大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50～80%未満
D	一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20～50%未満
E	対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと20%未満

(2) - 1 評価結果の総括（地域福祉計画）

基本目標	A	B	C	D	E
1 福祉サービスの適切な利用を促進する	15%	62%	15%	0%	8%
2 福祉に関する意識の向上を図る	60%	20%	20%	0%	0%
3 地域福祉を担う人材を育成・確保する	0%	40%	40%	20%	0%
4 地域福祉活動の拠点をつくる	0%	0%	0%	0%	100%
5 地域福祉を推進する仕組みをつくる	0%	33%	33%	0%	0%
6 安心して暮らせる生活環境を整備する	0%	40%	40%	10%	0%

全体（項目数）	5	20	12	3	2
（構成比）	12%	48%	29%	7%	5%

(2) - 2 評価結果の総括（自殺対策推進計画）

基本目標	A	B	C	D	E
1 普及啓発の促進	0%	50%	0%	50%	0%
2 自殺対策に係る人材確保及び育成	0%	25%	25%	25%	25%
3 心の健康を支援する環境づくりとこころの健康づくり	0%	77%	23%	0%	0%
4 適切な精神保健医療福祉サービス	0%	57%	43%	0%	0%
5 自殺リスクの低減	0%	100%	0%	0%	0%
6 子ども・若者の自殺対策	0%	100%	0%	0%	0%
7 勤務問題による自殺対策	0%	0%	50%	50%	0%

全体（項目数）	0	26	8	4	1
（構成比）	0%	67%	21%	10%	3%

(3) 事業・取組の評価

【地域福祉計画について】

- ◇概ね「推進できた」と評価できるAとBの合計が6割となった一方、「一部未対応があった」とする評価Cが約3割を占めています。計画策定後の継続的な周知徹底が必要です。
- ◇比較的C評価の割合が高い分野として、「人材育成・確保」「地域福祉を推進する仕組みづくり」「安心して暮らせる環境づくり」が挙げられます。
- ◇前期の計画期間は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大し、行動制限が実施された期間と重なったため、人と人とが交流する取組については全体的に停滞した結果となりました。
- ◇ボランティアの育成や活動支援について、「支援してほしいこと」と「支援できること」のマッチングがうまくいかず、具体的な活動に至らないケースがありました。
- ◇避難所の機能の充実や、情報伝達の仕組みづくり、避難行動要支援者の個別避難計画の計画的な推進など、防災対策について課題が残りました。
- ◇基本目標ごとの取組の数に偏りや重複がありました。効果的・効率的な計画推進のため、目標ごとの取り組み項目をわかりやすく整理する必要があります。

【自殺対策推進計画について】

- ◇全体的には、7割近くの取組が「内容どおりに推進できた」とするB評価となりましたが、未対応が残ったとする評価も3割を占めています。
- ◇新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する行動制限により、集合研修や交流する場づくりなど人が集まる取組において制限が発生し、未実施となった項目が多くありました。
- ◇特に、こころの健康に関する正しい知識の普及啓発及び相談機関等に関する情報提供に加え、自殺対策を推進する上での基礎となる人材育成の分野において、次期計画では重点的に取り組む必要があります。
- ◇職場におけるメンタルヘルス対策が不足しています。職場の人間関係、職場環境の変化、長時間労働等による仕事疲れ等の労働環境が心身へ及ぼす影響は大きく、次期計画においても対策を検討していく必要があります。

4. 第2期地域福祉活動計画の実施状況

(1) 評価方法

第2期地域福祉活動計画に定める5つの基本目標と各施策について、社会福祉協議会において実施状況の点検を行いました。

なお、個別の取組・事業については、地域福祉計画同様に5段階（A～E）の評価を付しました。

(2) 評価結果

■基本目標 I 地域とのかかわりの強化と地域の課題を地域で解決する仕組みづくり

【取組の評価】

1 地域を支える人材の支援	B
2 小地域ネットワークの強化	B

【評価の概要】

- ◇民生委員・児童委員と福祉協力員の意見交換会は初めての取り組みであったが、お互いの活動を理解し、今後も継続開催を望む声があがった。
- ◇見守りネットワークで地域の気になる情報を共有することで、課題を把握でき介入ができた。

■基本目標Ⅱ 地域への関心の向上と地域福祉を支える人材を発掘・育成

【取組の評価】

1 ボランティア養成講座

(1) 各種ボランティア講座の開催	C
(2) ボランティアセンターの機能強化	C
(3) 福祉協力員設置事業	C
(4) 生活支援体制整備事業	B

2 子どもの福祉体験活動支援

(1) ボランティアスクールの開催	C
(2) ワークキャンプの開催	C

【評価の概要】

- ◇介護予防・生活支援サポーター養成講座受講者が年々減少している。
- ◇高校1年生を対象に災害ボランティアの教育を行った。
- ◇生活支援体制整備事業で新たな集いの場の創設（中山間地モデル事業：2か所・新しいサロンの創設：4か所）ができた。また、新たに4地区が見守りネットワーク事業に取り組まれるようになった。
- ◇集合形式で実施していた夏休みのボランティアスクールは小学校や保護者の負担があり、職員が学校へ出向く形へ切り替えたが、5年間で2校の実施であった。
- ◇子ども達が将来、生活する力を身につけるため子ども塾を開催した。

■基本目標Ⅲ 社会福祉協議会活動や地域住民による取組についての情報発信

【取組の評価】

—	B
---	---

【評価の概要】

- ◇社協クイズの応募はがきで住民の反応も分かるようになった。
- ◇「わかりやすい」「社協の仕事がわかった」の声が上がっている。
- ◇申請様式もホームページでダウンロードできるようになった。

■基本目標Ⅳ 福祉ニーズに対応したサービスの提供

【取組の評価】

1 地域ニーズへの対応

(1) 見守りネットワーク事業	B
(2) 地域サロン事業	B
(3) 要配慮者の実態把握事業	B
(4) 配食サービス事業	A
(5) 地域福祉権利擁護事業	A
(6) 介護予防教室受託事業及び介護予防事業送迎サービス	C
(7) 生活たすくるサービス事業	B
(8) 車椅子無料貸出事業	A
(9) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動	A

2 相談体制の充実

(1) 心配ごと・法律相談所	A
----------------	---

【評価の概要】

- ◇令和4年度にはサロンの祭典「サロンピック」を開催し、約300名の参加があった。
- ◇ドライブサロンを開始し、令和4年度は半年で30サロンからの申し込みがあった。
- ◇生活たすくるサービスは講座を受講しても活動に結びつかないこともあるが、活動中の会員は利用者から感謝の声もあり、やりがいを感じている。
- ◇高齢者世帯調査は小学生が年賀状を出したり、カレンダーを配付する福祉活動となっている。
- ◇配食利用者は年々増え、令和5年現在50名を超えている。特に中山間地区からの申請が増えている。
- ◇地域福祉権利擁護事業の利用者は知的障がいの方が多く、利用期間が長期となっている。
- ◇地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に繋いだ件数は4年間で8件である。
- ◇介護予防教室の参加者が年々減少している。
- ◇介護予防教室の買物支援プログラムは自分で買物にいけない高齢者にとっては好評で、品揃え等地域の商店の協力も得られている。
- ◇共同募金の使途がわかりにくいとの声があがっている。
- ◇心配ごと・法律相談は、事前予約制度を採り入れたことで時間配分がわかりやすくなり、スムーズな案内ができています。
- ◇心配ごと・法律相談で定員を超えた際は、法テラス等の窓口の情報提供を行っている。

■基本目標Ⅴ 防犯、防災など安全で住みよいまちづくり

【取組の評価】

(1) 避難行動要支援者支援計画への協力支援	B
(2) 自主防災組織と小地域ネットワークの連携強化	C

【評価の概要】

- ◇地域の要配慮者の把握ができ、災害公営住宅の訪問等に役立っている。
- ◇見守りネットワーク連絡会にて連絡網や防災マップを作成する地区が出てきた。

5. 計画策定に向けての課題の整理

(1) 地域コミュニティの維持と強化

近年、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士の関係性が希薄となり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合い等の機能の低下が危惧されています。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大による行動制限により、人と人とのつながりづくりが一層困難な状況となりました。

住民アンケート調査においても、福祉に関心があると回答した割合は6割弱となっているほか、親しく近所づきあいをしていると回答した割合は4割弱となっており、地域でのつながりも希薄化がみられ、地域でのつながりや情報共有が難しい状況になりつつあります。「孤独感を感じている」とする人が全体の16.4%、普段の会話が「2週間に1回以下」という人が全体の2.6%それぞれ存在することにも注目する必要があります。

現在まで築かれている住民同士の支え合いの関係性を維持・再構築していくために、多世代が交流し、生きがいを持てるような機会づくりや住民一人ひとりの意識啓発が必要です。また、地域内のコミュニティを基本としつつも、包括的な支援を行っていくために住民・行政・社会福祉協議会・関係団体等の多様な主体がつながりをもつことが重要です。

(2) 福祉を支える担い手の確保と育成

住民アンケート調査では、ボランティア活動に参加したことがあると回答した割合は5割程度となっています。

また、今後の参加意向では「機会があれば参加したい」と回答した割合が半数を超えていることから、活動をしていない住民でも活動意欲は高いといえます。

また、地域での大きな問題として、「活動する役員や民生委員などのなり手・担い手が少ない」の割合が最も高く、民生委員・児童委員を対象としたワークショップにおいても、活動するうえでも、活動メンバーの減少や高齢化、マンネリ化といった課題が挙げられています。

さらに、地域福祉の中心的な担い手と期待されている社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動内容の認知度が低くなっていることから、周知を図り理解を深めていくことが必要となっています。

今後、意欲ある住民を身近な活動をはじめとして実際の行動へとつなげ、地域の担い手となれるよう取り組みを進めていくことが必要です。

また、今後の地域を担う子どもたちと高齢者の交流を促すなど、次代を担う子どもたちへの幼少期からの福祉教育の充実を図る取り組みが求められています。

(3) 多様化・複雑化する課題に対応できる仕組みづくり

国においては、複雑化している地域課題の解決に向け、多様な主体が地域づくりに参加し、世代や分野を超えてつながることで包括的な支援体制を構築する「地域共生社会」の実現を平成 29 年に掲げ、その具体化に向け、平成 30 年 4 月に社会福祉法の一部改正を行うなど改革を進めています。

さらに、令和 3 年 4 月施行の改正社会福祉法により、市町村において住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の創設などについて規定されました。

ワークショップにおいても独居の不安や高齢者世帯に対する不安の声が多く寄せられており、高齢化の進む地域においては、高齢者世帯への生活支援等が一層重要になると考えられます。一方、近年地域を取り巻く福祉課題は、多様化・複雑化しており、高齢者支援だけでなく、障がいのある人、子ども、生活困窮者の支援や権利擁護、虐待防止などの課題への対応が求められており、分野がまたがる複雑な課題への対応も必要となっています。

また、住民アンケートや民生委員・児童委員アンケート調査においても、住民同士や行政との連携の強化、各地域における関係団体との連携強化が必要だとする回答が多くありました。行政及び地域活動団体、関係機関が連携して、生活課題を解決する体制を構築していく必要があります。

(4) 安全・安心な暮らしを守る体制の構築

近年、気候変動に伴う記録的な大雨や地震等により、全国各地で甚大な被害が発生しています。令和 3 年に改正された「災害対策基本法」では、頻発する自然災害に対して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図ることが示されました。この改正に伴い、市町村においては、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されました。

地域においては、災害をきっかけに、支え合い・助け合いの大切さが再認識されています。本町においても、災害時の支え合いのため、自主防災組織と連携体制を強化しています。

住民アンケート調査では、重要な取り組みとして「安心して生活できる安全対策（防犯・防災対策）の充実」「災害時における要援護者への支援体制づくり」「災害、火災、救急などの対応や防災対策」の割合が高くなっています。

ワークショップでは、地域の団体や機関で支援が必要な人の情報の共有が必要といった声や、災害時における体制を充実していくべきとの声がありました。住み慣れた地域での防災を進めるために、引き続き災害・緊急時に支援を必要とする人の把握や、

防災に関する意識啓発・情報提供が必要です。また、見守りの必要な人が、日頃から安心して暮らしていくために、交通安全や防犯に対する意識の向上も図る必要があります。

また、住民アンケート調査では、「買い物などの便」、「道路や交通の便」が悪いなどの意見も多くなっています。今後は、移動手段が限られた高齢者が増加することも懸念されます。町内での生活における利便性の向上やバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組み、全ての人にやさしい町をつくっていくことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

みんなで支え合い 健康で安心のある暮らし

本町のまちづくりの指針となる第6期総合計画では、まちの将来像を「みんながわくわくする御船町」と掲げ、町民、企業、団体等と行政とが一体となり、本町に関わる多様な主体が共働してまちづくりを進めることとし、その実現に向けて5つの基本目標を定め様々な施策を推進しています。

その1つとして、保健・医療・福祉・教育・文化分野の「人を育む御船町」の「地域福祉の充実」においては、全ての人々が住み慣れた地域で自立し安心して暮らし、社会参加できるよう、みんなで支え合うまちづくりを目指しています。

住民一人ひとりが、生きがいをもちいきいき笑顔で生活するためには、住み慣れた場所で安全に安心して暮らせる「地域」が重要な基盤となります。

本計画では、この基盤である地域に住み続けたいと思える地域にするために、一人ひとりがそれぞれに合った形で協力し合い、支えたり、支えられたりしながら、お互いさまの地域づくりを目指します。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のまん延防止対策による行動制限等により変化した生活様式のもとで、人と人、人と社会とがつながることを大切にし、一人ひとりが役割や生きがいを持ち、多様性を認め支え合いながら暮らせる共生社会の実現を目指します。

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を設定し、地域住民と福祉関係事業所等・社会福祉協議会・行政が協働して取り組んでいきます。

基本目標1 “お互いさま”で支え合う地域づくり

少子高齢化が進む中で地域を維持していくためには、住民同士の支え合いが必要不可欠です。住民がお互いに支え合いながら地域の課題を地域の中で解決できる「地域力」を高める取組を推進し、持続可能な地域づくりを目指します。

基本目標2 適切な相談・福祉サービスにつながる仕組みづくり

地域の中で困難を抱えている人が、それぞれの状況や困りごとに応じて適切な支援・サービスにつながるよう、包括的な相談支援体制や情報提供体制を整備していきます。また、孤独死やダブルケア、8050問題といった公的支援の狭間にあるために支援が行き届かない場合にも対応できるよう、分野横断的な取り組みを進めます。

基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

地域が一体となった災害時の支援体制を構築するとともに、地域の見守り等による防災・防犯活動を推進します。また、全ての町民が安全・安心かつ快適に生活できる住環境づくりを推進するとともに、隣近所での声かけ等により、地域での支え合い、助け合い等も含めた、移動手手段の確保に努めます。

基本目標4 生きることの包括的な支援体制づくり（自殺対策推進計画）

地域住民を含め、関係機関が相互に連携・協力して自殺対策に取り組むことで一人ひとりの大切ないのちをみんなで支え合い、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

3. 施策の体系

基本目標1 “お互いさま” で支え合う地域づくり

3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
1 地域福祉の意識向上	(1) 地域福祉に関する広報・啓発の推進 (2) 福祉教育・体験学習の充実			
2 地域における交流の促進	(1) 顔の見える関係づくりの推進 (2) 気軽に集える場づくりに向けた支援			
3 地域福祉の担い手の育成・参加促進	(1) 地域福祉を支える担い手の確保・育成・発掘 (2) ボランティア活動の普及・啓発			
4 福祉をつなぐネットワークの強化	(1) 地域団体等の活動支援 (2) 地域の多様なネットワーク機能の充実 (3) 社会福祉法人による公益的活動への支援			

基本目標2 適切な相談・福祉サービスにつながる仕組みづくり

1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
1 情報提供と相談体制の強化	(1) 情報提供の充実 (2) 包括的な相談支援体制の整備			
2 福祉サービスの充実や体制の強化	(1) 福祉サービスの充実・強化 (2) 権利擁護の推進 (3) 虐待防止と早期対応			

基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり



1 地域防災力の強化	(1) 災害時や緊急時の情報提供の充実 (2) 地域防災体制の確立
2 普段からの見守りと防犯活動	(1) 見守り活動の充実 (2) 地域防犯体制の充実
3 誰もが暮らしやすい環境整備	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 住環境の整備

基本目標4 生きることの包括的な支援体制づくり（自殺対策推進計画）



1 地域における支援体制の強化	(1) 自殺対策ネットワークの構築 (2) 地域における相談体制の充実 (3) 居場所づくりの推進
2 自殺対策を支える人材の育成	(1) 窓口等における対応力の向上 (2) ゲートキーパーの養成講座の開催
3 住民への啓発と周知	(1) 広報媒体を活用した啓発活動の推進
4 生きることの促進要因への支援（重点施策）	(1) 高齢者への支援 (2) 生活困窮者への支援 (3) 働く世代への支援 (4) 子ども・若者への支援 (5) 妊産婦等、女性特有の視点からの支援

4. 地域共生社会の実現に向けて（重層的支援体制整備事業の推進）

（1）本町の取組

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種団体など地域の多様な主体が、地域で生じる様々な課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会です。

「地域共生社会」の実現に向けて、令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業が新たに位置づけられました。

本町においては、令和2年度は国のモデル事業「身近な相談拠点の設置事業」、令和3年度からは「重層的支援体制整備事業」への移行準備事業を活用し体制づくりを進めてきました。令和6年度から本事業に移行し、さらに町民福祉に資する事業となるよう取組を進めていきます。

（2）各事業の実施方針

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4第2項の第1号から第6号までの以下の全ての事業を実施することが必須要件となっています。

既存の相談支援体制等の取り組みを活用しつつ、地域住民の複合化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業について実施していきます。

第1号、「包括的相談支援事業」に関する実施方針

介護、障がい、子育て、生活困窮の既存の相談支援体制を活用しつつ、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。

第2号、「参加支援事業」に関する実施方針

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯とのつながりづくりに向けた支援を行います。

第3号. 「地域づくり事業」に関する実施方針

地域資源を広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備することで、交流・参加・学びの機会を生み出し、個別の活動や人をコーディネートし、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化し、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

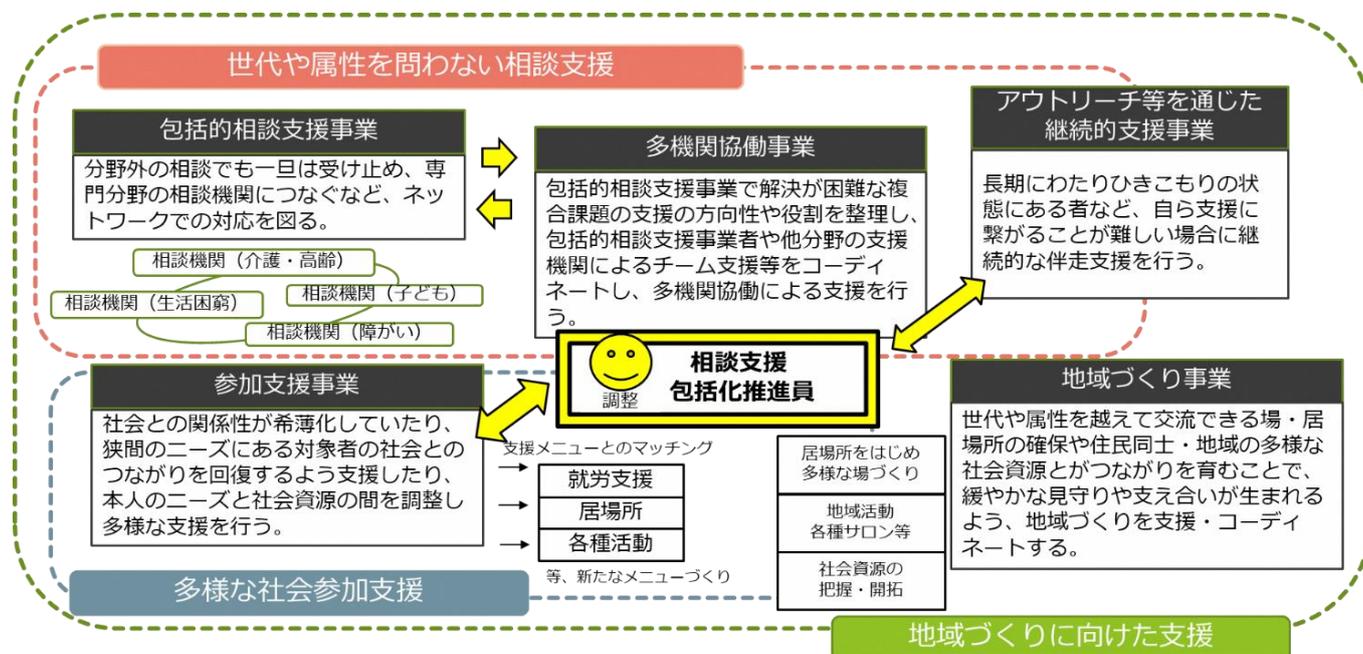
第4号. 「アウトリーチ等事業」に関する実施方針

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人たちの把握に努めます。また時間をかけた丁寧な支援を行い、支援を必要とする人との信頼関係の構築に努めます。

第5号及び第6号. 「多機関協働事業」及び「支援プランの策定」に関する実施方針

重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、相談支援機関に助言を行うとともに、複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担う相談支援包括化推進員を配置し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取り組みを通じて、関係者の連携の円滑化を進めるとともに、包括的な支援体制を構築できるよう支援を行います。

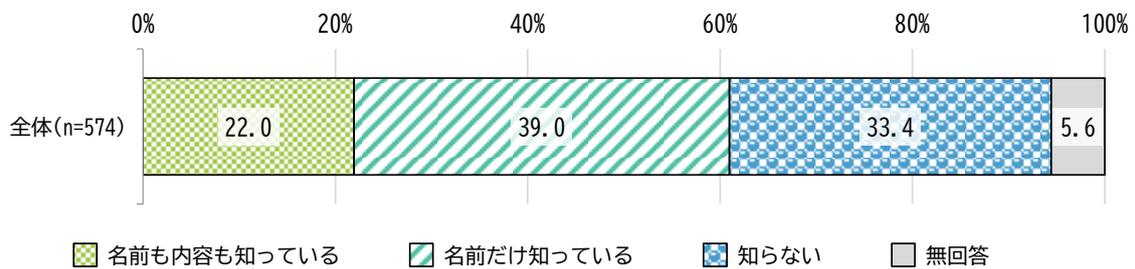
○重層的支援体制整備事業の全体イメージ（出典：御船町福祉課）



5. 成年後見制度の利用促進に向けて（御船町成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度は、認知症、知的障がい及び精神上の障がい等により判断能力が十分でない人（以下「本人」という。）の権利を守り、財産管理や生活・療育に必要な手続きなどを支援して本人を保護するものです。家庭裁判所への申立により後見人・保佐人・補助人（以下「後見人等」という。）が選任されることで利用が開始されます。誰もが安心して地域で生活する上で重要な手段の一つです。しかし、制度の利用者数は増加傾向にあるものの、町民アンケートによると制度の認知度に関して決して高いとは言えない状況にあります。

【成年後見制度の認知度】



出典：令和5年度実施町民アンケート（調査方法等はP18参照）

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村は、国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。また令和4年には第二期成年後見制度利用促進基本計画が策定され、更なる施策の推進を図ることが明確化されました。これを受け、本町では本項目を「成年後見制度利用促進計画」と位置付け、成年後見制度利用を促進します。

（1）現状

上益城5町では、共同で成年後見制度の利用促進を図ることを目的に協定を結び、令和4年3月に上益城地域成年後見制度利用促進協議会を設置しました。また令和4年4月には成年後見制度利用促進の中心的な役割を担う機関として各町に中核機関を設置し、協議会の開催や地域連携ネットワーク会議による連携、情報共有及び利用促進に取り組んでいます。

① 成年後見制度の利用者数推移（熊本県・御船町）

熊本県、御船町共に後見人の割合が多く、令和4年度の本町の成年後見制度利用者数については、成年後見の割合が約86%、保佐の割合が約10%、補助の割合が約0.3%及び任意後見の割合が0%となっています。

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	熊本県	御船町	熊本県	御船町	熊本県	御船町	熊本県	御船町
成年後見	584	56	615	57	659	56	708	56
保佐	160	3	168	4	180	6	191	7
補助	23	0	25	0	29	1	30	2

出典：熊本県家庭裁判所資料

② 町長申立件数の推移（熊本県・御船町）

本町では本人又は親族による申立てが困難な場合、町長による申立て支援を行っています。町長申立てについて、熊本県は増加傾向で推移しています。本町は令和元年度以降1件～3件で推移しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
熊本県	140	211	222	223
御船町	3	1	2	1

出典：熊本県家庭裁判所資料

③ 成年後見制度利用支援事業における助成件数の推移（御船町）

本町では、「御船町成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、成年後見制度を利用しようとする人で要件を満たす場合はその費用（申立費用、後見人等への報酬）を助成しています。助成件数は増加傾向にあります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
御船町	1	0	2	5

出典：熊本県家庭裁判所資料

（2）課題

① 成年後見制度に関する周知と相談窓口の体制強化

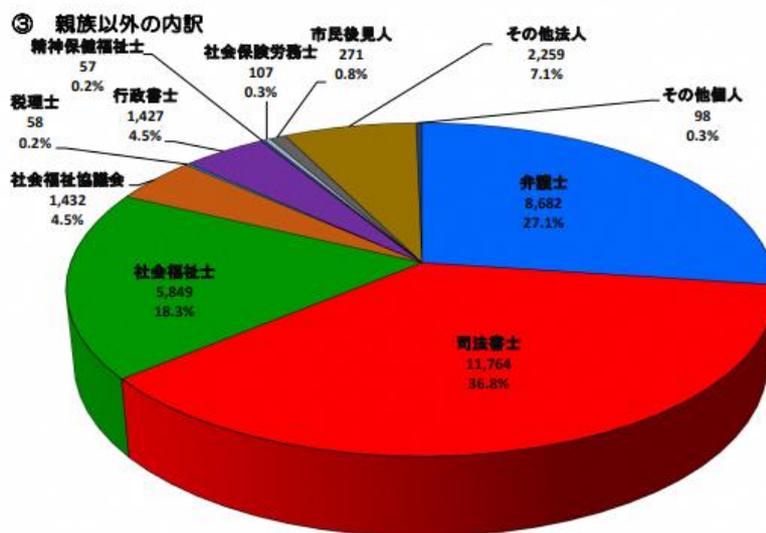
成年後見制度利用者の約9割が後見類型であることから、早い段階での申立（補助、保佐及び任意後見）の利用が少なく、本人の意思が尊重されづらい現状があります。更なる制度の広報啓発を行い、適切な時期での申立ができるよう、相談対応職員のスキルアップや、専門職の助言を受けられる体制強化が求められます。

② 上益城地域連携ネットワークの構築

本人や本人を支援する権利擁護支援チームが、助言を受け相談できる機関や窓口がわかりづらい現状があります。権利擁護支援チームや後見人等をバックアップし、専門的判断を行える仕組みづくりやネットワークの構築が必要です。

③ 担い手の不足

熊本県の成年後見制度における親族以外の後見人等の受任状況としては、専門職が殆どをしめており、後見人等の受任調整においても専門職による受任が困難な状況になりつつあります。



出典：最高裁判所事務局家庭局資料

(3) 今後の取組

① 広報・啓発の強化

各専門職団体（弁護士会、司法書士会及び、社会福祉士会等）や関係機関等と連携して、成年後見制度の仕組み、活用方法及び相談窓口等を周知啓発するため、セミナーの開催等の広報啓発活動に努めます。

② 相談機能の充実・強化

相談者を適切な制度利用につなげるために、研修会の開催等により中核機関、社会福祉協議会等の職員のスキルアップを図ります。

また、関係者が専門職団体や家庭裁判所等から専門的な助言を受ける体制整備を行うことで相談機能の強化を図ります。

③ 成年後見制度の利用促進

相談者が制度のメリットを実感できるよう、成年後見制度やそれ以外の権利擁護施策との一体的な運用を図ります。また地域連携ネットワーク会議を通して専門職団体や家庭裁判所等と連携して、受任調整、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）からの移行、申立書作成支援及び後見人等の支援等に取り組みます。

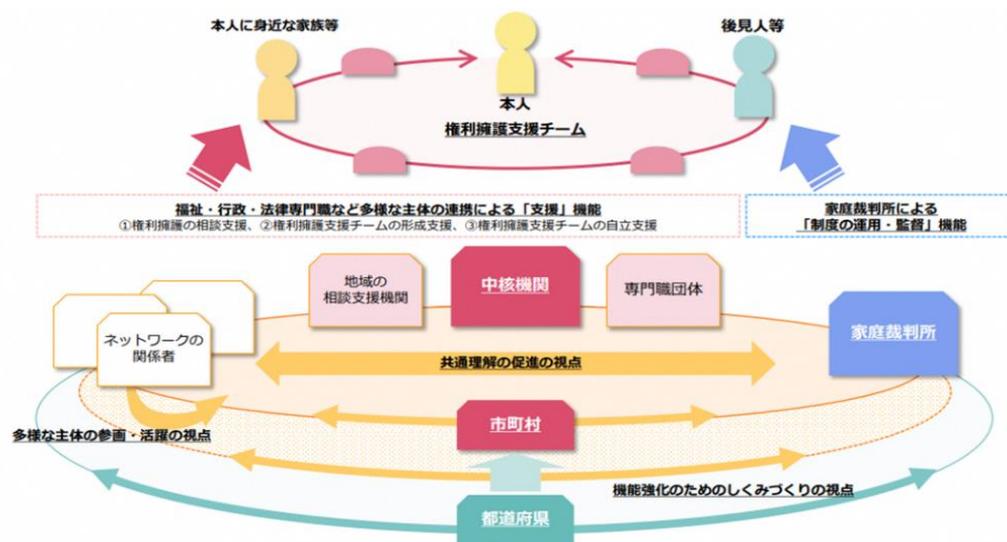
④ 報酬助成等の成年後見制度利用支援事業の活用

経済的な理由から成年後見制度の利用をためらうことの無いよう、申立時に要する費用や成年後見人等への報酬助成について、成年後見制度利用支援事業が活用され、費用助成が受けられる相談体制の整備を行います。

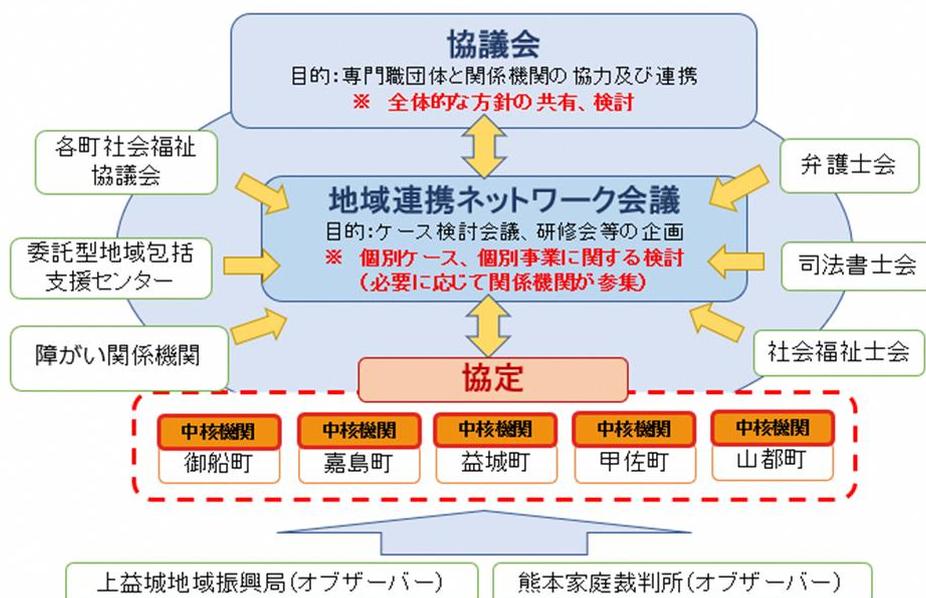
⑤ 担い手の確保

今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応するため、法人後見等の持続可能な体制整備が構築できるように取り組めます。

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ（出典：厚生労働省）



- 上益城地域成年後見制度利用促進協議会・地域連携ネットワーク会議のイメージ（出典：上益城地域成年後見制度利用促進協議会）



第4章 施策の展開

基本目標1 “お互いさま”で支え合う地域づくり

1 地域福祉の意識向上

<取り組みの方向性>

- 福祉や地域コミュニティに関する情報を積極的に発信し、福祉に対する住民の関心を深め、福祉意識の醸成及び地域活動への参加につながるよう周知・啓発に努めます。
- 住民一人ひとりが、福祉や人権について正しく理解し、困っている人のSOSをしっかりとキャッチすることができるよう、また、自発的に福祉活動に参加する人を育むため、学校教育や社会教育、地域活動をはじめ、様々な機会を通じて継続的な福祉教育・学習を推進します。

<具体的な取り組み>

(1) 地域福祉に関する広報・啓発活動の推進

行政の取り組み	担当課
① 地域福祉活動を知るきっかけや参加の機会を創出するため、広報紙やホームページなどを積極的に活用し、地域で実践されている福祉活動を広く住民に周知します。	福祉課
② 様々な機会を捉え、福祉に関する情報提供を行い、地域における当事者意識の醸成を図ります。	福祉課 こども未来課
③ 子どもから高齢者まで地域のあらゆる人が地域福祉の活動に参加できる機会を提供し、実践的な啓発活動に努めます。	福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 社協だよりやホームページ等の活用、民生委員・児童委員、福祉協力員、関係機関、関係団体との連携による広報活動により、地域福祉の意識醸成や地域福祉活動への理解・参加促進に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●社協だよりの発行 ●ホームページの更新 ●社協ガイドブックの発行
② 地域福祉を推進する様々な関係団体等と相互理解を深めるため、情報交換や意見交換する機会をつくり、地域の各種団体がつながる地域福祉ネットワークづくりに取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援体制整備事業 ●見守りネットワーク事業
③ 日赤会費、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金を推進し、地域福祉活動に有効活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉活動費交付

(2) 福祉教育・体験学習の充実

行政の取り組み	担当課
① 地域・行政・社会福祉協議会が連携し、偏見や差別などをなくしていくための人権教育・啓発活動を推進し、人権意識の醸成を図ります。	福祉課 社会教育課
② 福祉に関する講習会など、子どもたちを対象とした福祉教育の推進に努めます。	福祉課 学校教育課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 地域や学校等を対象に、福祉への理解や関心を高める機会づくりのため、関係機関や関係団体、社会福祉施設・事業所等と連携して福祉体験学習や福祉講座を行います。	● 福祉体験学習
② 小・中学校、高校のボランティア活動を支援し、ボランティア活動の促進や福祉教育の推進を図ります。	● ボランティア協力校事業
③ 学校での赤い羽根共同募金の取り組みを推進します。	● ボランティア協力校事業

地域や住民に期待されること

- 自ら福祉に関心を持ち、支え合い、助け合いの活動への積極的な参加
- 地域福祉の向上に向けた講演会や各種研修などへの積極的な参加
- 地域の福祉活動、行事等に関心を持つ
- 地域で集い、話し合いや考える場の創出
- 赤い羽根共同募金運動や日本赤十字社会費への協力

福祉関係団体に期待されること

- 専門性を活かした福祉教育の推進
- 赤い羽根共同募金運動や日本赤十字社会費への協力
- 広報活動の強化による地域福祉の意識醸成

2 地域における交流の促進

<取り組みの方向性>

- スポーツ・文化活動・子育てサークル活動等、様々な機会を通じて、誰もが気軽に参加できる地域住民の相互交流、世代間交流が促進される地域づくりを進めます。
- 身近な地域において、一人暮らしの高齢者や障がいのある人、子育て世帯などが、地域で孤立することなく安心して生活することができるよう、誰もが広く利用できるサロンや地域のイベントなど、気軽に集い交流を深めることができる地域の居場所づくりに取り組みます。

<具体的な取り組み>

(1) 顔の見える関係づくりの推進

行政の取り組み	担当課
① 増加が見込まれる一人暮らし高齢者など、支援を必要とする人が地域の中で孤立しないよう、声かけやあいさつなど日常的な見守りを含めたネットワークづくりのための地域見守り活動の推進を図ります。	福祉課
② 民生委員や社会福祉協議会と連携し、孤立が心配される方の状況把握に努めます。	福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 地域交流のために住民と協働し、企画の充実を目指して関係団体や専門職等とのコーディネートを行います。	<ul style="list-style-type: none">●生活支援体制整備事業●町営住宅への支援●イベント物品の貸出事業
② 見守りネットワークの拡大のため積極的なアウトリーチを行い、地域負担を考慮しながらネットワークづくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none">●見守りネットワーク事業

(2) 気軽に集える場づくりに向けた支援

行政の取り組み	担当課
① 高齢者、障がいのある人、子ども等を含む、誰もが広く利用できる各種サロン活動や地域のイベント等、気軽に集い交流を深めることができる場や機会の充実を図ります。	福祉課 こども未来課
② 県が普及を図る「地域の縁がわ」や、介護予防、認知症支援者の集いの場など、多様な参加の場づくりを推進します。	福祉課
③ 住民が集まるようなイベントや行事の開催は、日時や内容に住民が気軽に参加できるような工夫を取り入れ、多くの参加に繋がるよう配慮します。	イベント開催の主管課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 相談窓口や地域における活動の拠点として、誰もが気軽に参加できるよう、拠点づくり・居場所づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな地域資源（通いの場）の創出 ● コミュニティセンターの管理運営
② 地域活動に参加していない方が参加しやすい取り組みを行い、地域交流を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域サロン（ドライブサロン）
③ 閉じこもりや活動が少ない高齢者等に対し、運動やレクリエーションなどの介護予防・交流活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● いきいきトレーニング教室 ● 元気クラブ ● 水越「ホタルの学校」 ● 田代西部「人生百歳クラブ」 ● 地域サロン

地域や住民に期待されること

- 地域社会の一員としての、積極的な地域交流活動への参加
- 自分にできることから発信したり参加したりするなど、地域力の向上のための取り組み
- 日頃から隣近所の人とあいさつを交わしたり、声をかけるなど顔の見える付き合いに努める。
- 交流活動や地域行事を通じた地域住民同士の情報交換や情報共有
- 近所で閉じこもりがちな人への声かけ

福祉関係団体に期待されること

- 各種研修会や講演会等を開催し、住民の福祉への意識向上に努める
- 交流活動や地域行事の活動内容などを積極的に地域に発信し、参加者増加に努める

3 地域福祉の担い手の育成・参加促進

<取り組みの方向性>

- ボランティアに関する知識を深め、体験し、継続的に活動できるよう、住民に参加のきっかけを提供し、ボランティア人材の育成を行います。
- 住民主体のボランティア活動や地域活動が各地域で立ち上がり、根づくよう、中心となって活動を推進するリーダー格の育成や活動支援を行います。
- 関係機関と連携し、福祉の現場を支える専門的人材の養成・確保に努めます。

<具体的な取り組み>

(1) 地域福祉を支える担い手の確保・育成・発掘

行政の取り組み	担当課
① 民生委員・児童委員など、福祉の重要な担い手の活動について広報を行い、各種活動への関心や地域福祉活動に参加するきっかけづくりを進めます。	福祉課
② 様々な能力や特技、知識や経験を蓄積している地域の人たちを発掘したり、認知症サポーター養成講座や在宅介護に関する講習会等、専門的な知識を得る学習機会を提供することで、福祉の現場を支える人材の育成・確保を図ります。	福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 福祉協力員や地区社協等福祉の重要な担い手に対し、地域での見守りや支え合いを強化していくための研修や情報交換会を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉協力員事業 ● 地区社協活動
② 地域での支え合い活動を行っている団体に対して、活動が継続し、かつ活発になるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民参加型生活支援
③ 高齢者の生活支援を行う協力会員（たすくるメイト）の養成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活たすくるサービス事業
④ 高齢者の健康づくりを行う介護予防・生活支援サポーター等の養成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域介護予防活動支援事業
⑤ 生活支援コーディネーターを配置し、福祉人材の発掘や育成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活支援体制整備事業

(2) ボランティア活動の普及・啓発

行政の取り組み	担当課
① ボランティアを身近に感じ、気軽に参加してもらえるよう、社会福祉協議会と連携し、広報紙、パンフレット、町ホームページ、町内会の掲示板等のほかあらゆる機会において、ボランティアに関する情報提供に努めます。	福祉課
② ボランティア活動への関心を高めるための体験、講座等の企画や人材育成等に努めます。	福祉課 学校教育課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① ボランティアの活動内容や個人・団体の活動を社協だよりで紹介し、ボランティアの普及啓発に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協だよりの発行 ● ホームページ
② ボランティアを養成・育成し、ボランティアセンターの機能強化を図るとともに、必要な時にマッチングできるような体制を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア養成講座 ● ボランティアセンターの運営
③ 災害ボランティアセンターの設置訓練を住民を交えて行い、ボランティアに関する意識を高め、災害時の早期対応にも繋がります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害ボランティアセンターの設置訓練
④ 配食ボランティアや福祉協力員によって、毎週水曜日の夕食に希望する単身高齢者へお弁当を届けます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 配食サービス事業
⑤ 協力会員（たすくメイト）を養成するとともに、ボランティアを希望する方とのマッチングを行い、生活支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活たすくサービス事業

地域や住民に期待されること

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、どのような活動が行われているのか把握する
- ボランティア養成講座などへの積極的な参加
- 世代間交流や子育て支援の仕組みづくりについて、情報提供やマッチング等を支援し、住民や団体のボランティア活動に参加する
- 地域のリーダーの育成や活動への協力

福祉関係団体に期待されること

- 得意分野や専門性を活かして、地域福祉活動に関わる
- 従業員の地域福祉活動への参加促進
- 地域の福祉活動への賛同

4 福祉をつなぐネットワークの強化

<取り組みの方向性>

- 地域において活動を行う様々な組織や団体が、情報交換や協力関係を持つなど、互いに連携して取り組むことで、地域福祉の効果的な推進を行うことができるよう、地域福祉ネットワークの構築に取り組みます。
- 各種関係組織の連携に向けた情報提供や交流の促進に取り組むとともに、民生委員・児童委員や社会福祉協議会との連携強化に努めます。
- 複雑化・複合化する課題や既存の制度等では対応できない狭間のニーズにも対応できるよう、関係機関及び多職種による連携強化を図りつつ、包括的で切れ目のない支援体制の構築・強化を図ります。
- 社会福祉法人の本旨として実施される公益的活動を支援します。

<具体的な取り組み>

(1) 地域団体等の活動支援

行政の取り組み	担当課
① 住民、自治会等が開催する地域行事や活動に対し支援を行います。また、活動内容の広報を行い、地域連携の気運醸成に努めます。	地域団体等と関連のある各課
② 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ、ボランティア等の地域で活動する各種団体が、地域福祉の推進に向けて取り組むことができるよう支援・調整を行います。	福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 住民参加による福祉活動や地域福祉の向上のための活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同募金事業 ● 地区社協助成事業 ● 地域サロン助成事業
② 各地区の連絡会に参加し個人の課題や地域の困りごとの把握を行うとともに、地域の見守り活動に取り組む仕組みづくりを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 見守りネットワーク事業
③ ボランティア活動に協力する関係団体で組織される御船町ボランティア連絡協議会の活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア連絡協議会活動支援

(2) 地域の多様なネットワーク機能の充実

行政の取り組み	担当課
① 高齢者、障がい者、子どもやひとり親家庭、生活困窮者等が抱える複合的な課題や、行政サービスの対象とならない「制度の狭間の課題」等に対応できるよう、多機関の協働による包括的な支援体制の構築・強化を図ります。	福祉課 こども未来課
② 町の地域包括ケアシステムの深化・推進を実現するため、地域の多職種が協働し、地域課題の検討等を行う地域ケア会議を開催します。	福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 地域福祉を推進する関係団体等と相互理解を深めるため、情報や意見を交換する機会をつくり、各団体がつながる地域福祉ネットワークづくりに取り組みます。	● 生活支援体制整備事業
② 高齢者、障がい者、子どもやひとり親家庭、生活困窮者等が抱える複合的な課題や、行政サービスの対象とならない「制度の狭間の課題」等に対し、地域住民、事業者、行政が連携して課題解決を図る多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築・強化に参画します。	● 重層的支援体制整備事業
③ 町の地域包括ケアシステムの深化・推進を実現するため、地域の多職種が協働し、地域課題の検討等を行う地域ケア会議に参加します。	● 重層的支援体制整備事業 ● 生活支援体制整備事業

(3) 社会福祉法人による公益的活動への支援

行政の取り組み	担当課
① 社会福祉法人が実施する地域における公益的活動に協力し、各種サービスの利用に至らない住民の多様な参加の場やつながりづくりを推進します。	福祉課 こども未来課 その他関連のある課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 認知症について関係する個人や団体のつながりづくりを行うチームオレンジの活動を支援します。	● 生活支援体制整備事業
② 地域サロンの活性化のため、社会福祉法人や企業等と連携した地域サロン支援を行います。	● 地域サロン事業
③ 地域課題を把握し、社会福祉法人や企業等と連携した課題解決のための取り組みを実施します。	● こども塾 ● 生活支援体制整備事業 ● 重層的支援体制整備事業

地域や住民に期待されること
<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員の活動への理解・協力 ● 住民参加の研修会やイベントなどへの積極的な参加 ● 専門職や関係機関と関わる機会における情報の共有 ● 地域活動をする際のボランティアやNPOとの連携

福祉関係団体に期待されること
<ul style="list-style-type: none"> ● 活動団体同士の交流や連携 ● 地域福祉活動に新しい人が参加しやすくなるよう、活動内容のお知らせ作成やSNSを通じた情報発信を行う

<基本目標1 数値目標>

項目	現状値 (R5)	目標値 (R10)
地域福祉について『関心がある』(「とても関心がある」と「ある程度関心がある」の合計)と答えた住民の割合	56.3%	67%
『孤独を感じたことがあるか』について、「常に・しばしば感じる」と「時々感じる」と答えた住民の合計の割合	16.4%	13.0%
『地域の行事・活動などに参加しているか』について、「参加している」と答えた住民の割合	51.7%	62%

基本目標2 適切な相談・福祉サービスにつながる仕組みづくり

1 情報提供と相談体制の強化

<取り組みの方向性>

- 必要とする人に適切な情報が行き届くよう、対象者に応じた情報提供の手段を検討するなど、地域や関係機関に対する適切な情報提供を行います。
- 悩みや困りごとがあった際に気軽に相談することができるよう、地域における身近な相談体制を構築するとともに、専門的な相談にも対応できる体制づくりに取り組みます。
- 単独の支援機関では解決が困難な事例については適切な他の支援機関と連携を図りながら支援を行うなどの対応により、町全体の支援機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する包括的な相談支援を行います。

<具体的な取り組み>

(1) 情報提供の充実

行政の取り組み	担当課
① 住民に必要な情報が伝わるよう、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携を図りつつ、多様な手法による情報発信に努めます。	住民に対して情報を発信する各課
② 情報発信においては、高齢者や障がい者等も情報が円滑に入手することができるよう配慮します。	住民に対して情報を発信する各課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 社協だより等、様々な手法で社会福祉協議会の相談窓口としての周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none">●社協だよりの発行●ホームページ●社協ガイドブック●リーフレット
② 行政や関係機関等と連携を図り、情報提供や相談体制の充実に図ります。	<ul style="list-style-type: none">●介護予防教室●地域サロン●見守りネットワーク連絡会

(2) 包括的な相談支援体制の整備

行政の取り組み	担当課
① 町の各種相談窓口から専門機関や福祉サービスの利用へつなげられるよう、相談窓口と各機関との連携を強化します。	関係各課
② 複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業に取り組み、包括的な相談支援体制を構築します。	福祉課
③ 地域ケア会議や自立支援協議会など既存の会議体を活用し、課題の共有や包括的な支援体制の構築を推進します。	福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 「くらしの相談窓口」の周知広報を行い、内容に抛らず住民が気軽に相談できる環境づくりに努めます。また、その他の支援の体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● くらしの相談窓口 ● メールでの相談受付 ● 翻訳アプリの活用
② 無料で専門家に相談をすることができる相談事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律・心配ごと相談
③ 多機関の協働による包括的な支援体制の構築に参画し、複雑化・多様化した支援ニーズについては包括化推進員が関係機関と連携し、支援の方向性や役割等を明確にしていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 重層的支援体制整備事業

地域や住民に期待されること

- 悩み事は一人で抱え込まず、周囲に相談する
- 提供される情報について近隣での情報共有
- 民生委員・児童委員など、身近に相談できる人をつくる
- 地域情報の積極的な住民への提供
- 地域の課題について、地域全体で取り組むための体制づくり

福祉関係団体に期待されること

- 活動状況のわかりやすい情報発信に努める
- 地域生活課題の解決に向け、専門機関同士の連携に努める

2 福祉サービスの充実や体制の強化

<取り組みの方向性>

- 生活困窮、社会的孤立者や就労・居住に課題を抱える方への支援、保健・医療・福祉等の支援を必要とする人などが必要なサービスを適切に受けられるよう体制を整備します。
- 日頃の見守りや、成年後見制度などの権利擁護の周知、虐待防止対策等を実施し、住民の権利を守る取り組みを推進します。

<具体的な取り組み>

(1) 福祉サービスの充実・強化

行政の取り組み	担当課
① 経済的困窮や社会的孤立状態にならないように、その前段階でも相談が受けられる包括的な支援体制づくりを推進します。	福祉課
② 障がいの有無や年齢に関わらず、横断的な利用が可能で、多様な課題・ニーズに対応する共生型サービスを実施する体制づくりに努めます。	福祉課
③ 住民が適切な福祉サービスを選択し利用できるよう、事業者に対する評価、指導、研修等サービスの質の向上につながるような取り組みを行います。	福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 社会福祉協議会が提供する福祉サービス等に関し、利用者からの苦情を適切に解決し、利用者が安心してサービスを利用できるよう取り組みます。	● 福祉サービス苦情解決制度
② 福祉活動を行う中核を担う組織として、地域住民の様々な悩み事、相談ごとに対応し、町や関係団体、関係機関と連携します。	● 要配慮者の実態把握事業 ● 法律・心配ごと相談 ● くらしの相談窓口
③ 経済的困窮を抱える世帯に対し、ニーズに合った支援を他機関と協働で進めます。緊急時は一時的な食糧支援やお見舞金により、命をつなぐ支援を行います。	● 生活福祉資金事業 ● 生活困窮者自立支援事業 ● 食料等緊急一時支援
④ 子どもの貧困やヤングケアラーについて現状把握を行い、相談しやすい環境を整備し周知します。	● 子どもの貧困対策事業

(2) 権利擁護の推進

行政の取り組み	担当課
① 御船町成年後見センターを核とし、認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が不十分になった方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度や権利擁護に関する普及・啓発活動、相談、調整、手続き等の支援に取り組めます。	福祉課
② 御船町成年後見制度利用促進基本計画を策定し、計画的に取り組むを進めます。	福祉課
③ 年齢や障がいの有無等に限らず、全ての人が人格と個性が尊重され、いきいきと生活できる地域共生社会づくりに向けた人権意識の啓発に努めます。	福祉課 社会教育課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 認知症や知的障がい・精神障がいなど、判断能力や日常生活に不安がある方などに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の援助を行うことにより、地域で安心して暮らせるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉権利擁護事業 ● 暮らしの相談窓口
② 住民からの成年後見制度等に係る相談を受け、関係機関と連携して相談支援を行います。また、地域福祉権利擁護事業の利用者の成年後見制度への移行支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 暮らしの相談窓口 ● 地域福祉権利擁護事業 ● 生活困窮者自立相談支援事業

(3) 虐待予防と早期対応

行政の取り組み	担当課
① 子どもや障がい者、高齢者などの虐待を防止するため、講演会や広報、ホームページ等により、町民意識の向上を図ります。	福祉課 こども未来課
② 虐待に早期に対応するため、県や専門機関、上益城虐待防止センターとの連携を強化します。また、相談・通報窓口の周知を徹底します。	福祉課 こども未来課
③ 早期の対応をチームで協議し、緊急性の判断、対象者の保護、養護者の支援を行います。	福祉課 こども未来課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 虐待予防と虐待の早期対応を関係機関と連携して行い、信頼関係づくりと適切なサービス利用など伴走型支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 重層的支援体制整備事業 ● 生活困窮者自立支援事業
② 行政と連携し、虐待に関する相談窓口の周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 重層的支援体制整備事業

地域や住民に期待されること

- 困りごとを自分や家族だけで抱え込まず、周囲に相談したり、公的な窓口を利用する
- 地域の気がかりな人への声かけや関係機関等への相談
- 様々な人が集える場づくりに努める

福祉関係団体に期待されること

- 福祉サービスを提供する事業者は、利用者への適切なサービス・情報の提供を行うとともに、積極的に他の機関との連携を図る
- 権利擁護に関する研修等に参加し、権利擁護の普及啓発に努める
- 地域の自殺対策地域ネットワークと連携した支援体制づくりの推進
- 地域や住民、職員等から虐待に関する相談があった場合の関係機関への通報・報告
- DVや高齢者、障がいのある人、児童への虐待に対する地域での見守り強化

<基本目標2 数値目標>

項目	現状値 (R5)	目標値 (R10)
成年後見制度の認知度について、『知っている』（「名前も内容も知っている」と「名前だけ知っている」の合計）と答えた住民の割合	61%	71%
重層的支援体制整備事業による支援会議・重層的支援会議にかけ、多機関協働での支援に至った実世帯数	3世帯	5世帯
くらしの相談窓口における新規相談件数	166件	200件

基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

1 地域防災力の強化

<取り組みの方向性>

- 平時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

<具体的な取り組み>

(1) 災害時や緊急時の情報提供の充実

行政の取り組み	担当課
① 災害時に必要な支援を行えるよう、地域住民や地区役員、関係機関、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関等関係機関と協力し、災害時の情報提供体制の充実を図ります。	危機管理防災課 福祉課 こども未来課 学校教育課
② 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備を進めます。	福祉課
③ 災害時に適切な対応ができるよう、防災知識の普及、避難経路・避難場所等について住民に対する情報提供を行います。	危機管理防災課
④ 防災無線等の整備及び利用の促進を通して情報伝達システムの構築を図るなど、防災情報基盤の充実したまちづくりを進めます。	危機管理防災課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 避難行動要支援者の個別避難計画の策定を支援します。	● 見守りネットワーク事業
② 見守りネットワーク等において、日頃の見守り活動や防災についての勉強会を開催し、自主防災組織の活動を支援します。	● 見守りネットワーク事業

(2) 地域防災体制の確立

行政の取り組み	担当課
① 要配慮者の避難支援体制の構築、自主防災組織の育成等に取り組み、平常時から地域ぐるみでの連携の強化を推進します。	福祉課 危機管理防災課
② 高齢者や障がい者などをはじめ、避難者が避難所生活を送る際に負担が少しでも軽減されるよう、福祉避難所の在り方の検討や、避難所機能の充実、備蓄品の確保・充実化を図ります。	福祉課 危機管理防災課
③ 地域ぐるみで「自分たちの地域を守る」という意識を醸成し、地区のパトロール隊の支援など自主的な体制づくりを推進します。また、地域での防災教育や避難訓練等の支援を行います。	危機管理防災課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 行政や民生委員・児童委員、福祉協力員等と連携し、日頃から災害時に支援が必要な世帯の実態把握に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 要援護者の実態把握 ● 見守りネットワーク事業
② 災害ボランティアセンターの設置訓練を行い、ボランティアに関する住民意識を高め、災害時の早期対応にも繋がります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練
③ 緊急時の支援として、日本赤十字社の救援物資の手配と配付を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 日赤事業
④ 緊急安心カードを活用し、災害時にも役立つカードを行政や民生委員・児童委員と検討するとともに、地域の防災マップの作成を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 見守りネットワーク事業

地域や住民に期待されること
<ul style="list-style-type: none"> ● 「自らの命は自ら守る」という意識をもち、防災訓練に積極的に参加する ● ハザードマップで危険箇所や避難経路を事前に確認する ● 備蓄や非常用持出袋の準備 ● 一人では避難が困難な人で町の避難行動要支援者名簿に登録をされていない人については、区長や民生委員・児童委員と協力し、名簿への登録を勧める ● 自主防災組織の活動を活発化し、日頃から地域の中でコミュニケーションを図り災害に備える ● 防災・見守りマップづくりに取り組む

福祉関係団体に期待されること
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に円滑に活動ができるよう、関係機関等との連携・情報共有に努める

2 普段からの見守りと防犯活動

<取り組みの方向性>

- 地域住民、多くの組織、団体、地域資源が関わる形での見守り体制の構築を図ります。
- 高齢者や障がいのある人、子どもなどを犯罪や事故から守るため、地域の防犯・交通安全意識を高め、地域ぐるみの防犯・交通安全活動を進めます。

<具体的な取り組み>

(1) 見守り活動の充実

行政の取り組み	担当課
① 夜間の犯罪を防止するため、街路灯の整備など交通災害、防犯に関し、取組を行います。	危機管理防災課
② 見守り活動に加えて、日中の防犯対策の在り方を検討し、防犯ボランティアなどその対応を支援します。	危機管理防災課
③ 「社会を明るくする運動」を実施し、犯罪の防止や刑を終えて出所した人の更正等について理解を深めるための啓発を行います。	社会教育課
④ 認知症高齢者や障がいのある人、子ども等を犯罪や事故から守るため、民生委員・児童委員や警察署等と連携した見守り体制づくりに取り組みます。	福祉課 こども未来課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 既存事業を通し、ボランティア等による見守りを行い、非常時の早期発見に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 配食サービス ● 生活たすくろサービス ● 介護予防教室 ● 地域サロン事業
② 町内の社会福祉法人や企業等が参画した地域全体での見守り活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 見守りネットワーク事業

(2) 地域防犯体制の充実

行政の取り組み	担当課
① 警察や関係機関と連携し、防犯知識及び交通規則、交通マナーの啓発・普及に取り組むとともに、住民参加による自主的な防犯活動、交通事故防止活動等の促進を図ります。	危機管理防災課
② 関係機関と連携し、消費者相談体制の充実を図るとともに、被害に巻き込まれないための啓発を図ります。	商工観光課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 介護予防教室などの機会を通して振り込め詐欺等に対する注意喚起や講演会を行い、高齢者等への啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防教室 ● 地域サロン ● 見守りネットワーク事業
② 相談の中で、防犯に対する助言や関係する相談機関の情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律・心配ごと相談

地域や住民に期待されること

- 日頃から隣近所の人との顔の見えるつきあいを大切にする
- 地域の子どもへの声かけや見守りなど、安心して子育てできる環境づくりへの協力
- 「自分の身は自分で守る」という意識を持った防犯対策
- 老人クラブ等の活動を活発化させることによる地域の安心・安全体制の構築
- お互いに見守りを行い、人の目が行き届く地域づくりを行う

福祉関係団体に期待されること

- 地域の見守り活動や必要な支援につなぐ体制への協力

3 誰もが暮らしやすい環境整備

<取り組みの方向性>

- 年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが積極的に社会参加できるよう、道路や公共施設など地域の環境のバリアフリー化や心のバリアフリー化、さらにユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 高齢者や障がい者などのいわゆる交通弱者が外出に困ることのないよう、移動手段を確保し社会参加を促進していきます。

<具体的な取り組み>

(1) 福祉のまちづくりの推進

行政の取り組み	担当課
① 窓口等において、ジェスチャーで示したり筆談でやりとりするなど、住民の特性に合わせた合理的配慮を行います。	全課（局・室）
② ハートフルパスやヘルプカードについて周知・啓発を行い、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。	福祉課 健康づくり保険課
③ 年齢や障がいの有無等に限らず、全ての人が人格と個性が尊重され、いきいきと生活できる地域共生社会づくりに向けた人権意識の啓発に努めます。（再掲）	福祉課 社会教育課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 外出支援を必要とする人に対して、移動支援の情報提供を行います。	● 車椅子貸出
② 地域サロンにおいて、外出困難な方も参加できるよう実施方法を工夫します。	● 地域サロン事業
③ 車いす利用者等が利用できる社会資源のマップ作成を行います。	● 生活支援体制整備事業
④ 日赤会費、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金活動を推進し、地域福祉活動に有効活用します。（再掲）	● 日赤事業 ● 赤い羽根共同募金 ● 歳末たすけあい募金

(2) 住環境の整備

行政の取り組み	担当課
① 高齢者や障がい者等の移動について、福祉有償運送等のサービスの普及・啓発を図ります。	福祉課
② 公共交通の利用が難しい方を対象とした、住民同士の支え合いによる外出支援の仕組みづくりを検討します。	福祉課
③ コミュニティバスや乗り合いタクシーなど、関係機関と連携し住民の移動手段の確保に取り組みます。	まちづくり課
④ 管理者として施設や道路の新設・改修等を行う際は、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。	施設等を所管する各課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 公民館等、集いの場の簡易的な改修を行い、高齢者や障がい者等が利用しやすい環境整備を推進します。	● 公民館等改修助成事業
② 地域サロンにおいて、外出困難な方も参加できるよう実施方法を工夫します（再掲）。	● 地域サロン事業
③ 家電製品等の必要な人への活用を支援します。	● 暮らしの相談窓口
④ 町が進める移動支援を地域の高齢者が利用しやすいように、町と連携して支援します。	● 生活支援体制整備事業

地域や住民に期待されること

- 障がい者用駐車スペースに駐車しない、点字ブロック上に物を置かないなど全ての人が利用しやすい生活環境づくりを心がける
- バリアフリーの必要な箇所について情報を収集し、行政等とともに改善を図る

福祉関係団体に期待されること

- ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に基づいた施設等の整備
- 対象者の特性に合わせた合理的配慮の提供

<基本目標3 数値目標>

項目	現状値 (R5)	目標値 (R10)
地域の中にある町指定の災害時避難所の場所について「知っている」と答えた住民の割合	75.3%	86%
「今の場所にずっと住みたい」と答えた住民の割合	61.1%	72%
地域の支え合い活動である「見守りネットワーク事業」に取り組む行政区数	56区	60区

基本目標4 生きることの包括的な支援体制づくり（自殺対策推進計画）

（1）基本認識

本町における自殺対策は、次のような基本認識に基づいて取り組めます。

①自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

このような様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたり、正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっており、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということを認識する必要があります。

②年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている。

国では、平成19年6月に「自殺総合対策大綱」を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進しています。

この大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、自殺対策基本法が成立した平成18年と令和元年とで自殺者数を比較すると、男性は38%減、女性は35%減となっています。この間、男性、特に中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていませんが、先述したとおり、令和2年には新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のまん延防止対策による行動制限等の影響で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増え、総数は11年ぶりに前年を上回りました。令和3年の総数は令和2年から減少したものの、女性の自殺者数は増加し、小中高生の自殺者数は過去2番目の水準となりました。さらに、我が国の人口10万人当たりの自殺による死亡率（以下「自殺死亡率」という。）はG7諸国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

③新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のまん延防止対策による行動制限等の影響を踏まえた対策を推進する。

社会全体のつながりが希薄している中で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により人との接触機会が減り、それが長期化したことで人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じました。特に、自殺者数の増加が続いている女性を含め、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親や、フリーランスなど雇用関係によらない働き方の者に大きな影響を与えたと考えられることや、不規則な学校生活を強いられたり行事や部活動が中止や延期となったりしたことなどによる児童生徒たちへの影響も踏まえて対策を講じる必要があります。

(2) 御船町の自殺の主な特徴

平成 29 年から令和 3 年の 5 年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、御船町において自殺で亡くなる人の割合が高い属性の上位 5 区分が示されました。

最も割合が高かったのは、「男性・60 歳以上・無職・同居人有」の方で、自殺に至る主な背景として、退職や失業からの生活苦に、介護の悩みや疲れ、さらに身体的な病気等の健康問題の重なりがあるとされています。

自殺者の特性上位 5 区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位:男性 60 歳以上無職同居	4	30.8%	55.4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2 位:男性 40~59 歳有職同居	4	30.8%	53.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位:男性 60 歳以上有職同居	2	15.4%	34.4	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
4 位:女性 20~39 歳無職同居	1	7.7%	48.3	DV 等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
5 位:男性 20~39 歳有職同居	1	7.7%	18.5	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

資料：地域自殺実態プロファイル 2022 年版
警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP にて推計したものの。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの（詳細は付表の参考表 1 参照）。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

(3) 計画の数値目標

本町においては、令和4年の自殺死亡率が23.5となり基準年とした平成27年の28.1と比べると4.6減少しています。また、国の新たな自殺総合対策大綱で、「令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる」と旧大綱の数値目標を継続することが示されていることから、令和8年の数値目標を「19.6以下」とします。

さらに、計画最終年の令和10年の数値目標としては、令和8年を維持、減少を目指し「19.0以下」とします。

■御船町の自殺対策数値目標

①自殺死亡率

項目	平成27年 (基準年)	令和4年 (現状)	令和8年	令和10年
自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数)	28.1	23.5	19.6以下	19.0以下

(平成27年、令和4年は人口動態統計)

②年間自殺者数

項目	平成27年 (基準年)	令和4年 (現状)	令和8年	令和10年
年間自殺者数	5人	4人	3人以下	3人以下
(参考) 総人口の実績及び推計値	17,237人	16,975人	15,737人 (R7)	14,915人 (R12)

※自殺者数は総人口に自殺死亡率を乗じて算出しました。令和8年及び令和10年の算出にあたっては、総人口の推計が国勢調査をもとに5年ごととなっているため最も近い年度である令和7年と令和12年の推計値をそれぞれ用いています。

(4) 計画の取り組み

1 地域における支援体制の強化

<取り組みの方向性>

- 自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワークと自殺対策との連携の強化等にも取り組んでいきます。
- 支援を必要とする人が適切な窓口・支援につながるよう相談体制の充実を図ります。
- 生きづらさを抱えた人や孤立のリスクを抱える人が地域とつながり、また適切な支援につながるような居場所づくりを推進します。

<具体的な取り組み>

(1) 自殺対策ネットワークの構築

行政の取り組み	担当課
① 健康増進計画の中にこころの健康を位置づけ、御船町健康づくり推進協議会において関係機関と連携してこころの健康づくりを推進します。	健康づくり保険課
② 地域における民生委員・児童委員、福祉協力員等の見守り体制の整備及び強化を推進します。	福祉課
③ 幼・保・小中連携連絡協議会において、保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、顔の見える関係づくりを行い、スムーズな移行を図ります。また、基本的な生活習慣の確立を図るための環境づくりに努めます。	学校教育課
④ 青少年健全育成町民会議において関係機関との連携を強化するとともに、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有します。	社会教育課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 地域で心配な世帯の情報を把握し、関係機関との連携を強化するとともに、伴走型支援を行います。	<ul style="list-style-type: none">●見守りネットワーク事業●重層的支援体制整備事業

(2) 地域における相談体制の充実

行政の取り組み	担当課
① 精神保健福祉に係る各種事業を通し、相談者の困り感に寄り添い、傾聴するとともに、適切なサービスを利用できるようサポートします。	健康づくり保険課 福祉課
② 地域生活支援事業（相談支援事業）を通して、障がいのある方の相談に対応するとともに、自殺のリスク等についても早期に察知し、関係機関につなぎます。	福祉課
③ 随時、こころの健康に関する相談に対応し、町民のこころの健康の維持・増進に努めます。	健康づくり保険課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 地域で心配な世帯の情報を把握し、関係機関との連携を強化します。また、多機関協働による包括的な相談支援体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 見守りネットワーク事業 ● 重層的支援体制整備事業

(3) 居場所づくりの推進

行政の取り組み	担当課
① 生涯学習の場を設けることで、多様な価値観と生き方を認め合い、一人が幸せであるだけでなく、全ての人それぞれ幸せであってほしいと願うことから、一人ひとりの生きがいを大切に、自殺リスクの軽減につながります。	社会教育課
② スポーツの楽しさを分かち合い、互いに支えあいながら健康で活力のある生活の実現を目指します。	社会教育課
③ 旧小学校区単位の地域の自主性を活かした地域づくり活動を推進します。	まちづくり課
④ 安心できる子どもの居場所を提供し、子どもの心身の健やかな成長及び自立をサポートします。	こども未来課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 地域で孤立や寂しさを感じないように、集いの場の参加支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防教室 ● 地域サロン事業

地域や住民に期待されること

- こころの健康に関心を持ち、声かけやつながりができるように普段から住民交流の機会を持つ
- 趣味や生きがいを感じられる活動への参加を心掛け、またともに活動する仲間づくりを行う

福祉関係団体に期待されること

- 地域住民が交流、参加できる機会の創出
- 他団体との連携の強化

2 自殺対策を支える人材の育成

<取り組みの方向性>

- 一人ひとりが、自殺や精神疾患について理解し、身近にいる自殺を考えている人のサインに早く気づき、必要に応じて相談機関や精神科医療機関等の専門家につなぐことができる人材を育成します。
- 民生委員・児童委員やボランティアなど、地域で自殺対策に取り組む人・団体等の活動を支援するとともに連携を深め、包括的な支援の体制づくりに取り組みます。

<具体的な取り組み>

(1) 窓口等における対応力の向上

行政の取り組み	担当課
① 職員研修等を通して、職員一人ひとりが自殺対策に関して共通認識を持ち、窓口等での対応能力の向上に努めます。	総務課
② 民生委員・児童委員への研修や相談窓口の周知を図ることで、地域で自殺リスクのある方に早期に気づき、見守り支える人材の育成を行います。	福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 「くらしの相談窓口」の周知を行い、内容に拠らず住民が気軽に相談できる環境づくりに努めます。また、多機関協働による包括的な相談支援体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● くらしの相談窓口 ● メールでの相談受付 ● 翻訳アプリの活用

(2) ゲートキーパーの養成講座の開催

行政の取り組み	担当課
① 自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応等ができるゲートキーパーの養成を行います。	健康づくり保険課

地域や住民に期待されること

- こころの健康について関心を持ち、困難を抱えた方に対する接し方を学ぶ

福祉関係団体に期待されること

- ゲートキーパー養成講座への協力

3 住民への啓発と周知

<取り組みの方向性>

- 住民や支援者が自殺対策の情報を手軽に得ることができるよう、関係機関と連携した情報発信に努めます。
- 様々な機会をとらえて、自殺対策への理解を深めることができるような啓発活動を行います。

<具体的な取り組み>

(1) 広報媒体を活用した啓発活動の推進

行政の取り組み	担当課
① 3月の自殺対策強化月間に、町広報紙やホームページ、各種組織団体等を通して、自殺や精神疾患についての正しい知識の普及啓発を行います。	全課
② 公園等、行政が所管する施設において、掲示板等に自殺対策の啓発に係るチラシを貼付します。	商工観光課 建設課 その他施設等の所管課
③ 図書館において9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に「いのち」や「こころの健康」をテーマにした関連図書を設置します。	社会教育課
④ 消防団員研修時に自殺対策に係る講話時間を設け、知識の普及啓発を図ります。	危機管理防災課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 「くらしの相談窓口」をはじめ、各種相談窓口の周知に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協だより ● ホームページ ● リーフレット

地域や住民に期待されること

- 思いやりの気持ちで見守る
- 相談窓口等を地域の住民に紹介したり、家族で共有する

福祉関係団体に期待されること

- 自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせた取り組みを行うことで自殺対策の気運を高める
- 利用者や職員への周知啓発に努める

4 生きることの促進要因への支援（重点施策）

<取り組みの方向性>

- 子どもや高齢者、子育て世代等に対し、いきいきと安心して地域生活ができるよう支援を行います。
- SOSを出しやすい環境づくりや自らのSOSに気づく心の育成のため、幅広い世代に自己肯定感を高める取り組みや健康教育を行い、心のケアの重要性を周知します。

<具体的な取り組み>

（１）高齢者への支援

行政の取り組み	担当課
① 老人クラブの活動を支援することで、地域のつながりを強化します。	福祉課
② 誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築し、様々な活動を実施することで、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの醸成につなげることで、自殺のリスク軽減に寄与します。	福祉課
③ 高齢者が健康を維持し、要介護状態等になることを予防する仕組みを地域につくります。また、認知症予防や介護予防に効果的なプログラムの提供を推進します。また、関係機関や介護予防生活支援サポーター等にゲートキーパー研修会受講を推奨します。	福祉課
④ 認知症高齢者を支える介護サービス基盤の整備と、認知症高齢者のケアの向上または家族を支える地域づくりの推進を通して、支援者（家族）支援の強化を図ります。	福祉課
⑤ 本人・家族・近隣住民・地域ネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的、継続的な関与又は緊急の対応の要否を判定し、関係機関へ早期につなぎます。	福祉課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 福祉協力員による地域の見守りの中で、高齢者やその家族が抱える悩みや心配ごとを把握し、行政や専門機関へのつなぎを図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉協力員設置事業 ●法律・心配ごと相談
② 地域で孤立や寂しさを感じないように、集いの場への参加支援を行います。（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防教室 ●地域サロン事業

(2) 生活困窮者への支援

行政の取り組み	担当課
① 消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもあるため、相談をきっかけに抱えているほかの課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開します。	商工観光課
② 自殺の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる場合があり、税を滞納している人の中にはそうした問題を抱えて自殺リスクを背負っている可能性があります。対応する職員には、滞納者がリスク保有者である可能性を踏まえて関わります。	町民税務課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 経済的困窮を抱える世帯に対し、自立や社会参加に向けた取り組みの支援を多機関と協働で進めます。緊急時は一時的な食糧支援やお見舞金により、命をつなぐ支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活福祉資金事業 ● 生活困窮者自立支援事業 ● 食料等緊急一時支援

(3) 働く世代への支援

行政の取り組み	担当課
① 毎年実施している職員人権研修において、様々なハラスメント防止に関する内容を取り入れ、明るい職場づくりに取り組みます。また、平成 31 年 2 月策定の「ハラスメント防止に係る指針」を効果的に運用します。	総務課
② 住民対応をする職員の心身面の健康の保持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」とします。	総務課
③ ストレスを抱えやすい働き盛りの世代に対し、ストレスマネジメント等の健康教育が推奨されるよう、関係機関への働きかけを行います。	商工観光課 健康づくり保険課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 就労や家族のこと等の悩みに寄り添い、負担軽減のための支援を関係機関と協働で行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 暮らしの相談 ● 生活困窮者自立支援事業
② 法的な専門性を有する困り事については、法曹関係の相談になぎます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律・心配ごと相談

(4) 子ども・若者への支援

行政の取り組み	担当課
① 地域未来塾を実施し、学習支援の場を提供するとともに、児童・生徒の社会的自立に向けて支援していきます。	社会教育課
② 児童・生徒が、悩みや不安を相談できるよう相談窓口の案内など、普及啓発を図ります。	学校教育課
③ 適応指導教室を開設し、人命や人格を尊重した人間味ある温かい相談・指導を行いながら、不登校の児童・生徒の社会的自立に向けて支援していきます。	学校教育課
④ 定期的な園や学校の巡回を行い、個に応じた理解と適切な支援を行うことで、子どもの持てる力を高め自立や社会参加に向けた取組を支援します。あわせて、保護者の困り感に寄り添い、保護者自身の負担軽減につながるよう支援します。	福祉課 こども未来課 健康づくり保険課 学校教育課
⑤ 民生委員・児童委員の活動を通して学校等と積極的に関わりを持ち、児童・生徒の自己肯定感を高める機会づくりを推進します。	福祉課
⑥ 保育園や放課後学童クラブなどの子どもの居場所を提供することで、児童の健全な育成を支援します。	こども未来課
⑦ 子育て世帯の育児負担及び経済的負担を軽減し、子どもとその世帯が安心して住み続けるための支援体制の充実を図ります。	こども未来課
社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① 福祉体験学習等を通じて社会福祉協議会が相談場所であることを周知していき、相談しやすい環境を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの貧困対策

(5) 妊産婦等、女性特有の視点からの支援

行政の取り組み	担当課
① 女性のライフサイクルの中でも、メンタルヘルスの問題が起こりやすい周産期・育児期の母親のこころの問題の把握と継続的な支援を行います。	健康づくり保険課
② 乳幼児をもつ引きこもりがちな家庭へ、子育て経験者が定期的に家庭訪問し、話し相手になったり相談を聞いたりすることにより、親の心の安定や自信を取り戻し、地域へ踏み出す第一歩のきっかけとなるよう支援します。	こども未来課
③ 子育てをする保護者が集い交流できる場を提供することで、リスク軽減を図るとともに困っている保護者に気づき、困り感や悩みを傾聴するとともに、必要な場合は、関係機関につながります。	こども未来課
④ DVや性暴力に関する相談体制の強化・充実を図るとともに、住民の困り感や悩みを傾聴し、必要な場合は、専門の機関につながります。	福祉課 こども未来課

社会福祉協議会の取り組み	主な事業・活動
① ひとり親世帯への小中学校入学祝金の支給等の事業を通してつながりづくりを行うことで、保護者の負担軽減に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの貧困対策 ● ひとり親世帯入学祝金
② 地域で心配な世帯の情報を把握し、担当課へのつながりや関係機関との連携を強化することを通して伴走的な支援を行います。(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ● 見守りネットワーク事業 ● 重層的支援体制整備事業

地域や住民に期待されること

- 自分に合った運動や健康チェックを行う
- リスクを抱えた世代に着目し、思いやりの気持ちで見守る
- こころの健康に関心を持つ
- 女性特有の健康問題や悩みなどを理解する

福祉関係団体に期待されること

- メンタルヘルスについて学ぶ機会づくりの推進や企業等への働きかけ
- 訪問等の業務の中で気づいた困難を抱えた住民と専門機関等へのつながり

第5章 計画の推進

1. 関係機関等との連携・協働

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。そのため、下記にそれぞれの役割について示します。

(1) 住民の役割

住民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。

そのため、あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人のことを気にかけるなど、身近なところから心がけ、地域活動への参加など主体的に地域福祉の活動に加わることが求められています。

(2) 地域の役割

地域や民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体など地域活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していく役割が求められています。また、地域のサービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組む役割が求められています。

そのため、地域の各種団体に所属するそれぞれの人が、地域福祉の考え方を知り、活動の活性化への機運を高め、町や各種団体が連携していくという意識を持ち、協働で取り組んでいきます。また、サービス事業者は、利用者の意見や要望を聞き、より良いサービスが提供できるよう反映するほか、各サービス事業者が情報を共有します。

(3) 行政の役割

行政は、住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、住民、ボランティア・NPO団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等の関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。また、保健・医療・福祉の関係各課のほか、教育分野、建設分野などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

(4) 社会福祉協議会の役割

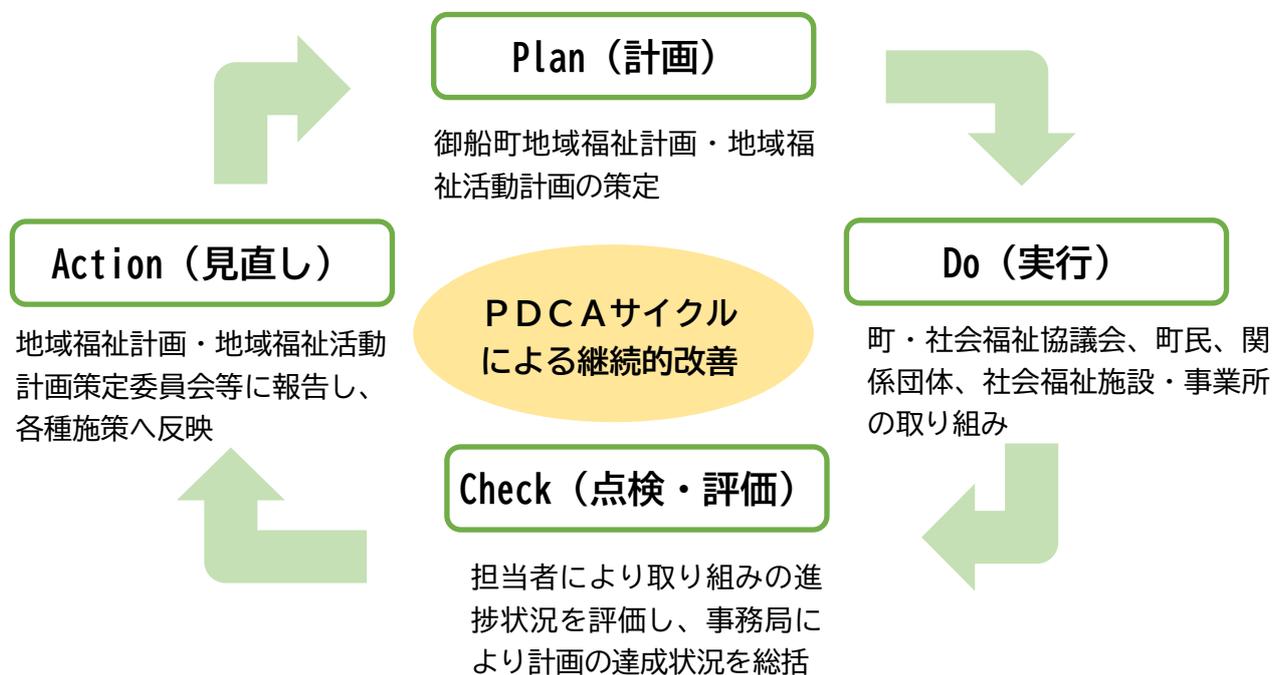
地域福祉の推進を図る中核として、計画推進にあたっては住民や各種団体と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担っています。

そのため、今後、本計画の施策の充実を図り、必要に応じて見直し、計画を着実に推進します。

2. 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCAサイクル「計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れ」を活用し、各施策の改善点を明らかにし、今後の施策の充実に活かします。

■PDCAサイクルのイメージ



資料編

1. 福祉に関連する機関、施設、事業所

(1) 問合せ・相談機関

■介護や高齢者の日常生活に関する相談窓口

名称	所在地	電話番号
御船町福祉課介護保険係	御船町御船 995 番地 1	282-1349
御船町福祉課地域包括支援センター	御船町御船 995 番地 1	282-2911
御船町社会福祉協議会	御船町御船 1001 番地 1	282-0785

■養護老人ホーム措置入所に関する相談窓口

名称	所在地	電話番号
御船町福祉課社会福祉係	御船町御船 995 番地 1	282-1342

■障がい者福祉に関する相談窓口

名称	所在地	電話番号
御船町福祉課社会福祉係	御船町御船 995 番地 1	282-1342
御船町社会福祉協議会	御船町御船 1001 番地 1	282-0785
ハローワーク(就労支援)	御船町辺田見 395 番地	282-0077

■子育て支援に関する相談窓口

名称	所在地	電話番号
御船町こども未来課子育て支援係	御船町御船 995 番地 1	282-1346
御船町保健センター	御船町御船 995 番地 1	282-1602

■人権擁護に関する相談窓口

名称	所在地	電話番号
御船町福祉課社会福祉係	御船町御船 995 番地 1	282-1342
御船町地域包括支援センター(高齢者)	御船町御船 995 番地 1	282-2911
御船町こども未来課子育て支援係(子ども)	御船町御船 995 番地 1	282-1346

■健康づくりに関する相談窓口

名称	所在地	電話番号
御船町保健センター	御船町御船 995 番地 1	282-1602

■こころの相談窓口

名称	所在地	電話番号
御船町保健センター	御船町御船 995 番地 1	282-1602
熊本県御船保健所	御船町辺田見 396 番地 1	282-0016
熊本県こころの悩み電話相談		0570-030-556
熊本いのちの電話		353-4343 0120-783-556
熊本こころの電話		285-6688

(2)高齡者福祉関連事業所

■介護老人福祉施設((地域密着型)特別養護老人ホーム)

名称	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム グリーンヒルみふね	御船町辺田見 840 番地 9	281-7777
地域密着型特別養護老人ホーム 華ほたる	御船町辺田見 840 番地 3	282-3210

■介護老人保健施設

名称	所在地	電話番号
介護老人保健施設 御船清流園	御船町御船 1062 番地 1	282-1616

■特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム

名称	所在地	電話番号
シエスタ御船	御船町滝川 46 番地	282-7007

■住宅型有料老人ホーム

名称	所在地	電話番号
桜の里	御船町滝川 1745 番地	282-1122
デイホーム 福老	御船町滝川 1427 番地 4	281-7703
ふるさと	御船町御船 820 番地 1	282-2781
まるもり 熊本	御船町滝川 1987 番地 1	282-7123

■訪問介護

名称	所在地	電話番号
ウェルネス御船	御船町滝尾 6523 番地 112	282-6770
セントケア御船	御船町滝川 1190 番地 1	281-7075
ヘルパーステーション てんてん	御船町水越 2415 番地 2	282-9585
ヘルパーステーション なごみ	御船町滝川 1745 番地	282-1126
ゆうしん訪問介護事業所	御船町滝川 46 番地	282-3391

■訪問看護

名称	所在地	電話番号
在宅看護センター上益城 たのも訪問看護	御船町滝川 1177 番地 A-3	201-1025
訪問看護ステーション さかきだ	御船町御船 903 番地 3F	202-7211
訪問看護ステーション ハイビスカス	御船町豊秋 1466 番地	202-1047
訪問看護ステーション みふね	御船町高木 1917 番地 5	282-0801

■通所介護(デイサービス)

名称	所在地	電話番号
デイサービスセンター グリーンヒルみふね	御船町辺田見 840 番地 9	281-7777
デイサービスセンター 城山	御船町滝川 46 番地	282-2325
デイサービスセンター 柵	御船町御船 820 番地	281-0766
デイサービスセンター まるもり御船	御船町滝川 1987 番地 1	282-7123
デイサービス 福老	御船町滝川 1427 番地 4	281-7703

■通所リハビリ(デイケア)

名称	所在地	電話番号
介護老人保健施設 御船清流園	御船町御船 1062 番地 1	282-1616
通所リハビリテーションセンター フットワン	御船町御船 948 番地 7	281-1155

■短期入所

名称	所在地	電話番号
ショートステイセンター グリーンヒルみふね	御船町辺田見 840 番地 9	281-7777
介護老人保健施設 御船清流園	御船町御船 1062 番地 1	282-1616

■認知症対応型共同生活援助(グループホーム)

名称	所在地	電話番号
グループホーム グリーンヒルみふね	御船町木倉 1720 番地 6	281-7787
グループホーム 日々輝	御船町辺田見 181 番地 1	282-0003

■小規模多機能型居宅介護

名称	所在地	電話番号
小規模多機能ホーム みどりの丘	御船町上野 1519 番地 2	281-6666
小規模多機能 悠優みふね(令和6年3月開所予定)	御船町陣 1999 番地 1	282-3530

■居宅介護支援事業所(ケアプラン作成事業所)

名称	所在地	電話番号
介護支援センター グリーンヒルみふね	御船町辺田見 840 番地 9	281-7788
ケアプランセンター ういずっと	御船町滝川 998 番地 10	282-3740
居宅介護支援事業所 御船清流園	御船町御船 1062 番地 1	282-2020
ケアプランセンター こころ	御船町滝尾 6243 番地 50	282-7922

(3)障がい福祉関連事業所

■施設入所支援

名称	所在地	電話番号
障がい者総合支援センター ヴィラささゆ	御船町小坂 2140 番地 1	282-3195

■共同生活援助(グループホーム)

名称	所在地	電話番号
グループホーム事業所スマイルシード 帰帆寮	御船町小坂 2140 番地 1	282-3195
グループホーム事業所スマイルシード こもれび	御船町田代 1842 番地 4	281-9111
グループホーム事業所スマイルシード なごみ	御船町小坂 2140 番地 1	282-3195
とぅんから家	御船町豊秋 1557 番地	202-1051
グループホーム「かたらい」	御船町高木 1848 番地 1	282-6500

■居宅介護

名称	所在地	電話番号
ウェルネス御船	御船町滝尾6523番地112	282-6770
セントケア御船	御船町滝川1190番地1	281-7075
ヘルパーステーション てんてん	御船町水越2415番地2	282-9585

■短期入所

名称	所在地	電話番号
障がい者総合支援センター ヴィラささゆ	御船町小坂 2140 番地 1	282-3195
グループホーム「かたらい」	御船町高木 1848 番地 1	282-6500

■生活介護

名称	所在地	電話番号
障がい者総合支援センター ヴィラささゆ	御船町小坂 2140 番地 1	282-3195
田代西部福祉センター生活介護事業所	御船町田代1842番地4	281-9111
ひまわり学園	御船町滝川 1981 番地 1	281-4111
多機能型支援センター でこぼこ	御船町御船 993 番地 11	282-0008

■就労継続支援(A型、B型)

名称	所在地	電話番号
アシストプランニング(A型)	御船町木倉168番地1	281-1012
ワークランド(A型)	御船町高木2845番地1	282-6700
就労支援多機能型事業所 カナン(A型)	御船町田代7828番地96	285-2202
発達障害支援 B 型 コンフェイト(B型)	御船町辺田見361番地4	282-6035
ひまわり学園(B型)	御船町滝川 1981 番地 1	281-4111
フェニックス(B型)	御船町豊秋 1558 番地 1	281-7110
多機能型支援センター でこぼこ(B型)	御船町御船 993 番地 11	282-0008

■一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援)

名称	所在地	電話番号
相談支援事業所 プルメリア	御船町豊秋1557番地	202-1048

■特定相談支援(計画相談支援)

名称	所在地	電話番号
相談支援センター「あすか」	御船町小坂 2140 番地 1	282-3153
相談支援センター ひまわり	御船町滝川 1981 番地 1	281-4111
指定特定相談支援・障がい児相談支援事業所 タッチ	御船町木倉 22 番地 4	202-2002
相談支援事業所 プルメリア	御船町豊秋1557番地	202-1048

■相談支援(障がい者に関する相談支援全般)

名称	所在地	電話番号
相談支援事業所 プルメリア	御船町豊秋1557番地	202-1048

(4)子育て支援関連事業所等

■児童発達支援センター

名称	所在地	電話番号
上益城圏域児童発達支援センター	御船町高木 4494 番地 46	282-4180

■児童発達支援

名称	所在地	電話番号
児童発達支援センター わいわいなかま	御船町高木 4494 番地 46	282-4180
こども発達支援 モーツァルト	御船町辺田見 361 番地 4	282-6035
児童発達支援多機能型事業所 エルサ	御船町木倉 22 番地 4	202-2002
障害児通所支援事業所 あすでい	御船町高木 788 番地 B 棟 101	282-6635

■放課後等デイサービス

名称	所在地	電話番号
児童発達支援センター わいわいなかま	御船町高木 4494 番地 46	282-4180
こども発達支援 モーツァルト	御船町辺田見 361 番地 4	282-6035
児童発達支援多機能型事業所 エルサ	御船町木倉 22 番地 4	202-2002
放課後等デイサービス エルサ 木倉教室	御船町木倉 1131 番地 4	200-7875
障害児通所支援事業所 あすでい	御船町高木 788 番地 B 棟 101	282-6635

■保育所等訪問支援

名称	所在地	電話番号
児童発達支援センター わいわいなかま	御船町高木 4494 番地 46	282-4180
児童発達支援多機能型事業所 エルサ	御船町木倉 22 番地 4	202-2002
放課後等デイサービス エルサ 木倉教室	御船町木倉 1131 番地 4	200-7875

■障がい児相談支援

名称	所在地	電話番号
相談支援センター 「あすか」	御船町小坂 2140 番地 1	282-3153
相談支援センター ひまわり	御船町滝川 1981 番地 1	281-4111
指定特定相談支援・障がい児相談支援事業所 タッチ	御船町木倉 22 番地 4	202-2002
相談支援事業所 プルメリア	御船町豊秋1557番地	202-1048

■子育て支援拠点事業

名称	所在地	電話番号
つどいの広場 ゆうゆう	御船町御船 1003 番地 2(子育てふれあい館)	282-6009

■ファミリー・サポート・センター事業

名称	所在地	電話番号
御船町ファミリー・サポート・センター	御船町御船 1003 番地 2(子育てふれあい館)	282-6009

■病児・病後児保育

名称	所在地	電話番号
御船みるく病児保育室	御船町木倉 554 番地 2	282-2668

■認可保育園

名称	所在地	電話番号
若葉保育園(町立)	御船町木倉 1416 番地	282-0438
上野保育園(町立)	御船町上野 1519 番地 2	284-2601
高木保育園(私立)	御船町高木 4361 番地 1	282-2305
御船昭和保育園(私立)	御船町御船 779 番地	282-0174
ぎんなん幼愛園(私立)	御船町陣 1234 番地	282-0017
滝尾たんぽぽ園(私立)	御船町滝尾 6257 番地 9	282-7699

■認定こども園

名称	所在地	電話番号
認定こども園みどりの里(私立)	御船町木倉 1700-1	282-0010
認定こども園滝尾幼稚園(私立)	御船町滝尾 6257-9	282-0937
認定こども園にじいろのもり(私立)(令和 6 年 4 月開園)	御船町滝川 1749-1	282-0808

■認可外保育園

名称	所在地	電話番号
小さな森のこども園	御船町滝川 45 番地	282-2252

■学童保育

名称	所在地	電話番号
御船学童保育 どんぐりクラブ	御船小学校敷地内	282-4416
御船学童保育 くるみクラブ	御船小学校敷地内	282-6340
御船学童保育 しいのみクラブ	御船小学校敷地内	282-0553
木倉学童保育 あげぼのクラブ	木倉小学校敷地内	282-6550
滝尾学童保育 たんぽぽクラブ	公民館滝尾分館	080-6457-0168
高木学童保育 うさぎクラブ	JA 高木支所跡	282-2101
高木学童保育 かめクラブ	JA 高木支所跡	282-2101
七滝中央学童保育 かなえばクラブ	旧七滝中仮設団地談話室	201-2053
小坂学童保育 ひまわりクラブ	公民館小坂分館	070-4510-9266
小坂学童保育 ひまわり第 2 クラブ	公民館小坂分館	070-4510-9266

(5)避難所一覧

■指定避難所・指定緊急避難場所

校区	名称	所在地	指定避難所
御船	御船町スポーツセンター	御船町木倉 1176 番地 1	●
	御船町カルチャーセンター	御船町木倉 1168 番地	●
	御船小学校	御船町滝川 3 番地	●
	御船中学校	御船町辺田見 55 番地	●
	御船町商工会	御船町御船 923 番地	
	御船分館	御船町御船 851 番地 7-2	
	御船昭和保育園	御船町御船 779 番地	
	(有)ホンダ介護サービスセンター	御船町御船 820 番地	●
	町民憩の家	御船町御船 726 番地	●
	上益城消防署	御船町辺田見 169 番地	●
	ふれあい広場	御船町辺田見 100 番地	
滝尾	滝尾小学校	御船町滝尾 934 番地 1	●
	滝尾分館	御船町滝尾 1025 番地 1	
	滝尾幼稚園	御船町滝尾 6257 番地 9	
	熊本県農業研究センター茶業研究所	御船町滝尾 5450 番地	●
	水越社会教育センター	御船町水越 2449 番地	●
	水越分館	御船町水越 4152 番地 3	
七滝中央	七滝社会教育センター(体育館)	御船町七滝 2555 番地 2	●
	七滝分館	御船町七滝 2602 番地 4	●
	七滝中央小学校	御船町上野 1500 番地	●
	上野保育園	御船町上野 1519 番地 2	
	上野分館	御船町上野 2226 番地	●
	南田代公民館	御船町上野	
	田代東部社会教育センター	御船町田代 4984 番地	●
	緑の村(管理棟)	御船町田代 8405 番地 24	●
	田代東部分館	御船町上野 5191 番地 3	●
	障がい者総合支援センターヴィラささゆ 田代西部福祉センター	御船町田代 1842 番地 4	●
	北田代分館	御船町田代 1032 番地 3	●
木倉	木倉小学校	御船町木倉 954 番地	●
	御船高等学校	御船町木倉 1253 番地	●
	木倉分館	御船町木倉 812 番地 1	
	若葉保育園	御船町木倉 1416 番地	
高木	高木小学校	御船町高木 1633 番地	●
小坂	小坂小学校	御船町小坂 2193 番地 2	●
	小坂分館	御船町陣 2016 番地 2	
	陣多目的集会所	御船町陣 1966 番地 3	
	ぎんなん幼愛園	御船町陣 1234 番地	

※この一覧に示している施設は、全て指定緊急避難場所に指定。

※学校関連施設では、校舎、運動場等の別により、指定避難所・指定緊急避難場所の別が異なる場合がある。

■福祉避難所

	名称	所在地
1	御船町カルチャーセンター	御船町木倉 1168 番地
2	御船町観光交流センター	御船町御船 1003 番地
3	御船町子育てふれあい館	御船町御船 1003 番地 2
4	介護老人福祉施設 グリーンヒルみふね	御船町辺田見 840 番地 9
5	養護老人ホーム オアシス	御船町木倉 4780 番地
6	特別養護老人ホーム 桜の丘	甲佐町西寒野 1161 番地
7	社会福祉法人 リデルライトホーム	熊本市中央区黒髪 5 丁目 23 番地 1
8	医療法人社団藤岡会 藤岡医院	御船町御船 1061 番地
9	デイサービスセンター 柊	御船町御船 820 番地
10	障がい者総合支援センター ヴィラささゆ	御船町小坂 2140 番地 1

※1～3は町の指定福祉避難所、4～10は施設等との協定により確保している福祉避難所。

2. 御船町地域福祉計画策定委員会設置要綱

○御船町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和5年3月30日

訓令第9号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、御船町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に関し必要な事項について調査及び審議を行うことを目的として、御船町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 地域福祉計画の町長への報告に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は委員15人以内で組織し、次の各号に掲げるものの中から町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委員を委嘱した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選による。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外のものに出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

3. 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人御船町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉の推進を目的に「御船町地域福祉活動計画」を策定するため、御船町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 計画策定にあたっては、御船町（以下「町」という。）が策定した社会福祉法第107条に規定する「御船町地域福祉計画（以下、「福祉計画」という。）との整合性を図り、連携して策定するよう努めるものとする。

(委員会の構成及び任期)

第2条 委員会は委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。

ただし、第1条第2項に掲げる計画を共同で策定するため、町福祉計画策定委員会を設置した場合は、町福祉計画策定委員に委嘱することができる。

(1) 保健・医療・福祉関係者

(2) 関係団体の代表者

(3) その他会長が必要と認める者

2 委員の任期は、会長が委嘱した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、社協会長の諮問を受けて、「地域福祉活動計画」について、審議を行い、その結果を答申するものである。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によって選出する。ただし、第2条第1項の規定により委員を町の地域福祉策定委員をもって委員会委員としたときは、町福祉計画策定委員会の委員長及び副委員長をもってこれにあてる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し会長の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外のものに出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

4. 御船町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員等名簿

	氏名	所属機関等及び役職	備考
1	西橋 静香	社会福祉法人 御船町社会福祉協議会 事務局長	
2	小柳 勇人	医療法人社団 松本会 希望ヶ丘病院 事務部課長（精神保健福祉士）	
3	山崎 雅之	社会福祉法人 御陽会 障害者総合支援 センター ヴィラささゆ 施設長	
4	吉本 洋	社会福祉法人 恵寿会 老人総合福祉施 設 グリーンヒルみふね 総括施設長	
5	佐藤 智子	御船町民生委員児童委員協議会 会長	副委員長
6	栗原 秀子	上益城地域療育センター センター長	
7	柴田 恒美	NPO 法人 子育て談話室 理事長	
8	ジェリフ はづき	御船町議会 産業厚生常任委員会 委員長	
9	中熊 博明	御船町区長会 会長	委員長
10	上村 良親	ボランティア連絡協議会 会長	
11	緒方 真理	こども未来課 課長	
12	沖 勝久	健康づくり保険課 課長	

委嘱期間 : 令和5年9月1日～令和7年3月31日

(順不同、敬称略)

5. 用語解説

◆あ行

用語	解説
アウトリーチ	直訳すると「外に手を伸ばす」ことを意味する。福祉分野では、支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届ける取組。
SDGs (持続可能な開発目標)	Sustainable Development Goals の略。日本語では「持続可能な開発目標」と呼ばれ、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際的な目標。
SNS	「Social Networking Service」の略。インターネット上で、個人同士が繋がれるような場所を提供しているサービスの総称。代表的なSNSとして、LINE・X(旧Twitter)・Instagram・Facebook等が挙げられる。
NPO	Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の略。日本語では「非営利団体」と呼ばれ、利益を得ることを目的とせず、主に福祉、教育、環境などの分野で社会貢献活動を行う民間組織。

◆か行

用語	解説
核家族化	人口の都市集中などが進み、3世代家族等の大家族が減少し、核家族(夫婦とその未婚の子どもからなる家族)が増加すること。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利を擁護したり、ニーズ表明を支援し代弁したりすること。
更生保護	犯罪や非行をした人に対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動。
個別避難計画	平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意された方について、災害時に迅速かつ適切な避難支援ができるように作成する計画。

◆さ行

用語	解説
災害ボランティアセンター	災害ボランティアの受け入れ窓口となり、被災地でのボランティア活動を支援する臨時の組織。
サロン	誰もが参加でき、様々な世代の人達が集まり、共同で企画を行い運営していく仲間づくり、居場所づくりをする交流の場。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置される、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織。都道府県や政令指定都市、市区町村を単位に設置されており、住民の多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえて、地域のボランティアと協力しながら独自の事業に取り組んでいる。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人。
社会を明るくする運動	全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者等に対して就学に必要な費用を援助する制度。
障害者手帳	障がいのある人に対し、一定の障がいを持つことを認定し交付される手帳。障害福祉サービスの受給等において必要となるものであり、障がいの内容に応じて、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳がある。
身体障害者手帳	視覚や聴覚、手足、臓器などの身体に一定以上の障がいがあると認められた人に交付されるものであり、障害福祉サービスの受給等において必要となるもの。
生活困窮者自立支援事業	生活保護受給に至ることを可能な限り防ぐことを目的に、生活保護に至る可能性がある人のうち、自立の可能性がある人を対象に、自立に向けた相談支援や住まいの確保、就労、家計の立て直し、子どもの学習支援等の支援を行う事業。
生活保護	世帯の収入だけでは国が定める基準に満たない場合に、その不足する額を支給し、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度。
精神障害者保健福祉手帳	統合失調症、うつ病、てんかん、発達障がいなどにより、一定程度の精神障がいの状態にあると認められた人に交付されるものであり、障害福祉サービスの受給等において必要となるもの。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、財産管理、契約、遺産分割の協議等の支援を行う制度のこと。
成年後見センター	成年後見制度や、権利擁護に関する相談に応じ、成年後見制度の代行手続きや支援、関係機関の紹介なども行う機関。

◆た行

用語	解説
ダブルケア	「子どもの育児」と「親や親族の介護」が同時期に発生すること。晩婚化や晩産化、平均寿命の延伸などの影響により、ダブルケアを行っている人は増加傾向にあると言われている。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画すること。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の様々な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域の縁がわ	地域の誰もがいつでも気軽に集い、支え合う地域の拠点のこと。熊本県が普及を促進している。
地域包括ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、ニーズに応じた住宅が提供されることを前提に、医療、介護、予防、見守りなどの多様な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供されていく体制のこと。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送るため、高齢者の生活を支える総合的な機関として設置されているもの。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	Domestic Violence の略。家族や恋人など親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力。

◆な行

用語	解説
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助を行うことにより、自立した地域生活を送れるよう支援する事業。

◆は行

用語	解説
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。防災マップ、被害予測図、被害想定図、アボイド（回避）マップ、リスクマップなどと呼ばれているものもある。
8050問題	ひきこもりなど生活が自立できていない50代の子どもを80代の親が支える問題。

パブリックコメント	国や地方公共団体等が計画等を策定する際に、その案を広く公表し、住民等から意見や情報を募集する手続き。
ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する方のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方。

◆ま行

用語	解説
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の生活や福祉に関する相談対応や問題解決の支援にあたる、地域の身近な相談役を務めるボランティア。子育てに関する相談等に対応する児童委員を兼務する。

◆や行

用語	解説
ヤングケアラー	本来大人が行うべきと考えられている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。
ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であることを目指したデザイン。

◆ら行

用語	解説
療育手帳	知的障がい（知的機能の障がいがおおむね18歳までにあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態）があると認められる人に交付されるものであり、障害福祉サービスの受給等において必要となるもの。

第4期御船町地域福祉計画
御船町自殺対策推進計画
第3期御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画

令和6年3月

発行・編集

御船町 福祉課

〒861-3296 熊本県上益城郡御船町御船 995-1

TEL : 096-282-1342 / FAX : 096-282-1171

御船町 健康づくり保険課（自殺対策推進計画）

〒861-3296 熊本県上益城郡御船町御船 995-1

TEL : 096-282-1602 / FAX : 096-282-7708

社会福祉法人 御船町社会福祉協議会

〒861-3207 熊本県上益城郡御船町御船 1001-1

TEL : 096-282-0785 / FAX : 096-282-7895

